

令和 4 年

## 第 3 回定例会会議録

令和 4 年 9 月 8 日

）

令和 4 年 9 月 22 日

田 上 町 議 会

## 目 次

○田上町告示第20号	1
○会期日程	2
○応招議員	3
○町長提出議案一覧表	4

### 会期第1日 [第1号] (9月8日 (木))

○招集年月日、招集場所	7
○出席議員	7
○欠席議員	7
○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名	7
○本会議に職務のため出席した者の氏名	7
○開 会	8
○開 議	9
○日程第 1 会議録署名議員の指名	9
○日程第 2 会期の決定	9
○日程第 3 諸般の報告	9
○日程第 4 報告第 5号 専決処分(損害賠償の額の決定及び和解)の報告について	14
○日程第 5 報告第 6号 令和3年度田上町一般会計継続費の精算報告について	14
○日程第 6 選挙第 1号 選挙管理委員及び補充員の選挙について	15
○日程第 7 承認第11号 専決処分(令和4年度田上町一般会計補正予算(第5号))の報告について	16
○日程第 8 承認第12号 専決処分(同年度田上町一般会計補正予算(第6号))の報告について	16
○日程第 9 議案第36号 田上町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	17
○日程第10 議案第37号 令和4年度田上町一般会計補正予算(第7号)議定について	18
○日程第11 議案第38号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算	

		(第1号) 議定について	18
○日程第12	認定第1号	令和3年度田上町一般会計歳入歳出決算認定について	19
○日程第13	認定第2号	同年度田上町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	19
○日程第14	認定第3号	同年度田上町集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	19
○日程第15	認定第4号	同年度田上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	20
○日程第16	認定第5号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	20
○日程第17	認定第6号	同年度田上町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定について	20
○日程第18	認定第7号	同年度田上町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	20
○日程第19	認定第8号	同年度田上町水道事業会計決算認定について	20
○日程第20	一般質問		24
	4番	藤田直一君	24
	2番	小野澤健一君	33
	5番	渡邊勝衛君	47
	7番	中野和美君	57
○散会			66
○議事日程第1号			67

#### 会期第2日 [第2号] (9月9日 (金))

○招集年月日、招集場所	69
○出席議員	69
○欠席議員	69
○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名	69
○本会議に職務のため出席した者の氏名	69
○開議	70
○日程第1 一般質問	70

9番 椿 一 春 君 .....	7 0
14番 高 橋 秀 昌 君 .....	7 8
12番 池 井 豊 君 .....	9 1
1番 森 山 晴 理 君 .....	1 0 2
○散 会 .....	1 1 2
○議事日程第2号 .....	1 1 3

会期第15日 [第3号] (9月22日 (木))

○招集年月日、招集場所 .....	1 1 5
○出席議員 .....	1 1 5
○欠席議員 .....	1 1 5
○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名 .....	1 1 5
○本会議に職務のため出席した者の氏名 .....	1 1 5
○開 議 .....	1 1 6
○日程第 1 承認第11号 専決処分（令和4年度田上町一般会計補正予算 （第5号））の報告について .....	1 1 6
○日程第 2 承認第12号 専決処分（同年度田上町一般会計補正予算（第 6号））の報告について .....	1 1 6
○日程第 3 議案第36号 田上町職員の育児休業等に関する条例の一部改 正について .....	1 1 8
○日程第 4 議案第37号 令和4年度田上町一般会計補正予算（第7号） 議定について .....	1 1 9
○日程第 5 議案第38号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算 （第1号）議定について .....	1 1 9
○日程第 6 認定第 1号 令和3年度田上町一般会計歳入歳出決算認定に ついて .....	1 2 2
○日程第 7 認定第 2号 同年度田上町下水道事業特別会計歳入歳出決算 認定について .....	1 2 2
○日程第 8 認定第 3号 同年度田上町集落排水事業特別会計歳入歳出決 算認定について .....	1 2 3
○日程第 9 認定第 4号 同年度田上町国民健康保険特別会計歳入歳出決 算認定について .....	1 2 3

○日程第 1 0	認定第 5 号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出 決算認定について ……………	1 2 3
○日程第 1 1	認定第 6 号	同年度田上町訪問看護事業特別会計歳入歳出決 算認定について ……………	1 2 3
○日程第 1 2	認定第 7 号	同年度田上町介護保険特別会計歳入歳出決算認 定について ……………	1 2 3
○日程第 1 3	認定第 8 号	同年度田上町水道事業会計決算認定について ……	1 2 3
○日程第 1 4	請願第 2 号	「コロナ禍においても私立高校生が学費の心配 なく学び続けられるよう、私学助成の増額・拡 充を求める意見書」の採択を求める請願につい て ……………	1 2 8
○日程の追加			1 2 9
○追加日程第 1	発委第 2 号	コロナ禍においても私立高校生が学費の心配な く学び続けられるよう、私学助成の増額・拡充 を求める意見書について ……………	1 2 9
○日程第 1 5	発議第 5 号	国葬実施の撤回を求める意見書について ……………	1 3 2
○日程第 1 6		議員派遣の件について ……………	1 3 7
○日程第 1 7		閉会中の継続調査について ……………	1 3 7
○閉 会			1 3 8
○議事日程第 3 号			1 3 9

田上町告示第20号

令和4年 第3回田上町議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年8月25日

田上町長 佐野恒雄

1. 期 日 令和4年9月8日
2. 場 所 田上町議会議場

令和4年 第3回 田上町議会（定例会）会期日程

月 日 (曜)	開 議 時 間	本委区分	内 容
9. 8 (木)	午前 9:00	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開 会 (開議)</li> <li>・会議録署名議員の指名</li> <li>・会期の決定</li> <li>・諸般の報告</li> <li>・人事案件上程(提案説明・質疑・採決)</li> <li>・議案上程 (提案説明・質疑・委員会付託)</li> <li>・一般質問</li> <li>・散 会</li> </ul>
		本会議終了後	委員会 広報常任委員会
9. 9 (金)	午前 9:00	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開 議</li> <li>・一般質問</li> <li>・散 会</li> </ul>
9. 10 (土)			(休 会)
9. 11 (日)			(休 会)
9. 12 (月)			議案調査
9. 13 (火)	午前 9:00	委員会	総務産経常任委員会 (付託案件審査)
9. 14 (水)	午前 9:00	委員会	社会文教常任委員会 (付託案件審査)
9. 15 (木)	午前 9:00	委員会	決算審査特別委員会 (付託案件審査)
9. 16 (金)	午前 9:00	委員会	決算審査特別委員会 (付託案件審査)
9. 17 (土)			(休 会)
9. 18 (日)			(休 会)
9. 19 (月)			(休 会)
9. 20 (火)	午前 9:00	委員会	決算審査特別委員会 (付託案件審査)
9. 21 (水)			議案調査
9. 22 (木)	午後 1:30	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開 議</li> <li>・議案審議 (委員長報告・質疑・討論・採決)</li> <li>・閉 会</li> </ul>

応招議員（14名）

1番	森	山	晴	理	君
2番	小野	澤	健	一	君
3番	品	田	政	敏	君
4番	藤	田	直	一	君
5番	渡	邊	勝	衛	君
6番	小	嶋	謙	一	君
7番	中	野	和	美	君
8番	今	井	幸	代	君
9番	椿		一	春	君
10番	熊	倉	正	治	君
11番	松	原	良	彦	君
12番	池	井		豊	君
13番	関	根	一	義	君
14番	高	橋	秀	昌	君

令和4年第3回田上町議会（定例会）提出議案一覧表

議案番号	件名
報告第5号	専決処分（損害賠償の額の決定及び和解）の報告について
報告第6号	令和3年度田上町一般会計継続費の精算報告について
選挙第1号	選挙管理委員及び補充員の選挙について
承認第11号	専決処分（令和4年度田上町一般会計補正予算（第5号））の報告について
承認第12号	専決処分（同年度田上町一般会計補正予算（第6号））の報告について
議案第36号	田上町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
議案第37号	令和4年度田上町一般会計補正予算（第7号）議定について
議案第38号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）議定について
認定第1号	令和3年度田上町一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号	同年度田上町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号	同年度田上町集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号	同年度田上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第6号	同年度田上町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案番号	件名
認定第7号	同年度田上町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第8号	同年度田上町水道事業会計決算認定について

# 第 1 号

( 9 月 8 日 )

令和4年田上町議会  
第3回定例会会議録  
(第1号)

---

---

- 1 招集場所 田上町議会議場
- 2 開 会 令和4年9月8日 午前9時
- 3 出席議員
- |    |        |     |       |
|----|--------|-----|-------|
| 1番 | 森山晴理君  | 9番  | 椿一春君  |
| 2番 | 小野澤健一君 | 10番 | 熊倉正治君 |
| 3番 | 品田政敏君  | 11番 | 松原良彦君 |
| 4番 | 藤田直一君  | 12番 | 池井豊君  |
| 5番 | 渡邊勝衛君  | 13番 | 関根一義君 |
| 6番 | 小嶋謙一君  | 14番 | 高橋秀昌君 |
| 7番 | 中野和美君  |     |       |
- 4 欠席議員
- 8番 今井幸代君
- 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- |        |      |               |      |
|--------|------|---------------|------|
| 町 長    | 佐野恒雄 | 地域整備課長        | 宮嶋敏明 |
| 副町長    | 吉澤深雪 | 町民課長<br>会計管理者 | 本間秀之 |
| 教育長    | 安中長市 | 教育委員会<br>事務局長 | 時田雅之 |
| 総務課長   | 鈴木和弘 | 産業振興課長補佐      | 近藤拓哉 |
| 政策推進室長 | 堀内誠  | 保健福祉課長補佐      | 棚橋康夫 |
- 6 本会議に職務のため出席した者の氏名
- 議会事務局長 渡辺 明
- 書記 板屋越 麻衣子
- 7 議事日程
- 別紙のとおり
- 8 本日の会議に付した事件
- 議事日程と同じ

---

午前9時00分 開 会

---

議長（小嶋謙一君） 改めて、おはようございます。本日、令和4年第3回田上町議会定例会が告示になっておりますので、ただいまから開会いたします。

ただいまの出席議員は13名であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

なお、今井議員より欠席届が提出されておりますので、報告いたします。

佐野町長から招集のご挨拶をお願いいたします。

（町長 佐野恒雄君登壇）

町長（佐野恒雄君） 改めまして、皆さんおはようございます。議会開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和4年第3回田上町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、秋の収穫期を迎えて何かとご多用のところご参集を賜りまして、誠にありがとうございました。

今年の夏も昨年以上に記録的な酷暑に見舞われました。ようやく過ごしやすくなってきたと思っておったのですが、大型で強い台風11号のフェーン現象の影響からか、大変厳しい残暑となっております。

今議会の専決処分を報告いたしますが、8月3日からの県北豪雨で被害の大きかった関川村を中心に、大規模災害時における「チームにいがた」による被災地支援に町職員を派遣いたしました。期間は8月10日から31日までで、被災地では建物被害認定調査、避難所運營業務、罹災証明書交付業務に当たりました。被災された皆様におかれましては、一日も早く日常生活が取り戻せるよう願うばかりであります。これから台風の接近、上陸を心配する季節となりましたけれども、当町も災害に対して万全に備えていきたいと思っております。

さて、今定例会におきましては、報告案件が2件、令和4年度の一般会計の補正予算で専決処分の報告が2件、町職員の育児休業等に関する条例の一部改正、令和4年度の一般会計等の補正予算が2件、令和3年度の一般会計及び各特別会計の決算認定についての8件、合計15案件をご提案申し上げます。今議会は、決算議会ということで長期になろうかと存じますが、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。招集の挨拶といたします。よろしくをお願いいたします。

議長（小嶋謙一君） 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付のとおりであります。

---

午前9時04分 開 議

議長（小嶋謙一君） これより本日の会議を開きます。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（小嶋謙一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって

9番 椿 一 春 議員

10番 熊 倉 正 治 議員

を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

議長（小嶋謙一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、提出案件から見て、また議会運営委員会の議を経まして、本日8日から22日までの15日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小嶋謙一君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日8日から22日までの15日間と決定いたしました。

---

#### 日程第3 諸般の報告

議長（小嶋謙一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査結果報告書の6月分、7月分、並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告書、並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定による田上町教育に関する事務の点検及び評価報告書が提出されております。お手元に写

しを配付いたしましたので、御覧願います。

次に、本日までに受理した請願は、「コロナ禍においても私立高校生が学費の心配なく学び続けられるよう、私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択を求める請願の1件であります。この請願については、会議規則第91条及び第92条第1項の規定によって、お手元に配付の請願文書表のとおり、所管の社会文教常任委員会に付託いたしましたので、報告いたします。

本定例会には、議案説明のため、地方自治法第121条の規定によって、説明員の出席を求めています。

次に、閉会中の所管事務調査について、社会文教常任委員長からの報告を行います。

(社会文教常任委員長 池井 豊君登壇)

社会文教常任委員長(池井 豊君) 社会文教常任委員会の所管事務調査の報告をいたします。

期日は令和4年8月22日午後から行いました。調査事項は、県央基幹病院の建設現場の視察、それから県央基幹病院開院後の加茂病院の役割について、それから加茂・田上病児保育園の現状と利用実績についてでございます。

当委員会所管の病院保健業務について、マスコミ報道等で基幹病院のモデルルームといいましょうか、1分の1模型なんて言われていましたけれども、そういうところの公開されたところを見て、当委員会でもしっかりと県央基幹病院、またはその後の話なんかを調査しなければならないということで行いました。県央基幹病院については、工事現場を視察させていただいて、免震構造が非常に最新の技術を入れてすばらしい工事をされているところを確認しました。それから、モデルルームというものはモデルルームを公開するわけではなくて、同じような部屋を造って、看護師や医師からどのような設備が必要かというところを確認するために、このような施設を造って行っているのだというような話がありました。工事は順調に進んでいるというふうな話でございました。

それから、県央基幹病院開院後の加茂病院の役割についてですが、本当は加茂病院で行う予定だったのですが、加茂病院が新型コロナウイルス病棟に指定されたために田上町役場で行いました。話の内容は県病院局職員が来て説明しましたが、住民説明会で行ったものと同じような内容の説明でありました。基本的には現在の診療科を維持するということ、指定管理者にあっても県立病院であること、それから休日以外の昼間の時間帯は救急車も受け入れるというような話が中心だったと思っ

ています。

質疑がありました。加茂病院が指定管理者になったとき、その後の病児保育園等の対応はというような質問について、小児科医が少なく、専門医の配置ができない現状にあるのですが、指定管理者と協議していくというような答弁がありました。

また、加茂病院と基幹病院と、あとかかりつけ医との関係はどのようなものになるのかということで、個人の判断により選択してもらうような話が出ていました。

それから、県立病院では赤字だったのですが、それが黒字になるのかというような質疑に対しては、これからも一般会計からの繰出金をしていくと、指定管理者に。それから、人件費等で経営を改善できるのではないかとすることを期待しているというような答弁がございました。

それから、病児保育園については石附園長から来ていただいて、現状を報告してもらいました。新型コロナウイルス感染症から利用が少なくなっているとか、新型コロナウイルスで保護者が休みやすい環境になっているのではないかとか、これから改善していくのではないかとというような話がなされたところです。

以上で社会文教常任委員会の所管事務調査の報告を終わります。

議長（小嶋謙一君） 社会文教常任委員長長の報告が終わりました。池井委員長、ご苦労さまでした。

以上で社会文教常任委員長からの所管事務調査の報告を終わります。

次に、一部事務組合議会の報告を行います。

最初に、加茂市・田上町消防衛生保育組合議会の報告を求めます。

（9番 椿 一春君登壇）

9番（椿 一春君） おはようございます。では、令和4年度加茂市・田上町消防衛生保育組合の8月臨時会の報告をいたします。

令和4年8月1日午前9時30分から加茂市役所で開催されました。今回加茂市議の方が3名欠席され、当町では高橋議員、関根議員、池井議員、私の4名が出席しております。

それから、以前に安田議員がご逝去され、今回、中野元栄議員がその役に就かれましたので、席順の指定とごみ処理施設の特別委員会の選任が行われました。

臨時会の主な議案は、第4号議案でありまして、その内容については、ページをめくっていただきまして3ページになりますが、高度規格消防車の備品購入についての契約がされたということで、総合金額2,552万円のもので、物品の内容については、4ページのところの高度救命処置用資機材ということで一覧にされてお

ます。

それから、次の5ページのところ、参考として指名業者の情報と、あと6ページ目のほうなのですが、これは以前に決定されている消防車と今回の備品関係を全部含めまして、どれぐらいの経費がかかるかということが説明されました。4,334万円が執行されます。起債に関しては、70%が交付税算入されていますので、当組合での持ち出しは1,905万円であります。そのうち、田上町の負担としては、680万5,000円の負担という説明がありました。

以上が臨時会の議案の説明であります。これが終わりましたから、ごみ処理建設特別委員会が開催されました。内容については、ごみ処理施設の候補地の選定の手順ということで執行側からの説明がありまして、コンサルタントの業者からも説明がありました。

9ページ目のところに、建設までの選定手順ということでフロー図があります。ここで第1次選定、第2次選定、第3次選定というひし形のところで、おのおのそこはキーポイントとなるところなのですが、まず最初の前提としては、必要な面積、最低でも2ヘクタールが必要で確保したいと。第1次選定としては、除外したい地域を定めるということです。説明の資料のところにはないのですが、7番目として、水害も加味したところで場所の選定をしていくということです。

それから、第2次選定のところでは、おおまか地域住民との合意形成を可能とするようなところまで持っていき、第3次選定というのは大体この辺の地域で決まることなのですが、日程的には令和4年12月頃に第3次選定までというと、具体的にこの辺の地域ということが選定されるのですが、そういったところまでを選定していきたいというふうな日程でこれから作業を進めていくということを説明がありました。

以上で、加茂市・田上町消防衛生保育組合の報告を終わります。

議長（小嶋謙一君） 報告が終わりました。椿議員、ご苦労さまでした。

次に、三条地域水道用水供給企業団議会の報告を求めます。

（10番 熊倉正治君登壇）

10番（熊倉正治君） 三条地域水道用水供給企業団議会第2回定例会が8月8日に開催をされましたので、報告いたします。

今議会では、三条市の議員7名ですが、4月に選挙がございましたので、それぞれ三条市のほうに選任された議員7名の紹介と議席の決定がございました。あわせて、議長については三条市からの選出という慣例になっておりますので、副

議長の指名推選で名簿もつけておきましたが、酒井三条市議が議長に当選をされております。

あと議案につきましては3件でございますが、1件は水道用水供給企業団水道用水供給条例の一部改正、これは条例の改正後と現行のものがついておりますが、基本料金が長年三条市と加茂市、田上町で格差があったということで、それを解消していくという計画の中で、今回はこの条例は来年の4月1日からの施行でございます。一律基本料金は52円44銭ということで、今までは67円90銭でありましたので、若干下がったわけですが、使用料金のほうが今のところ25円80銭を37円61銭ということで値上げになるという、この辺の試算の資料はつけませんでした。資料を見ますと、当町においては現在5,573万7,000円ほどの年間の料金を企業団にお支払いをしておりますが、この値上げによる部分と値下げによる部分を計算いたしますと、改定後は5,789万2,000円ほどの予定になるということで、約215万5,000円ほど値上げになるという結果になっております。この辺は、また令和5年度の予算の関係で議論にもなろうかと思いますが、一応企業団の試算のほうではそういった値上げになるという報告がありました。長年の懸案でございましたので、特に議論となったようなことはございませんでした。

それと、決算の関係でございますが、令和3年度の未処分利益剰余金の処分、これはそれぞれ決算書に載っておりますが、資本金と減債積立てのほうに繰り入れるという考え方でございますので、これについても特に議論はございませんでした。

令和3年度の決算でございますが、決算書もつけておきましたが、それぞれ異議なく認定をされたということでございます。

以上が、水道企業団議会の報告でございます。

議長（小嶋謙一君） 報告が終わりました。熊倉議員、ご苦労さまでした。

最後に、新潟県後期高齢者医療広域連合議会の報告を求めます。

（12番 池井 豊君登壇）

12番（池井 豊君） 新潟県後期高齢者医療広域連合の議会報告をさせていただきます。

一部事務組合議会報告の28ページからです。議案の概要は29ページに記載のとおりです。

議案第6号 専決処分については、非常勤の育児休業の介護休暇の取得要件の緩和に対するものです。

それから、議案第7号については、常勤、非常勤の職員の育児休業の取得回数制限の緩和に係る事項についてでございます。

それから、議案第8号として、令和3年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計の歳入歳出決算の認定が行われました。数字はそこに記載のとおりでございます。

議案第9号は、特別会計の歳入歳出の決算認定でございます。数字はそこに書いてあるところです。補足説明をさせていただきます。30ページにグラフがあると思うのですが、このグラフを見ますと、令和2年度、令和3年度と被保険者数が減少して、これから回復傾向と言ったらおかしいのですが、になるのかなというような雰囲気で見られがちなのですが、これは令和4年度からまた増加していくということで、団塊の世代の谷間みたいな表現だったのですが、いっとき減少して、それからまた令和4年度から増加に転じるということです。

それから、②の表では、医療給付費は減少しているように見えるのですが、調剤費は減少しているものの、医科や歯科で増加傾向にあるというようなことでした。

それから、新型コロナウイルスで落ち込んでいた受診率は回復傾向ですが、減少しているというような話でございました。

議案第10号については、医療財政調整基金への積立金及び令和3年度各種負担金の精算に係る経費を補正するものでした。いずれも質疑はなく、承認、認定でございました。

以上で報告を終わります。

議長（小嶋謙一君） 報告が終わりました。池井議員、ご苦労さまでした。

以上で一部事務組合議会の報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

---

日程第4 報告第5号 専決処分（損害賠償の額の決定及び和解）の報告について

日程第5 報告第6号 令和3年度田上町一般会計継続費の精算報告について

議長（小嶋謙一君） 日程第4、報告第5号及び日程第5、報告第6号の2案件の報告を行います。

佐野町長の報告を求めます。

（町長 佐野恒雄君登壇）

町長（佐野恒雄君） ただいま一括上程となりました報告2件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

はじめに、報告第5号 専決処分の報告につきましては、軽易な事項として町長

の専決処分事項に指定されております、損害賠償の額の決定及び和解に関するものであります。

その内容といたしましては、令和4年5月22日に発生した事故に関して、議案書に記載のとおり損害賠償の額を決定し、和解することを専決処分いたしましたので、地方自治法第180条の規定により報告いたします。

次に、報告第6号 令和3年度田上町一般会計継続費の精算報告につきましては、総務費の企画事業において、総合計画策定業務を令和2年度及び令和3年度の2か年で実施したものであり、令和3年度に当該業務が終了したことから、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、継続費精算報告書として報告いたします。

報告は以上であります。

議長（小嶋謙一君） 以上で報告が終わりました。

本件は報告事件でありますので、これで終わります。

---

#### 日程第6 選挙第1号 選挙管理委員及び補充員の選挙について

議長（小嶋謙一君） 日程第6、選挙第1号 選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

選挙管理委員及び補充員につきましては、今年の9月29日で4年の任期を迎えるため、改選を行うもので、選挙管理委員及び補充員は、地方自治法第182条の規定によって議会で選挙を行い、選出することになっており、このたび選挙を行うものであります。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小嶋謙一君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によって行うことに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小嶋謙一君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

選挙管理委員には涌井和夫さん、中澤昭さん、入倉玲子さん、熊倉進さん、補充員には佐藤誠さん、安中誠さん、吉田一也さん、相田和美さん、以上の方々を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました方々を選挙管理委員及び補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(小嶋謙一君) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました選挙管理委員及び補充員をそれぞれ当選人と決定しました。

ただいま当選されました補充員の補充の順序につきましては、ただいま議長が指名いたしました順序にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(小嶋謙一君) 異議なしと認めます。よって、補充員の補充の順序は議長が指名いたしました順序とすることに決定しました。

暫時休憩いたします。自席にてお願いいたします。

午前9時32分 休憩

---

午前9時33分 再開

議長(小嶋謙一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第7 承認第11号 専決処分(令和4年度田上町一般会計補正予算(第5号))の報告について

日程第8 承認第12号 専決処分(同年度田上町一般会計補正予算(第6号))の報告について

議長(小嶋謙一君) 日程第7、承認第11号及び日程第8、承認第12号の2案件を一括議題といたします。

提案者、佐野町長の説明を求めます。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) ただいま一括上程になりました2議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。これらにつきましては、8月18日開催の全員協議会において協議させていただいた内容であります。

はじめに、承認第11号 専決処分(令和4年度田上町一般会計補正予算(第5号))

の報告につきましては、歳入歳出それぞれ77万8,000円を追加いたしましたものであります。

その内容は、8月3日からの大雨により被害を受けている関川村等に対しまして、「チームにいがた」の一員として、当町より応援職員を派遣するに当たり、必要な経費を計上したものであります。

なお、早急な対応が必要なことから、8月8日付けで専決処分といたしました。

次に、承認第12号 専決処分（同年度田上町一般会計補正予算（第6号））の報告につきましては、歳入歳出それぞれ126万円を追加いたしましたものであります。

その内容は、オミクロン株に対応した新型コロナウイルスワクチンの接種について速やかに対応できるように、取り急ぎ接種券の印刷、郵送、システム改修などの準備経費を追加するものであります。

なお、これにつきましても早急な対応が必要なことから、8月18日付けで専決処分といたしました。

以上2議案につきまして、一括その概要をご説明申し上げました。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（小嶋謙一君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの2案件について一括質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております2案件につきましては、精査の必要がありますので、会議規則第39条第1項の規定によって、別紙議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

---

日程第9 議案第36号 田上町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議長（小嶋謙一君） 日程第9、議案第36号を議題といたします。

提案者、佐野町長の説明を求めます。

（町長 佐野恒雄君登壇）

町長（佐野恒雄君） ただいま上程になりました議案第36号 田上町職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましては、非常勤職員の育児休業について、国家公務員の制度改正に準じ、取得要件の緩和及び取得方法の柔軟化を図るため、所要の改正を行うものであります。

以上、その概要をご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（小嶋謙一君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの案件について質疑に入ります。ご質疑ある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております案件につきましては、精査の必要がありますので、会議規則第39条第1項の規定によって、別紙議案付託表のとおり総務産経常任委員会に付託いたします。

---

日程第10 議案第37号 令和4年度田上町一般会計補正予算（第7号）議定について

日程第11 議案第38号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）議定について

議長（小嶋謙一君） 日程第10、議案第37号及び日程第11、議案第38号の2案件を一括議題といたします。

提案者、佐野町長の説明を求めます。

（町長 佐野恒雄君登壇）

町長（佐野恒雄君） ただいま一括上程となりました2議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

はじめに、議案第37号 令和4年度田上町一般会計補正予算（第7号）の議定につきましては、歳入歳出それぞれ2億2,693万8,000円を追加するものであります。

その主な内容といたしまして、歳入では国庫支出金におきまして、新型コロナウイルスワクチン接種に係る負担金及び補助金の増額、寄附金におきまして、教育環境整備及び図書購入に係る指定寄附金の受入れ、町債におきまして、自動車分団消防ポンプ車庫の建て替え工事費の増額によるものであります。あわせて第3表、地方債補正において、起債限度額の増額をお願いいたします。

歳出では、総務費におきましては、令和3年度決算剰余金処分として財政調整基金への積立金の追加、令和5年度から導入する納税通知書QRコード対応のための準備経費の追加、民生費におきましては、広域養護老人ホームの入所措置委託料の増額、令和4年度より実施した難聴者補聴器購入費助成の増額、令和3年度の各種

事業の完了による国、県補助金返還金の追加、衛生費におきましては、オミクロン株に対応した新型コロナウイルスワクチン接種に伴う経費の増額、民生費同様、令和3年度の各種事業の完了による国、県補助金返還金の追加、商工費におきましては、護摩堂山登山道及び道の駅に係る修繕料の増額、土木費におきましては、除雪体制強化のため、新たに除雪機械1台を借り上げ、23台体制とするための経費の増額、消防費におきましては、消防団小型動力ポンプ修繕料の追加と自動車分団消防ポンプ車庫建て替え工事において建築資材高騰に伴う工事請負費の増額、教育費におきましては、寄附金を活用し、小中学校の教材備品及び地域学習センターの図書購入費の増額をお願いするものであります。

また、第2表、継続費では、総務費におけるホームページ作成委託業務について、昨今の新型コロナウイルスの感染症流行状況を鑑み、令和4年度での業務完了が困難になる場合に備え、令和5年度までの2か年を期間とする継続費の設定をお願いするものであります。

次に、議案第38号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）議定につきましては、歳入歳出それぞれ111万7,000円を追加するものであります。

その内容といたしましては、令和3年度の精算のため、後期高齢者医療広域連合納付金の増額をお願いするものであります。

以上2議案につきまして、その概要をご説明申し上げました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（小嶋謙一君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの2案件について一括質疑に入ります。ご質疑ある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております2案件につきましては、精査の必要がありますので、会議規則第39条第1項の規定によって、別紙議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

---

日程第12 認定第1号 令和3年度田上町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第13 認定第2号 同年度田上町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第14 認定第3号 同年度田上町集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第 1 5 認定第 4 号 同年度田上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 6 認定第 5 号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 7 認定第 6 号 同年度田上町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 8 認定第 7 号 同年度田上町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 9 認定第 8 号 同年度田上町水道事業会計決算認定について

議長（小嶋謙一君） 日程第12、認定第1号から日程第19、認定第8号までの8案件を一括議題といたします。

提案者、佐野町長の説明を求めます。

（町長 佐野恒雄君登壇）

町長（佐野恒雄君） ただいま一括上程になりました8議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

この8議案は、令和3年度の各会計決算の認定でありまして、会計管理者から提出された決算書に基づき監査委員の精査を受け、その意見書並びに主要施策の成果の説明書としてまとめた資料を添えてご提案いたすものであります。

はじめに、認定第1号 令和3年度田上町一般会計歳入歳出決算認定につきましては、最終的に歳入決算額54億8,581万579円、歳出決算額53億256万8,471円、歳入歳出差引額1億8,324万2,108円、翌年度へ繰り越すべき財源117万7,000円を差し引いた実質収支は1億8,206万5,108円の黒字決算、単年度収支は8,251万9,857円の赤字となりました。

歳入につきましては、令和2年度に対し18億5,747万3,965円、率にして25.3%の大幅な減額となりました。これは、令和2年度に実施した特別定額給付金事業、道の駅整備関連事業の完了による国庫補助金の減額などによるものであります。自主財源である町税につきましては、軽自動車税、町たばこ税及び入湯税は増額となりましたが、町民税及び固定資産税は減額となったことにより、令和2年度に対し3,828万4,083円、率にして3.5%の減額になりました。徴収率につきましては、97.7%と令和2年度に対し、0.4ポイント上回ることができました。地方交付税につきましては、令和3年度に限り算定された臨時経済対策費、臨時財政対策債償還基金費や、包括算定経費の単位費用が引き上げられたことにより増額となりました。国庫

支出金につきましては、先ほど申し上げたとおり、特別定額給付金等に係る新型コロナウイルス対策事業補助、道の駅整備に係る社会資本整備総合交付金の減などにより、減額となりました。町債でも、道の駅整備関連事業及び防災行政無線整備の完了などにより減額となりました。

歳出につきましては、令和2年度に対し17億6,892万2,108円、率にして25%の大幅な減額となりました。これは、歳入でもご説明申し上げましたが、特別定額給付金や道の駅整備に係る建設工事費の減などによるものであります。田上町の財政状況は、近年、財政健全化策の継続や公債費の減少などにより健全性を維持してまいりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症対策のほか、清掃センターの建設、公共施設の経年劣化への対応といった新規の需要が控えている中、歳入面では新型コロナウイルス感染症の影響による町税等の減収も見込まれることから、長期的視点に立った的確な行財政運営を基本に、第5次総合計画に重点施策として位置づけている事業について、優先的・積極的に実施してまいりました。令和3年度に実施した主な事業としては、総務費では、今後10年間のまちづくりの指針となる第6次総合計画基本構想及び前期基本計画の策定に当たり、総合計画審議会をはじめ、議会からも様々なご意見・ご提案をいただきながら、「誰もがずっと住み続けたいまち たがみ」を町の将来像とする第6次総合計画の議決をいただきました。衛生費では、新型コロナウイルス感染症対策として、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、国や県の支援の行き届かないところを重点的に、より困っている町民の皆様への支援を基本として、大小さまざまな事業の実施により町民の生活を守る取り組みを行ってきました。また、感染症の発症、または重症化の予防として期待される新型コロナウイルスワクチンの接種について、接種体制の確保を図り、迅速かつ円滑な接種を行ってまいりました。労働費では、令和3年4月からデマンド型乗合タクシー「ゴマンド号」を運行させ、高齢者等の移動手段の確保を図りました。土木費では、除雪体制を充実させ、冬期間における道路交通の確保に努めました。その他、少子化対策・子育て支援事業といたしまして、子育て世代包括支援センターを立ち上げ、妊娠初期から子育て期にわたる切れ目のない相談支援により、妊産婦またはそのご家族へのサポートを行うとともに、これまで実施してきた不妊治療助成事業に加えて、令和3年度からは不育治療助成事業を実施し、妊娠を望む夫婦への支援を充実させてまいりました。

次に、認定第2号 同年度田上町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額3億3,226万2,542円、歳出決算額3億2,232万6,878円、歳入歳

出差引額993万5,664円の黒字決算となりました。主な事業としては、下水道施設の改築更新の実施のため、ストックマネジメント基本計画策定業務と令和6年度以降の下水道事業特別会計の地方公営企業法の適用に向けて、公営企業会計移行業務に取り組みました。

次に、認定第3号 同年度田上町集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額7,781万1,894円、歳出決算額7,290万2,605円、歳入歳出差引額490万9,289円の黒字決算となりました。集落排水事業は、施設等の維持管理が主な事業となっておりますが、令和6年度以降の会計の地方公営企業法の適用に向けて、公営企業会計移行業務に取り組みました。

次に、認定第4号 同年度田上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額13億366万8,707円、歳出決算額12億7,809万382円、歳入歳出差引額2,557万8,325円の黒字決算となりました。令和3年度は、被保険者の減少などの要因により、決算規模は縮小傾向にあります。令和3年度末における財政調整基金残高からも、安定した国保財政の運営ができたと考えているところであります。そのような状況の中、当町では年間平均被保険者数は2,660人、国民健康保険税は2億604万8,345円、1人当たりの保険税は7万6,932円となりました。保険給付費につきましては、9億5,919万8,061円、一般被保険者の1人当たり医療費は36万600円となりました。

次に、認定第5号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額1億4,291万4,848円、歳出決算額1億4,029万8,621円、歳入歳出差引額261万6,227円の黒字決算となりました。令和3年度では、保険料の均等割額の軽減割合の見直しなどの制度改正が実施されました。歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料であり、歳出のほとんどは後期高齢者医療広域連合納付金であります。

次に、認定第6号 同年度田上町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額4,413万1,361円、歳出決算額3,957万6,021円、歳入歳出差引額455万5,340円の黒字決算となりました。訪問看護の実利用者は130名で、訪問延べ回数は4,443回でありました。

次に、認定第7号 同年度田上町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額14億760万3,583円、歳出決算額13億5,448万1,724円、歳入歳出差引額5,312万1,859円の黒字決算となりました。65歳以上の第1号被保険者数は4,230人で、町の人口の38.1%を占めております。また、要支援者を含めた要介護

認定者数は709名であり、居宅の介護サービスを利用されている方は404名、地域密着型の介護サービスを利用されている方は25名、施設に入所されている方は187名であります。

最後に、認定第8号 同年度田上町水道事業会計決算認定につきましては、業務量における年間有収水量では128万9,126立方メートルとなりました。収益的収支の収入は2億4,677万4,540円、支出は2億5,006万1,237円、資本的収支につきましては、収入はありませんでしたが、支出は8,058万2,679円となりました。収益的支出では、配水管及び給水管の修繕や浄水場施設の修繕、点検に努め、施設機能の維持管理を図ってまいりました。資本的支出では、配水管の布設替等工事を実施し、水道施設の維持管理に伴う修繕工事を実施いたしました。今後とも事業収入の確保と経費の節減に努め、安全で安心な水道水の安定供給と健全な事業運営に努めてまいります。

以上、それぞれの会計につきまして、その概要をご説明申し上げましたが、ご審議の上、認定いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（小嶋謙一君） 以上で説明が終わりました。

本決算について、監査委員の決算審査意見書の写しが提出されておりますので、御覧願います。

本日、大島代表監査委員が欠席となっておりますので、熊倉監査委員より補足説明があれば発言を許します。

10番（熊倉正治君） 代表監査委員が欠席をされておりますので、代わって報告をさせていただきますが、特別指摘をするような大きな問題はなかったのではないかとこのふうに見ております。

なお、詳細につきましては、審査意見書にそれぞれ記載をされておりますので、見ていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（小嶋謙一君） 以上で監査委員の補足説明が終わりました。

これよりただいまの8案件について一括質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております8案件につきましては、精査の必要がありますので、委員会条例第5条の規定によって、全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(小嶋謙一君) 異議なしと認めます。よって、ただいまの8案件につきましては、全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、審査を付託することに決定しました。

この際しばらく休憩いたします。

午前10時05分 休 憩

---

午前10時30分 再 開

議長(小嶋謙一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に開催されました決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので、報告いたします。決算審査特別委員会委員長に藤田直一議員、副委員長に中野和美議員が互選されました。

以上で報告を終わります。

この際、議長からお願い申し上げます。各常任委員会及び特別委員会に付託いたしました案件につきましては、会期日程に基づき最終日の本会議に報告できますようお取り進めをお願いいたします。

---

## 日程第20 一般質問

議長(小嶋謙一君) 日程第20、一般質問を行います。

通告順に順次発言を許します。

最初に4番、藤田議員の発言を許します。

(4番 藤田直一君登壇)

4番(藤田直一君) おはようございます。町民クラブの藤田です。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、2項目について一般質問をさせていただきます。

まず1つ目、田上町民生委員の活動についてであります。現在、全国の市町村にたくさんの民生委員が活動しております。田上町には、現在25名の民生委員の方が特別職の地方公務員として、地域住民の身近な相談役となり、町の専門部署へのつなぎ役として家庭訪問や支援などを行っております。民生委員は、町内会や市町村の長などから推薦された人が、都道府県知事の推薦により厚生労働大臣を経て委嘱されています。民生委員、児童委員の身分と仕事については、特別職の地方公務員

として厚生労働大臣が委嘱し、任期3年、町が民生委員に業務を委託するのではなく、民生委員法第14条に規定する業務、児童福祉法第17条で規定する業務を行っていただくものだそうであります。第14条と第17条の業務内容を読んできましたが、業務が割り振られているわけでもなく、私的には自発的なボランティア活動というような印象を受けております。

私なりに仕事内容についても民生委員の方に聞いてみましたが、誰から割り振られるというのではなく、自発的なボランティア活動というような形で活動しているとの話もありました。独り暮らし世帯への安否確認や児童及び妊産婦への情報提供、支援、保護、生活相談、認知症の親の問題などの相談を受け、町の専門部門へ報告するなど、業務内容は様々でありました。また、社会福祉協議会では、民生委員にだけお願いをしているわけではないが、民生委員が中心となって開催しているいきいきサロン事業の運営や、地域によっては赤い羽根共同募金活動、歳末に高齢者単身世帯などを訪問し、相談事を聞いたすけあい訪問や、春のたすけあい訪問活動をお願いしているとのことでもあります。また、自治会活動で自主防災組織内活動において、要支援者への連携等が関わっているケースもあると聞いております。報酬については、国からは無給、県から民生委員、児童委員活動費として年間5万1,980円、活動旅費、年額3,994円、町からは、民生委員、児童委員を田上町福祉委員設置条例により福祉委員として委託し、月額1万100円、費用弁償、1回1,100円が支払われております。年間報酬額は、おおよそ17万7,174円ほどとなります。

今、全国において、民生委員の成り手不足が問題になっております。高齢者人口は年々増えているが、受け入れる施設はそれほど急激には増えていません。そのために、それらの施設で働く介護職員に負担がのしかかり、低賃金も相まって、高い離職率になっています。介護を必要とする高齢者は依然として多く、待機者数もたくさんおります。それだけのニーズがあるにもかかわらず、介護職に魅力がないのは民生委員の不足と通じるところがあるとも言っておりました。何でそのようなってきたのか。最初は、やりがい、困っている人のためなどの動機で、介護職や民生委員を志す人が多くいる一方、心理的プレッシャー、そして携わる業務の多さなどが自分の持てる能力を大きく超えてしまうのだそうです。そして、報酬は低い、これでは人材を集めることは難しくなっていると問題提起されておりました。

地域に貢献する重要な役割を担っている民生委員であります。扱う問題の多様化により、民生委員の成り手不足の声が当町でも聞こえてきます。ボランティア活動と言われる一方で、福祉における重大な役割を担ってもおり、プレッシャーも大

きく、精神的な負担になっていると言われます。また、民生委員の全国平均年齢が65歳と高齢化が進み、これも不足の要因となっているとのことであります。当町では、この11月30日が任期3年間の改選の時期となっております。当町の実態はどのようなになっているのか、町長に伺います。

次に、竹林整備とタケノコ増産についてであります。一般には、農産物はその年の天候がよいか悪いかで豊作か不作が決まりますが、タケノコについては天候とはあまり関係なく、ほぼ1年ごとに豊作の表年と不作の裏年が繰り返されているようです。その意味でいうと、昨年、令和3年は裏年で不作だったと言っている人のたくさんの方の声を耳にしました。なぜタケノコには表年と裏年があるのか、今回の質問に当たり、気になったので調べてみました。林野庁の説明によりますと、竹は三、四年目の地下茎が最もタケノコを生み、5年目を過ぎると減少し、豊作、表年と、凶作、裏年がおおむね隔年ごとに現れ、タケノコの発生量に差が生じるとのことです。

ここで不思議に思うことは、町内の別々なところで別々の時期に植えられた竹から表年、裏年も個々の竹林によってばらばらであってもおかしくなく、町内全体から見れば収穫もばらばらなので、竹林全体から見ても平均化され、常に安定した収穫が得られるはずと考えられますが、それなのに、なぜタケノコには今年は表年、来年は裏年となるのでしょうか。これは同調という現象だそうですが、明確な説明はできないし、今現在解明はされていないそうであります。

話がそれてしまいましたが、昨年、令和3年は裏年で不作の年でしたが、今年、令和4年は表年の豊作でした。道の駅でのイベントや広報PRや報道機関による情報発信で連日たくさんのお客様に来ていただき、大変な賑わいでもありました。道の駅で買えないお客様は町内商店街まで来ていただき、購入をしてくれたとも聞いております。出荷しない生産者にも、タケノコが足りないので出荷依頼が町内商店や道の駅からあったとも聞いております。道の駅オープンと町の情報発信により、間違いなく訪れる人たちは大幅にアップし、地域活性化につながっていることは間違いのないと思っております。

私は、令和2年12月定例会で、農業振興の手段の一つとして、この件について、これは推測ではありますが、年間4.5トンから5トンのタケノコが町内で収穫され、町の農産物として市場で販売されたり、料亭、仕出し料理、飲食店での旬の料理として食べていただいたり、企業法人にてタケノコ缶詰、タケノコ汁などに加工して販売されるなど、ほとんどが町内及びこの近傍で消費され、大変おいしいとの評判

を町内外からいただいている。この田上のタケノコを町のブランド農産物にすることができないでしょうか。そのためにも、町がリーダーシップを発揮して、竹林の再生化に向けた取り組みを検討してはいかがでしょうかと一般質問をさせていただきました。

実際のところ、町内で収穫されるタケノコの数量と販売金額はどれぐらいになるのだろうか調べてみましたら、農協の出荷量は令和4年度が約3.8トン、令和3年度が1.8トン、町内法人が令和4年度、約14トン、令和3年度が7トン、これ以外の各個人農家や農家組合が町内商店や直売所で販売されている数量は把握できませんでした。また、町内における竹林の全体面積は、推測で17ヘクタールぐらいだろうとも言われましたが、根拠がある数字ではありませんとのことでした。また、竹林17ヘクタールのうち、整備され、タケノコ生産が可能な面積についてもどれぐらいあるのか調べましたが、これも把握できませんでした。高齢化とともに竹林整備ができなくなり、放置化が水面下ではどんどんと進んでいるように思えてなりません。

町長も農業振興に対する答弁で、田上町の特産品であります桃、梅と並ぶ田上のタケノコを活用した町全体のブランド力向上が重要であり、ブランド力向上が図られれば、収量の増加とともに、販売単価の上昇も見込まれ、生産者の所得向上にもつながります。今後も農業関係者、各生産組合や農業再生協議会、JAと一緒にあって有効な施策について検討してまいりますと言われました。その後、ブランド力向上に向けた対策、収穫の増加に向けた対策、生産者の所得向上に向けた対策、放置竹林への対策等について、何かしらの協議はされた経過はあるのでしょうか。また、タケノコを田上町の農産品の顔として拡大することが農業振興につながる一つになると思いますが、町長はどのように思いますか。そのためにも町内の全体竹林面積と収穫可能な竹林面積、収穫数量の把握は農業経済状況を知るためにも調査は必要と思いますが、町長に伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) それでは、藤田議員の質問にお答えいたします。

はじめに、民生委員の業務と活動についてであります。民生委員の当町の実態についてであります。議員ご指摘の状況は、田上町におきましても同様でございます。民生委員の成り手不足の問題は、特に都市部におきまして、より深刻であると言われております。全国の令和2年度末の民生委員、児童委員の充足率は96.2%で

あります。幸いにして、田上町に欠員はなく、今現在の充足率は100%となっております。成り手不足の背景としては、社会状況や社会情勢の変化によるところが大きく、高齢者等の雇用の安定等に関する法律の改正による定年年齢の引上げなどに伴い、高齢者雇用が増加したことによる影響や、地区住民とのつながりの希薄化、相談内容の複雑化、多様化などが要因としてあるのではないかと思います。

このような状況から、令和4年度の当町の民生委員の一斉改選において、退任される方の後任となる民生委員、児童委員の人選には、かなり苦慮いたしました。しかしながら、町としては、地域の皆様の生活の安定のため、欠員は絶対出してはならないとの強い思いで、各地区の区長、退任される民生委員、児童委員の皆様から多大なるご協力をいただきながら、後任の方々をお願いできる運びとなりました。ご協力いただいた皆様には深く感謝を申し上げます。参考までに、町の民生委員、児童委員の平均年齢は、令和4年9月1日現在で70.8歳となっております。

次に、竹林整備とタケノコ増産についてお答えいたします。今回、藤田議員がお調べいただいたように、竹の習性には、まだまだ解明されていない部分がある一方で、町にとって、タケノコ、竹林は大きな可能性を占めた分野であると考えております。特にタケノコは、道の駅をはじめ、町内の各所での販売状況などから、農家の所得向上に大いにつながり、町を代表する産物であり、地域資源であると考えております。しかし、それに携わる方の高齢化や自然環境の変化により、竹林から竹やぶになる傾向が増している感があります。町としては、タケノコを含めた竹全体を通じて、そのブランド力向上につなげていきたいと考えております。

タケノコに特化したものではありませんが、農業再生協議会において、三条地域振興局から農業全体の振興に向けた県内各地の取り組み状況を紹介していただいております。あわせて町内の農家の方へのアンケート調査の実施、今後予定している農家からの聞き取り調査などを通じた中で、タケノコに関しての情報収集も行い、施策に反映できるよう研究してまいります。そのためには、竹林の面積、タケノコの出荷量など、基本情報の整理はタケノコのブランド化や竹林整備を進める上で必須の基礎資料となります。当面は、その概要を把握するための調査とはなりませんけれども、取り組んでまいります。

以上でございます。

4番（藤田直一君） 民生委員について2回目の質問でございますが、私1回目の質問の中で申し上げましたように、民生委員の業務については、誰から割り振られるというものでなく、自発的なボランティア活動というような形で活動しているとの話

がありましたが、実際のところはどのような業務をやっていただくようになっているのか、内容が明確にされて伝わっているのか、現状について私も本当に理解できない状態です。各自治会においては、自主防災組織もあつたりもします。民生委員の皆さんも自主防災組織に関わっているのも現実あります。また、それによつては、地区の自主防災組織があり、地域と民生委員の間にいろいろな情報交換があつて、何をやるべきか割り振りもされている地区もあるでしょう。でも、地域によつては自主防災組織のない地区もあるわけですから、そういうとき、例えば避難をしなければならない場合、自主防災組織がない地域においては、民生委員は1人で何人かを掛け持ちしなければならない。これも民生委員の業務内容としては大変なストレスになると思うのです。また、民生委員の方で冬期間、除雪作業をやっている地区もあると聞いています。それぞれの民生委員の方々の前向きな個人的判断の下で対応しているとしても、慣例としてボランティア活動的な業務として引き継がれているのではないのでしょうか。また、募金活動をやっている地区もあると聞いていますが、民生委員の皆さんの業務と本当に明確に言えるのでしょうか。このように現状はどのようになっているのか、町長にお伺いいたします。

先ほど町長が言われるように、民生委員の業務は本当に多様化している、この業務の中で除雪作業が増えただけでも私は精神的な負担になっているというふうに思っております。実態を確認をして改善することも重要と思いますが、町長はどのように思われますか、町長にお伺いいたします。

次に、タケノコについてであります。これも私が1回目の質問で申し上げたとおり、本当に根拠のないデータを基に、町内の整備された竹林では収穫可能なタケノコはどれぐらいあるのか算出を試みました。数字的には間違っているかもしれませんが、ご勘弁願いたいと思います。町内全体面積が推測で17ヘクタールとして、令和4年度の把握できた推測収穫数量18トンとします。そして、竹林所有者の話を参考に、500坪の竹林から推測収穫量約300キロとして計算をしてみると、収穫できる整備された竹林は3万坪となり、平米に置き換えると9,917平米となります。ヘクタールに直すと9.9ヘクタールとなります。ですから、推測面積17ヘクタールのうち、58%が収穫可能な面積であり、未収穫竹林、すなわち放置竹林はまだ42%もあるのではないかと推測計算が成り立ちます。18トンのタケノコを1キロ700円で販売した場合、1,260万円、キロ500円で販売した場合は900万円が道の駅や町内商店での売上げとなっています。仮に未収穫竹林整備、7.1ヘクタールの整備が行われれば、収穫も13トン見込まれ、金額にすると910万円の増収となり、合計2,170万

円が計算上成り立ちます。収穫のアップで所得向上が可能なわけです。しかし、放置竹林からのタケノコ収穫ができるようにするためには、時間と手間をかけて整備しなければなりません。収穫アップでブランド力向上が図られ、販売価格の上昇も見込まれ、生産者の所得向上にもつながります。町は、米価下落に対して、町の補助金として、今1反当たり約4,000円を農家の生産者にお支払いをしているわけです。このように竹林にもぜひ竹林整備のための補助金制度、こういうものが検討されないものなのでしょうか、町長に伺います。

以上で2回目の質問を終わります。

町長（佐野恒雄君） まず、民生委員の活動についてであります。民生委員の皆さん方からは、様々な活動を通して本当にボランティア精神と申しますか、そういう形で様々な形でご尽力いただいております。民生委員の方々のそうしたご尽力に対しては本当に感謝を申し上げたいと思います。

業務内容が明確に伝わっているかという最初の質問がありましたけれども、業務内容については、町から特別に細かく指示をさせてもらっているわけではありません。地域での活動というのは様々なケースがありますので、必要に応じて保健福祉課のほうにも連絡、相談をいただく中で対応させていただいているということでもありますので、ご理解賜りたいと思います。

それから、冬期間、除雪作業、そうしたことに関わっておられる民生委員の方もおられるというふうにお聞きもいたしております。それも冬場の見守り活動の一環として、高齢者単身世帯等でそういうような援助が必要な場合に、個人的に対応されている民生委員の方もおられるというふうには聞いております。それぞれの地区、みんなそれぞれまた事情があるかと思っております。そうしたそれぞれの地区において、できることをできる範囲において実践をさせていただいているものというふうに認識はいたしております。

それから、募金活動のお話もございました。募金活動が民生委員の業務と言えるのだろうかというふうなこともあろうかと思っておりますが、町から民生委員の方、または福祉委員の方に対して直接募金活動をお願いしているものはございません。町とは別に、社会福祉協議会から民生委員の方に対し、赤い羽根共同募金活動における事業所募金についてお願いをし、民生委員の方もその趣旨をご理解いただいた上で協力をいただいているというふうな状況だと思っております。

先ほど議員がおっしゃられる民生委員の業務が非常に多様化しているのも事実でありますし、そういった意味においては、確かに精神的な負担など実際にあるかと

思います。社会環境の変化に伴って、町民の皆さんの考え方、生活の仕方も変わってきており、そうした意味では民生委員の皆さんの負担が増しているということについては、私も藤田議員おっしゃるとおりであるというふうに感じております。せっかく社会奉仕の精神を持ちながら、社会福祉の増進のためにと活動していただいている民生委員の方が、その業務内容に大き過ぎる負担感を感じてしまうということは、これは避けなければならないと思っておりますので、そうした点について保健福祉課においてしっかりと連携を密にして、現状の把握に努めるように指示はいたしておるところであります。

それから、竹林整備、タケノコの課題であります。議員おっしゃられるように、竹の習性、なかなかまだ解明されていないところはいっぱいあるかと思えます。議員おっしゃられるように、表年と裏年、これが交互にやってくる、非常に町としても、また各販売事業所にしても、それから道の駅にしても、そうした交互に表年と裏年がやってくるということに対しては、その対応について非常に苦慮している面は確かにあります。幸いにして今年は表年ということで、本当に大勢の方々が朝から並ばれて、タケノコを求めておいでになられ、去年は本当に申し訳ないぐらいに、せっかく並んでいただいても半分ぐらいの方にお求めいただけなくて、お帰りいただくというふうなこともございました。今年はそういうこともなく、本当に大勢の方々からタケノコをお求めいただいて、そのことは本当によかったなど、こう思っておりますが、恐らく来年は同じようなことをまた繰り返してしまうような形になるのかなということでもあります。

そういう意味において、先ほど議員がいろいろと細かくタケノコの生産、出荷について数字を示してお話をいただきました。表年、裏年はあるものの、竹林の整備をすることによって、多少そういう隔年ごとにということはある程度は恐らく解消できるのではないかなというふうに思っております。そういう意味で、非常にタケノコ、町のブランド力に大きく貢献をしていただいておりますから、ぜひそうした隔年ごとにお求めいただけないというふうなことのないように、竹林の整備というのは本当に大事なことだなというふうに思っております。

今回、余談かもしれませんが、町の商工会の青年部が主体になって、ご承知かと思いますが、竹をコンセプトとした、10月から竹にまつわる芸術、竹アートですか、そうしたものとか、また1日限りなのでしょうけれども、竹林レストランみたいな計画、いろんな形で計画を今練っているようです。幸いにして、観光庁の補助もいただけるという形で、そういう意味ではこのイベントについては、私自身も期待と

いいですか、どんな形になるのかなということで大変楽しみにしております。そういうことから、竹全体のところに町としても大きな効果が出るような形で、これからやっていければなというふうに思います。まずは、議員が先ほどおっしゃられた、そうした竹林が実際にあって、どれだけの出荷ができる竹林と、それから竹やぶと言われる竹林と、調査をやることによって、そうした問題について検討を深めていければなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

4番（藤田直一君） 民生委員の件につきまして、3回目の質問でございます。いろいろと町長から現状についてはお聞きいたしました。私も民生委員法第14条に規定する業務には、民生委員の活動時間は定められておりません。町長が説明するとおりだと思います。ですが、要はいろんな状況があるわけです。単身高齢者等の病気が発生した場合によっては、緊急的に真夜中の対応などが現実に行われております。これらの業務についても報酬が支払われているのかと考えると、恐らくボランティア的な考えの下で支払われていないと思うのです。これらの状況が改善されなければ、何が何でもボランティア的な要素の中で行っていただいているのだということであれば、必然的に私は成り手がどんどんといなくなっていくのではないかというふうに思われます。ですから、これらについても今後何かしらの改善をしていただきたいと思っております。これについて町長のお考えをお聞かせ願いたいと思っております。

それから、竹林の件でございますが、私は2回目の質問のときに町長にお願いしたのは、竹林整備のための補助金制度の検討はできないのでしょうかということをお聞きいたしました。それに対して町長はお答えになっておりません。調査を行うことは必要なのだという答弁は1回目のご答弁でお聞きしました。ぜひ調査が必要だというのであれば、私は農業経済の数値を図るためにも必要だと思いますので、ぜひやっていただきたいと思っております。そして、収穫を増やすためにも、今荒れ地となっている竹林の整備も町としてやって、少しでも整備に向けて取り組んでもらう、そのためにも竹林整備のための補助金制度を検討はしていただけないでしょうかという問いに対してのお答えもお願いをしたいと思います。

以上で3回目の質問を終わります。

町長（佐野恒雄君） まず、民生委員のことです。実際になかなか、確かに夜中もそうしたことで呼び出されるといいますか、そういうことも間々あろうかと思っております。藤田議員ご承知のように、国から委嘱される民生委員には、民生委員法において給与を支給しないものとされております。それはご承知のとおりであります。

しかしながら、町においては民生委員を町の福祉委員として委嘱し、社会福祉の増進にご尽力をいただいているところであります。その上で、福祉委員としての報酬をお支払いをさせてもらっているところでありますので、ご理解を願えればというふうに思っております。

いずれにいたしましても、先ほど申し上げました民生委員の皆さんの業務内容に大き過ぎる負担感を感じてしまう、これは避けなければならないというふうに思っておりますので、保健福祉課においてそうした相談、連携を密にした中で、しっかりと実態といたしますか、把握に努めるようにしていきたいなと思っております。

それから、タケノコの補助金の検討というふうな話がありました。当然先ほど申し上げましたように、まずは私は調査、これが一番だろうと思っております。現状を実際に把握した中でどんな支援ができるのか、それは今後の課題として検討していきたいなと思っております。

以上であります。

議長（小嶋謙一君） 藤田議員の一般質問を終わります。

次に、2番、小野澤議員の発言を許します。

（2番 小野澤健一君登壇）

2番（小野澤健一君） 2番、小野澤でございます。一般質問に先立ちまして、先月に発生した県北豪雨で被災された皆様にお見舞い申し上げます。また、「チームにいがた」として被災地に派遣された役場職員の方々のご活躍に感謝の意を表するとともに、ぜひとも、その貴重な経験を田上町の今後に役立てていただきたいと思えます。

また、町側は、町民の生命と財産に甚大な被害を与える災害に対しては、自身の個人的経験則のみに基づく蓋然性を低く見てはなりません。町側の危機管理能力が十分とは言えない状況にあることから、スキルの習得や体制整備等、一層の徹底をお願いをいたします。

私ごとであります。私は前職の銀行員時代に、村上支店に家族とともに5年半赴任しており、県北地域は非常に愛着の深い地域であります。一日も早い復旧、復興を祈念しております。

では、一般質問に移りたいと思えます。今回のテーマは、財政収入としての産業振興について、「産業振興」なくして「暮らしの安定なし」ということで一般質問をしていきたいと思えます。基礎自治体である市町村においては、急激な少子高齢化の進行に伴い、就業人口の中軸として担税力の中心にあった高所得層住民が定年

を迎えること等から、遠くない将来に財政収入が大幅に落ち込む時期を迎える事態が十分に予測されています。私が調べたところでは、田上町においても既にその兆候が出てきており、合計所得かつ課税年度ベースであります。500万円以上の人数は令和元年度が378人、令和2年度が369人、令和3年度が353人と確実に減ってきており、令和元年度との比較においては、令和3年度は25人減っております。今後、ある時期を境として、急激に減少する懸念が大きい状況にあります。産業振興に真剣に取り組まない市町村は、現在進行形で今後ますます加速をしていく少子高齢化等の流れの中で、個人からの大幅な税収落ち込み分をカバーできず、財政破綻や行政サービスの低下を余儀なくされます。日々の暮らしの中では、不便さや生きづらさが生じてくる時代となります。

そこで、今回は産業振興を町民の暮らしを支える財政収入の視点で捉え、田上町の課題としての産業振興策の問題点を指摘するとともに、行政サービスを維持していくためには、地元経済の把握に根差した産業振興策が必要不可欠であることを論じていきたいと思っております。

では、なぜ産業振興が財政収入の視点で捉える必要があるかを論じてまいります。財政収入における自主財源には、町税と固定資産税の2本柱があり、それぞれ個人と法人に区別されています。令和4年度当初予算ベースでは、町税4億4,100万円のうち、個人が4億700万円、町税全体に占める割合は92.3%、一方法人が3,400万円、7.6%であります。法人の内訳は、均等割が1,700万円、それから、個人の法人税割が1,700万円、ほぼ半々の状態であります。固定資産税4億9,800万円においては、個人が2億8,400万円、固定資産税全体に占める割合は57%、法人が2億1,400万円、43%となっています。自主財源の2本柱において、個人の割合が73.6%とかなり高く、人口減少を伴う少子高齢化の中では、遠くない将来に当該収入の大幅な落ち込みを確実に予測できる状況にあります。この流れにあらがうためには、産業振興によって企業業績を向上させ、結果として法人の税収増加を図っていく以外に有効な手だてがないと私は考えます。現に、法人町民税の法人税割が均等割とほぼ同額であることは、いかに法人全体の収益性が低い状態にあるかを如実に物語っています。また、均等割の中身を精査をすると、5万円から300万円の9ランクあるわけですが、その中で均等割は5万円に全体の4割が集中しており、いかに田上町には中小零細事業者が多いかを改めて示すものであります。

次に、田上町の課題としての産業振興策の問題点を論じてみます。私は、これまでの一般質問において、田上町の経済規模、産業構造、循環資金量等を明らかにす

るとともに、その課題についても指摘してきましたが、ここに至って、そもそも町側はこれらの数値を含めた地元経済に関する基礎データを自らが収集し、役場庁内で共有しているのか疑問視しております。これは、産業振興のみにとどまらず、地元の経済把握という行政運営上、非常に大切な基礎データの一つであります。そんな懸念があることから、状況をただしたいと思います。

質問1、町は、施策等を講じるに際しての地元経済に関する基礎的データを保持していますか。役場庁内で共有化が図られていますか。活用されていますか。1番目の質問は以上です。

ところで、田上町には、平成30年3月20日付けで制定された田上町小規模企業振興基本条例なるものがあります。自治体の産業政策を有効に推進するための意思表示であると同時に、強力な方策の一つであり、条例で定めた意味合いは非常に重いものがあります。内容を見てみると、申し分ないものとなっておりますが、その実効性については、遺憾ながら大なる疑問を持たざるを得ません。なぜならば、当該条例による産業政策を実施するためには、個々の事業者の実情とニーズに即して提供される必要があり、個別ヒアリング等による実態調査が必要不可欠となること、またコーディネーターと言われる高度な専門スキルを持った人材が必ず必要となることからであります。そこで、当該条例が画餅や絵空事となっていないか、その実効性をただしたいと思います。

質問2番目、「小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする」、これは当該条例第4条第1項に書いてありますが、総合的かつ計画的に推進している具体的施策をお聞かせください。

「町は、毎年度、小規模企業の振興に関する施策の実施状況を取りまとめるものとする」、これも同条例の第4条第5項に書いてありますが、施策の実施状況をお聞かせください。

また、制定後4年が経過していますが、小規模企業の振興に関して具体的進展をお聞かせください。

現時点の課題等があればお聞かせください。以上、2番目の質問は終わりでございます。

さて、最近、この条例に挑戦するかのような産業施策が実施されています。産業振興の最もベースとなる部分である事業者に対しての下支え支援策の一つである原油価格等の高騰に係る緊急経済対策支援金に致命的な制度内容の不備があります。全くもって短慮かつ企業努力の実態を正しく理解しないイメージのみに基づく間違

った制度内容であります。懸命に努力をしている事業者があえて報われない制度内容にする意義や意図は何なのか、大きな憤りを持ちます。そこで、これの真意を改めていただきたいと思います。

質問3番目、私は、さきの6月議会において、当議案に対する討論で、その不備内容を強く指摘をいたしました。事業者は、燃料高騰に対しては使用量を節約する行動を取るのが常道であるにもかかわらず、当該支援金事業は、そういった事業者が全く報われないものとなっています。これに関しての町側の見解を改めてお聞かせをいただきたい。

また、支援金支給の切捨て基準10万円、昨今の新聞では加茂市は3万円と出ておりました。この10万円の根拠と切捨て基準を設けた理由を、これも改めてお聞かせをいただきたい。これで3番目の質問を終わります。

これは、地域経済の維持、発展における中小零細事業者の役割や地域との関係を全く理解していないことを意味しており、結果として産業振興をあえて阻害、否定する非常に危険な考えであり、極めてゆゆしきものであります。ちなみに、地域と事業者との関係において最も重要な点は、事業規模の大小にかかわらず、事業者が地域に根差した経済活動を営んでいることであり、地域の内的発展、私たちの日々の暮らしの安定にとって非常に大切な役割を担うことであります。

最後に、なぜ行政サービスを維持していくために地元経済の把握に根差した産業振興策が必要かを論じます。人口減少を伴う少子高齢化と行政サービスとの関係については、三者択一しかありません。具体的には、現状を追認するのみでは行政サービスは低下し、行政サービスを維持するには税負担の増加を伴い、行政サービスの向上を図るには税負担の相当な増加が必要となります。至極当たり前の関係にあります。では、これにあらがうことはできないのでしょうか。ここに個人からの税収落ち込みを補填するものとして、産業振興が非常に大切な役割を担うものであります。産業振興策は、中小企業をはじめとする地域の産業が市町村の中長期の経営にとって重要と考え、財政出動を含めた相当な覚悟を持って推進しなければならないものであります。

釈迦に説法かと思いますが、産業振興の要諦は、まずは地元の中小零細の事業者を全て訪問し、これについては1970年代の中頃、東京都墨田区において、部署にかかわらず、課長級の職員200人で9,000工場を訪問したと、こういう実績があります。そのおかげで全国の基礎自治体の中で最も深みのある地域産業政策、中小企業政策を積み重ねてきているのが今の墨田区という形であるそうです。訪問し、顔なじみ

になることでもあります。産業振興の現場に入り、自分たちが何をすべきかを実施することが全ての始まりです。そのためには、自分で汗をかき、現場と同じ目線に立ち、現場の思いを共有しなければ何も始まりません。お互いの顔の見える産業振興でなければなりません。これを実のあるものとするために最も大切なことは、町のトップを含む役場職員自らが地域にとっての産業振興の必要性を十分に理解すること、条例に基づき、地域の強み、弱みを見据えた独自の産業振興の戦略ビジョンを明確にし、行政の内外で意識を共有していくことでもあります。これが産業振興であり、田上町が生き残っていくための産業政策そのものであると確信をしております。

かの有名な「孫子の兵法」には、「彼を知り己を知れば百戦殆からず」とあり、あまり知られていませんが、それに続く文章として、彼を知らずしておのれを知れば1勝1敗、彼を知らず、おのれを知らざれば戦うごとに必ず敗れるという文言があります。田上町の現状を鑑みるに、彼どころか、おのれも知らない状態にあるように思えてなりません。経済のみならず、地元の様々な状況を知らず、危機管理や組織統治等を含む行政力の依然として低水準にあること等の自覚や改善の兆しが見えない状況であり、これでは日々刻々と変わっていく社会経済に対し、適切かつ臨機応変に対応できない状態にあると思っております。

田上町の産業振興にとって、田上町小規模企業振興基本条例は、神仏に約束を誓い、約束を破ったら神仏による罰を受けるとする、まさに町民に対する起請文であります。そして、その目的にはこうあります。「この条例は、田上町における小規模企業の振興に関し、基本理念、その他の基本となる事項を定めるとともに、町の責務等を明らかにすることにより小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって小規模企業の成長発展及びその事業の持続的発展並びに地域経済の活性化及び町民生活の向上に寄与することを目的とする」とあります。町は、決してこれを画餅や絵空事にしてはなりません。町は、条例で定めた事の重さを厳粛に受け止め、当該条例に基づく具体的産業振興策の実践を通じて町民の暮らしの安定を図る責務を負うものであります。今こそ政策選択により、行政資源の集中投下が必要となるのが、財政収入や地域の内的発展等を通じ、町民の暮らしの安定につながる当該条例に基づく産業振興策であります。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（小嶋謙一君）　　ここでお昼のため休憩いたします。

午前11時40分　　休　憩

午後 1時15分 再開

議長（小嶋謙一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐野町長、答弁をお願いします。

（町長 佐野恒雄君登壇）

町長（佐野恒雄君） それでは、小野澤議員の財政収入としての産業振興についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の地元経済に関する基礎データについてです。経済動向全体の把握は、例えば財務省関東財務局発表資料や地元金融機関シンクタンク等の発表する調査結果を参考といたしております。その上で、商工会が実施する景況調査、町職員による電話での聞き取り調査や事業所訪問などを通じ、その時点での町内事業所の状況の把握に努めております。それらを基にした情報は、執行内部で協議し、新しい施策やこれまでの新型コロナウイルス対策の制度立案の際に活用いたしております。

2点目の田上町小規模企業振興基本条例についてです。小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進する具体的施策についてであります。これまで、この条例制定と同時に田上町工場立地法地域準則条例による緑地制限の緩和、令和元年には田上町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例により、国、県が進める新規投資を促す制度への町独自の制度の制定、生産性向上特別措置法に基づく特例適用が可能となるように、国からの同意を得て償却資産の設備投資の促進などに取り組んできました。さらに、本年度は新たに起業、創業を目指す方への支援策を始めております。

また、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、令和2年度以降に取り組んできた各種の事業所支援策は、基本的にはこの条例も意識しながら取り組んできました。しかしながら、総合的かつ計画的に推進してきたかといえ、場当たりの面も否めず、まだまだ不足している面も多いかと思っております。施策の実施状況に関しては、町の決算資料である主要施策の成果の説明書の中に記載してきたとおりであります。新型コロナウイルス対策のほか、信用保証料の補給、制度融資の状況などの実績を記載いたしております。しかし、取りまとめ方法に関しては、それに特化した別の資料を作成するなど、より分かりやすくなるよう検討する余地があると思っております。

条例制定後の4年間の進展ですが、一昨年来、新型コロナウイルス感染症の拡大による経済への影響に対する対応を優先してきたことから、条例の基本理念に基づ

いた対応は不足していたと感じております。課題に関しては、議員も触れておられますが、限られたマンパワー、そして制度設計を行う上で高度な専門性を有する者の養成、専任者を確保することができていないところが一番の課題かと思えます。

3点目の原油価格等の高騰に係る緊急経済対策支援金についてです。この支援金制度の設計に関しては、執行内部で協議を重ね、6月15日開催の全員協議会で支援金制度案を説明し、おおむね議員のご理解を得たものと判断し、6月議会でご提案いたしました。節約行動を取っている事業者が全く報われない事業との指摘であります。全ての事業者、そして町民はそれぞれ既に節約行動に努めているものと考えておりますので、その面を特に意識はしておりません。また、支援金の対象要件に3か月分の燃料使用額が前年同月比で10万円以上となる基準を設けた理由ですが、それ相当額の影響を受けている事業所を救う制度にしたいという考え方からであります。

ところで、最後に議員も述べておられますが、田上町小規模企業振興基本条例の具体化に向けて、他市町村の事例等を参考にしながら、田上町に合った企業の振興に関する施策を総合的、計画的に推進し、企業の成長発展、地域経済の活性化、そして町民生活の向上に努めていくことが必要であると思っております。

以上であります。

2番（小野澤健一君） 1回目の回答をいただきました。残念ながら、明確にお答えいただけないケースが多いです。やっているならやっている、やっていないならやっていない、そういうものをしっかりしていただかないと、我々は年に4回しかない大事な一般質問の中で、限られた時間の中で質問するわけですので、その辺原稿を書く人は誰なのか分かりませんが、しっかりと質問の意図を捉えた的確な回答をしていただきたいというふうに思います。

1番目の質問の中で、基礎的データはあるかと、こういうことでご質問いたしました。回答に至っている内容というのは景況感、景気の判断、こういう形でしか回答がない。私が言っているのは基礎データ、例えば田上の経済規模がどのくらいあるのか、産業構造がどのようになっているのか、こういったものの基礎データがあるかないかという質問をしているにもかかわらず、それについての回答になっていない。こういった議員からの質問に対して的確に答えないということは、これは不誠実というふうに私は捉えるのですけれども、非常に何回も何回もこういうケースが出てきている。質問の意図が分からなければ、直接議員に聞くなり、そういった形でやってもらいたいというふうに思います。1つ目の質問については、これ回答

にはなっていない、これ指摘をしておきます。

それで、私が今言ったように、例えば私がよく一般質問で言っているのは、経済センサスを要は引き合いに出してやってきているわけです。一番直近の例は令和3年度、これはまだ速報値しか出ていないということであれなのですけれども、間もなく令和3年度の経済センサスの活動調査が確定値として出てくるはずですが、これをしっかりと読み込んで、それから本当にやっているのかどうか分かりませんが、額に汗して足で稼ぐ実態調査を加味した基礎データの収集、これをぜひともやってもらいたいと思うのですが、これについての町長の見解を求めます。

そして、なぜこういった基礎データが大事かということなのですけれども、何度も言っているように、経済施策を打つに当たってターゲットの選定というのは非常に大事なわけです。このターゲットが誰だか分からない中で施策を打とうとしているのが今の田上町。先ほど「孫子の兵法」の中で偉そうに言いましたけれども、彼、相手のことを知らないでどうやってその相手と勝負をするのかと、全く愚かな政策ではないのかと、こういうふうに私は思っております。ターゲットの選定が終われば、当然そのターゲットの人数あるいは量によって見合った予算規模が決まるわけです。そして、タイミングを間違えることなく施策を実行する、これが経済政策の3つの大原則。こういったものを分かっている、あえてやらないのか、分からないでやらないのか、非常にタイミングを逸しているようなケースが多々あります。だから、私は基礎データ自体がないのだろうなというふうに思って質問した、そういった背景があります。いいですか、ここでの質問は、間もなく令和3年度経済センサス活動の調査、この確定値が出てきます。これを基にして、それこそ本当にやっているかどうか分かりませんが、額に汗して足で稼ぐ実態調査を加味して、田上町独特の基礎データをつくる予定があるかないか、これ質問をいたします。

2番目の条例についてですけれども、例えばここに出席しておられる課長さん方、この条例というのは全部読んでいますか。これは平成30年3月20日に制定をされている。非常に内容的には私は立派な内容だと思うのです。すばらしい内容です。そもそも条例というのは、国が条例で定めるとかではなくて、地方公共団体が国の法律とは別に自主的に定める法律なわけです。当然自分らはこれをやりますよということで条例化をするわけ。そして、産業振興というのは教育と福祉、この2つを加味した3つ、行政の3本柱の一つであるわけです。ましてや町長が肝煎りの第6次総合計画、この中でも第2節の商工業の育成のところにはそれうたっている。本条例に基づく産業振興に努める、こういう内容の趣旨で書いてある。したがって、こ

これまで自分らでやりますよということをつくった条例を残念ながら遵守をしているとは言いづらい。遵守の反対語は違反ということなのだそうですけれども、違反まではいかないにしても、条例で定めた事の重さ、これを十分理解をしているのだろうか。私は本当に、きれいごとを条例で定めて、あとは中身は空っぽ、何にも実施していませんよと、こんなことでは駄目です。

それで、質問をいたします。町長は、自身の町政において、産業振興をどのように考え、位置づけているのか。

そして、2つ目、本条例に関して、3月20日、4月1日からの施行になっていきます。施行するに当たって、そのときにこの条例に基づく産業振興の執行体制の整備というのは当然できたはずなのです。なのに、どうやって推進するか分からないのに4月1日を迎えましたという形ではないと思う。こういう形でやりますよというのが当時あったはずなのです。それについて、どのようになっているのか聞かせていただきたい。いいですか、本条例に関しての執行体制の整備、これは具体的にどのようなになっているのか、これを聞かせてください。

それから、3番目、今ほど言ったように条例を遵守をしているとは言い難い。そうかといって違反という言葉は失礼なのですが、使いはしませんが、遵守状況不良と、こういう形になると思うのです。そこで、町長にお聞きをしたい。町長の条例遵守についての政治的責任をどのように考えておられるのか。やらなくていいのか。例えば今みたいにやりますよと言ったものが不備な状態、遵守をされていないような状態、こういう状況のときに町長というのはどういう政治責任を持つのだろうか、これご自身の考えをお聞かせをいただきたい。

それから、今の燃料価格高騰についてのものでありますけれども、言っている内容がよく分からない、この回答を見ても。いいですか、基本的に燃料高騰の影響を受けていない事業者なんていないのです。いない。したがって、どういうことか、困っていない事業者はいない。もう一度分かりやすく言えば、全ての事業者が本来この支援事業の対象になるべきだ。それをあえて切捨て基準を設ける必要性がどこにあるのだと、こういうことを言っているわけです。例えば事業規模別で色をつけるのは、これはやむを得ないと思うのです。100人企業と10人企業、これは申し訳ないけれども、ちょっと色をつけます。それはいいにしても、あえて10万円という根拠が何も書いていない、これを見ると。それ相当額の影響を受けている事業者、これどういう意味という話なのです。ましてや経済規模の大きい加茂市が3万円という足切り基準、田上の3分の1以下、そこまでバーをはめて広く支援しようとし

ている中において、田上が加茂の3倍以上の10万円を足切り基準に設けていること自体、制度設計に大きな誤りがあるのではないのかと、私はそう思っている。

そこで、質問します。本施策の切捨て基準10万円及び節約についても書いてありますけれども、節約をすればするほど支援事業に該当しなくなるという、こういう矛盾が出てくるわけです。いいかげんにやっているという言い方が悪いかもしれないけれども真剣にやればやるほど、この支援事業の対象になり得ないなんていう、こんな全くもって理解し難い制度内容を認めるのですか。だから、やってしまったのはしょうがないにしても、こういった今言ったような切捨て基準の矛盾、節約をすればするほど対象になり得ない、こんな今施策が実証されて、したがってこの施策に対して対象にならない事業者への救済策は考えているのかいないのか、これをお聞かせいただきたい。

以上、全部で5つ質問をいたしました。これについて回答をお願いいたします。

町長（佐野恒雄君） 小野澤議員から大変厳しいご指摘を受けました。田上町小規模企業振興基本条例、これは平成30年3月20日にできた条例かと思っております。一番最初の質問で、町の経済状況、これをどう把握するかというふうなお話でした。実際にそうした工業センサス的な調査データ、それはもちろん大事かと思えます。今の実際の町の経済状況はどういうふうな状況であるか、いつも小野澤議員がおっしゃられる、実際に足で事業所を訪問して、事業所の現状の把握、これが一番大事なのだと、私は全くそのとおりだと思っております。今回のコロナ禍の中で、どう事業所支援をしていくかということについては、事業所訪問もさせてもらいました。今もそれを続けているかと言われると、確かに今そうした事業所訪問は実際に行っていないです。いませんが、私自身は各団体との面会であるとか、そうした機会を通じて業界の現状であるとか、どういう点で困っておられるとか、そういう聞き取りとは言いませんけれども、現状的な把握は私自身はしておるつもりです。当然コロナ禍だけではなく、通常であっても当然そうした事業所をまめに訪れて、実際の状況を把握するということは大変大事かと思えます。

では、そうした事業所を訪ねて、そうしたもののデータをしっかりとやるつもりがあるのかと、こういうお話でありますけれども、それらはデータと言えるかどうか分かりませんが、そうした実際の町の状況についての把握はしておると思っております。

それから、産業振興の位置づけということで話がありました。確かに地域産業というのは、経済活動全般に大変重要な役割を果たしているとともに、地域社会の担

い手として、当町の発展とか、町民生活の向上を担っております。それは、農業も含めたいろんな産業、そうした町の産業自体が、これが発展することなくして町の発展はないわけでありますので、そうした意味において、産業振興というものは大変重い意味を持っているのだということは承知をいたしております。

それから、田上町小規模企業振興基本条例ができてから、ではそれを遵守といたしますか、計画的に、また総合的に推進するための執行体制ができていますのかと言われれば、確かにそうした執行体制はできていないと言えらると思います。しかしながら、この2年半というもの、コロナ禍の中で事業所に様々な支援をしてきた中で、小規模企業振興基本条例を意識した中でそれらについてやってきたというところだと思います。そういう意味において、確かに総合的、計画的な実行といたしますか、推進はないかと思っておりますけれども、そうした振興基本条例を1つでも2つでも推進できるような、そういう体制にこれからしっかりと取り組まなければならないなというふうに考えておるところであります。

それから、支援金の件でお話がありました。議員は、10万円が切捨て基準というふうにお話しされました。私は、切捨て基準だとは思っておりません。これは支援基準というふうに私は捉えております。そのようにご理解いただきたいと思っております。確かに10万円という一つの基準は設けております。これはどこかで基準を設けなくてはならないわけですし、今回その10万円というのは別に根拠があるわけではありません。先ほども申し上げた、それ相当額の影響を受けている事業所を救う制度にしたい、そういうことで10万円ということ支援基準としてさせていただいたということであります。

以上です。

2番（小野澤健一君） 議長、私の質問に答えていない部分もあります。これ2回目の質問だというのを抜きにしてくれませんか。だって、町長、一番初めに聞いたのは、いいですか、基礎データがないということで、私は経済センサスを使って、しっかりそれを読み込んでやってください、こう言っているわけです。

議長（小嶋謙一君） 小野澤議員、もう一回町長から答えてもらいましょう。

2番（小野澤健一君） それと、あとまだ答えていないのがある。町長の条例遵守についての政治的責任はどのようにお考えなのですかと、こういうことを聞いているわけ。これについてもお答えがない。

議長（小嶋謙一君） 町長、今言われた2点なのです。1つは基礎データに対する捉え方。

それと、今言った条例遵守に対する責任ということで、その2つ、答弁願います。

町長（佐野恒雄君） データという捉え方なのかもしれません。それは、私は、総合的なデータの捉え方という意味でお話をさせてもらったつもりです。工業センサス、そうしたセンサス的な情報は産業振興課のほうでしっかりと捉えてもらっていると思いますし、そうした、決して新型コロナウイルス支援の関係だけ、コロナ禍で今田上町の事業所がどんな状況であるかという、そういう形だけのデータとして私お話ししたつもりはありません。

それから、小規模企業振興基本条例……

2番（小野澤健一君） ちゃんとアドバイスして、私の答えができるようにして。

町長（佐野恒雄君） 田上町小規模企業振興基本条例、これに対するの遵守体制ということでもあります。ですから……

2番（小野澤健一君） そんなのではなくてデータ、基礎データについての回答をお願いしたい。データは今ほど申し上げたようにないので、議長、何とか休憩でも挟んでくださいよ、これ。だって、あれだけ分かりやすく言ったではないですか。いいですか。

議長（小嶋謙一君） 小野澤議員、町長が答えているのは、今町長はそういうふうに捉えているということなのです。

2番（小野澤健一君） いやいや、私は明確に経済センサスの環境調査、これが明らかになるから、それを使ったりとか足で稼いだ部分を使って、基礎データの収集に活用したらどうですか、これについての見解を求めますということを行ったわけ。やるかやらないか、それをはっきり言ってください。やらないということなら、やらないでいいし。

町長（佐野恒雄君） これまでもやってきております。

議長（小嶋謙一君） ここで暫時休憩いたします。自席でお願いします。

午後1時43分 休憩

---

午後1時49分 再開

議長（小嶋謙一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長（佐野恒雄君） まず、データをというふうな話であります。当然データというのはいろんなデータがあると思います。それは、町としてしっかりそうしたデータを取りまとめた上で、そうしたものを施策に活かしていく、それは当然のことだと思っております。

それから、遵守であります。もうこれについては、小規模企業振興基本条例、これに一つ一つ皆あるわけですから、それを1つでも2つでも遵守していく、そういう努力はこれからしていかななくてはならないというふうに考えております。

それから、先ほどの切捨て基準というふうに言われていますけれども、私は先ほど申し上げましたが、支援基準、これはどこかでその基準を設けなくてはならない。それは確かに10万円を外れた人たちには該当しないかもしれませんが。では、そういう人たちにどうするのだという話ですけれども、それはまたいろいろな施策の中でそうした救済策というものは当然考えていかななくてはならない。今回これのことについては、一応の基準を設けさせていただいたと、こういうことであります。

2番（小野澤健一君） では、これ3回目ということなのですね。

議長（小嶋謙一君） そうです。

2番（小野澤健一君） まず、基礎データについて、データがいろいろあるのは当たり前前の話であって、その中でベースになる基礎データを集めてくださいと、こう言っているのですから、その辺は産業振興課という名前がある以上、経済政策とかこの辺についてしっかりと把握をしているのだろうなというふうに思いますので、エビデンスとかそういった基礎資料に基づいた筋の通った施策をぜひともやってもらいたい。

それから、条例について、どうもとんちんかんな回答なのだけれども、産業振興について、あるいはいろんな振興策について、そのような発展なくして町の発展はないのだと、こういうことで町長はおっしゃった。であれば、条例をここまで立派なものを書いてあるのを1つずつではなくて、これは一気に体制をつくらなければ駄目なのではないですか。執行体制についてできていない、片っ方では発展が大事だよ、しなければ駄目だよと言っているのに、それをどうやって具体的にやるか、それができていない。できていないにもかかわらず1つずつやる、これというのは理論的に果たして通る内容なのか。本当によく読みましたか、町長。すごくいいことが書いてある。これができれば田上の将来は万々歳です。

それから、町民との理解と協力なんていう項目がある。こういうのがあるのは分かっていないのではないですか。町民からも協力してもらわなければならない。これ私が言うように地元循環型経済の基本的な考え方をここに書いてある。非常にいいことが書いてある。中小企業からも努力してもらわなければならないというふうに書いてある。だから、こういったものを何も当事者に言わないで、何か役場の中のほんの一部の中でやっているとか、やっていないのだから分からない中で、取り

あえずやったのだからやったみたいな話なのです。こんなことをやっていたら産業振興にはならないということです。

だから、町長が産業振興は大事だと。私も一般質問の中で言った。これから個人の税収は落ちてくる。その中で、それを補うのは産業振興、企業を元気にしてそこから税収を上げるしか方法はないのですよと、こういうことを言ったわけです。その一番のバイブルがこの条例であるはずなのです。条例というのは、別に国がつくれとって田上町に無理してつくらせたわけではなくて、田上町がつくれますよとってつくっているにもかかわらず、それについて進捗がうまくないとか遵守状況がうまくないなんていうことは果たしてあり得るのか。だから、町長が取るのは民主的責任なんか取らない、政治的責任しかないのだから。例えば新潟県の2019年の県民所得なんて下から2番目です。それというのはみんなこれが影響している。企業が生産性を上げなくて、利益を出せないから佐渡に次いで下から2番目なのです。全国的に見たらかなり低いですよ、田上の所得なんていうのは。だから、そういった、まだ逆に言えば伸び代があるわけですから、伸び代があるので、この条例に関しての執行体制を速やかに整備をしてください。速やかに整備をしていただけるものかどうか、これ3回目の質問の1つとしてお聞きをします。

それから、燃料高騰の関係で、私は切捨て基準と言ったけれども、町長は支援基準と。支援になんて基準が要るのですか。さっきも言ったように、困っていない事業者なんて一つもないと。みんなが困っているのだから、みんなにやればいいではないですか。ただ、そうかといっても規模の大小があるから、規模別に色をつけるのは必要ということでさっき申し上げた。町長の答弁の中で、この施策は施策で、これに該当しなかったものは当然考えていきますよと、こういうふうに言われたということは、ここに該当しなかった事業者に対しての救済策は、今後実施をするということで理解をしたいと思うのですが、それについての回答をお願いいたします。

以上2点です。

町長（佐野恒雄君） 小規模企業振興基本条例、議員のおっしゃられるように、なかなかそうした計画的な、また総合的な体制ができていない、執行体制もできていないというのは率直に私は認めなければならないなと思っております。これはそうした執行体制をしっかりとつくるといいますか、議員おっしゃられるように、全庁的な体制の中でやっていかななくてはならない。これはそれこそ本当にすばらしいことといいますか、重要なことが幾つも何個かに分けて書いてある条例です。したがって、これを全部それこそ100%やっていこうといたら、本当にそれこそすばらしい田

上町になってくるはずですし、それはもちろんそれを目指して努力していかなければならないなと思っておりますので、全庁的な形で、産業振興に対して、これは農業ももちろん含めてやっていかななくてはならない大事な課題だと思っておりますので、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

それから、先ほどもまた、私は支援基準ということでお話を申し上げておりますけれども、全部の人が困っている、それは当然なのです。当然全部の人が困っている。だけれども、そこにどこかで基準を設けなければならないというのが町としての考え方でありました。それを幾らにするかということは、当然話として上がってくるわけですが、それ相応の基準ということで考えさせていただいた制度でありました。その点は、確かに全部が全部影響を受けているのだ、それは全くそのとおりであります。では、それを全部そういうふうな形で支援といいますか、救い上げればいいではないか、それも一つの方法かもしれませんが、今回は基準を設けさせていただいたということであります。では、救われなかった事業所といいますか、そういうものに対しての支援ということは、これはこれでまた別の支援ということで、その中でのことではなくて、総合的に考えた中でそうした支援の方法もあろうかと思えます。そうしたことは、これから十分検討していきたいなと思っております。

以上です。

議長（小嶋謙一君） 小野澤議員の一般質問を終わります。

次に、5番、渡邊議員の発言を許します。

（5番 渡邊勝衛君登壇）

5番（渡邊勝衛君） 議席番号5番の渡邊です。一般質問をさせていただきます。今回は、3つのテーマで町長に尋ねます。

1番目、地区要望について。今年も令和5年度の地区要望の時期が参りました。区長より地区要望を提出しても、なかなか町の対応が遅く、何か年も同じ要望を出しても工事がされない、地区の皆様誠に申し訳ないと区長は言っておられます。そして、恐ろしいことに現場では異変が起きています。それは、対応が遅くなったことにより、リスクが大きくなり、大きな工事に至っております。

地区要望に対する予算措置額は、過去3年間を見ますと、令和2年度においては要望数285件に対して採択数60件、率にして21.1%となり、予算措置額は6,215万8,000円です。令和3年度においては、要望数は増えまして312件で、採択数が85件、率にしますと27.2%となります。予算措置額は4,855万2,000円です。令和4年度に

においては、要望数281件に対して採択数が81件、率にしますと28.8%となり、予算措置額は9,213万円となっております。金額については、工事費のみで簡易な修繕に対応する修繕費及び直営による修繕についての金額は含まれていませんとのことです。令和3年度から令和4年度を見た場合、要望数は約10%減っており、採択数も4.7%減っております。採択率は1.6%アップしており、金額も89.8%増になっております。これも区長から強い要望があったからだと思えます。町長と前地域整備課長の頑張りがあったからこそ、採択率が増えたと思えます。

しかし、残念なことに、約30年近く要望しても手をつけていないところがあります。原ヶ崎地区から要望されている坂田・湯川2号線で、田上中学校の校門から国道403号線に向かって500メートルの側溝改良です。判定理由として、同路線で舗装補修工事をしており、その後の工事实施とのことでございます。現在ここの舗装工事をやっております。私は、無責任な回答だと思えます。それは、田上中学校と田上小学校の通学道路となっているからです。

8月4日に、県によると、関川村下関の気象庁関川観測所では、149ミリの最大時間雨量を計測しております。まさに、滝のような雨が続き、新潟地方気象台は顕著な大雨に関する新潟県気象情報、線状降水帯発生を3回発令するなど、これまでにない豪雨に見舞われております。気象庁が観測した過去の最大1時間降水量史上6位となっております。過去最大の1時間降水量は153ミリとのことです。大雨特別警報が4日午前1時56分に村上市、関川村、午前4時5分に胎内市に発表されました。その後、雨は長岡市、魚沼市に大雨が降っており、今回は田上町に雨雲が発生しなかっただけです。

質問といたしまして、1点目、地区要望の採択状況を見ますと、採択件数、採択数、金額とも増えております。要望数を減らすには採択数を多く行い、採択率を上げるしかありません。特に金額が多くかかる工事に対しては、財政計画に明示することにより、工事を確実に早く実施することができるかと思えます。交付金を有効に使い、安全で安心な田上町に加速していただきたいと思えます。今後の対応について町長に尋ねます。

2点目といたしまして、原ヶ崎地区から要望されている坂田・湯川2号線の側溝改良です。特に田上中学校の校門付近では、雨が降りますと町道に水があふれてしまいます。町の中でも一番早く水があふれる場所かと思えます。今回の村上市、関川村のような1時間当たりの雨量になった場合、危険な状態が想定されます。500メートルと長い側溝改良工事ですので、手をつけるのが難しいかと思えますが、田上

中学校、田上小学校の通学道路です。子どもたちの安全を守るためにも、必要な工事となります。今後の対応について町長に尋ねます。

3点目といたしまして、9月5日から令和5年度地区要望が始まっております。上野、山田地区より要望がありました国道403号線、セブンイレブン越後田上店から田上駅に向かっての歩道について、昨年応急対策が一部実施されましたが、危険な歩道の解決には至っておりません。全長約190メートルの歩道ですが、10年以上同じ場所で事故が起きており、魔の歩道となっています。当該箇所の歩道改良については新潟県に要望しておりますが、まずは未整備区域の歩道整備を優先に実施していきたいと町長は私の一般質問で話されております。引き続き歩道改良の実施に向けて新潟県に要望していくとの回答でした。令和4年度の実施計画はどのようになっているのか、町長に尋ねます。

2番目、個別避難計画の策定について。令和元年台風19号等の近年の災害においても多くの高齢者や障がい者等の方々が被害に遭われている状況を踏まえ、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするために、個別避難計画の作成が有効とされたことから、令和3年の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者について個別避難計画を作成することが市町村の努力義務とされました。個別避難計画の策定では、市区町村が策定に努めなければならない。市区町村が策定の主体となり、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員等の日常の支援者及び地域住民と連携して策定とする。災害の危険度の高いところなど優先度の高い方から個別計画を策定する。並行して、本人、状況により、家族、地域が記入する本人・地域記入の個別計画を策定する。人材の確保と育成を支援する仕組みづくり、市区町村の個別計画策定の取り組みに対する財政的な支援、またモデル地区を設定した取り組みを実施し、検証することが重要であると言われております。個別計画の策定が必要な者の優先度や個別計画の内容を検討する際には、当事者本人の心身の状況や生活実態等の情報が必要になるとのことでございます。

質問といたしまして、1点目、個別避難計画の策定は市区町村が策定に努めなければならないと明記されております。策定概要について町長に尋ねます。

2点目といたしまして、個別避難計画作成モデル事業について、県内では令和3年度が村上市、令和4年度が胎内市となっております。効果的、効率的な作成手法を構築するために町も必要かと思えます。町長に今後の対応について尋ねます。

3番目といたしまして、後藤大橋交差点について。今年の1月7日に、オーバークラックの止まれの標識を県より設置していただきましたが、1月15日に交通事故が

あり、佐野町長も私の一般質問の回答で、加茂警察署としてもオーバーハングの止まれ標識設置後間もなく起きた事故について、重く受け止めてはいますが、1年間は効果検証を実施していくとのことから、町長も検証状況を随時共有しながら注視し、今後の事故の発生状況によっては、県警本部や加茂警察署に信号機の設置について改めて要望していくとともに、取締りの強化も併せて要望するとの回答でした。残念なことに、3月末までに5件の交通事故が発生してしまいました。

これでは、いつになっても交通事故が減らないのではと国会議員から現場を見ていただきました。その結果、まずは加茂警察署にどのような対応が必要かということで、5月6日に国会議員、県議会議員、小野澤議員と私の4人で加茂警察署長を訪ね、お願いに行ってきました。署長も、加茂警察署として後藤大橋の工事については対策を行っているが、交通事故の件数が減らないのが現状であるとの説明がありました。加茂警察署管内の事故数は後藤大橋での事故が多く発生するため、加茂警察署全体の事故が減らないので困ると話をされており、直接県警本部長にお願いしてほしいとの話がありました。

県警本部長も忙しく時間が取れませんでした。5月23日、4名で新潟県警察本部を訪ね、県警本部長に恒久対策を依頼してまいりました。その中で、後藤大橋交差点についての事故は現場を何回も確認しており、承知しているとの回答がありました。町への要望として、ラウンドアバウト内及び付近にある秋葉区の表示位置の変更を依頼しております。カーナビをセットした場合、35%が後藤大橋交差点を通るため、警視庁にカーナビの変更を依頼しているとの話もありました。信号機設置の条件として、「1時間当たりの通行量について300台はあくまでも基準であり、信号機は設置しないということではありません」との話はされておりました。

その後、県知事選挙で知事は不在でしたので、副知事を訪ね、恒久対策を実施するようお願いしてきました。総務部長、土木部長も出席され、後藤大橋については了解されておりました。その日のうちに加茂警察署を訪ね、加茂警察署長と交通課長に経過説明を行い、佐野町長は不在でしたので、総務課長補佐に経過説明を行い、後日、佐野町長に現場の写真を添えて経過説明をしております。今年度の事故発生件数については、8月20日現在で過去最高の10件となっております。

質問といたしまして、1点目、佐野町長に加茂警察署長、県警本部長、県知事との話合いの要望はこちらから話をしましたが、今後の町の対応について町長に尋ねます。

2点目といたしまして、今年になってから10件の交通事故が発生しております。

今後の事故の発生状況によっては、県警本部や加茂警察署に信号機の設置について改めて要望していくとともに、取締りの強化を併せて要望するとの一般質問での町長の回答でした。現在、どのような対応を各機関に要望しているのか、町長に尋ねます。

1 回目の質問を終わらせていただきます。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長 (佐野恒雄君) それでは、渡邊議員の質問にお答えいたします。

はじめに、地区要望についてお答えいたします。1点目の交付金の活用と今後の対応についてであります。毎年地区からいただく要望も多種多様な内容となっており、大規模の要望で費用が高額となる案件も多くあります。多額な経費が必要な案件は、まちづくり財政計画にも計上して計画的に事業を進めております。交付金の活用につきましては、現在、財政的に有利な社会資本整備総合交付金等を活用いたしております。借金の返還など将来の負担も考慮した上で、交付金の事業要件に照らした上で事業を進めているところでございます。今後も限られた財源の中で交付金の事業要件を確認した上で、財政的に有利な交付金等を活用することで一件でも多くの地区要望が採択できるよう、地区住民が安全で安心な生活ができるよう、まちづくりに努力してまいります。

2点目の町道坂田・湯川2号線の側溝改良についてであります。中学校校門付近から国道403号線に向かった約500メートルが未着手区間として残っております。議員が言われるとおり、500メートルという長い延長の側溝改良工事となるので、着手するには財政的に難しい状況ではあります。しかしながら、交付金等を有効に活用して、年次計画で進めていければと考えております。

3点目の令和4年度の歩道整備の実施計画につきましては、新潟県バリアフリーまちづくり事業によって、国道403号線、羽生田交差点から大沢峠入り口交差点までの間で歩道新設を進めていく予定となっております。その内容は、500万円の事業費で延長120メートル分の用地測量を実施する予定です。

なお、国道403号線のセブンイレブン越後田上店から田上駅に向かった歩道の計画であります。用地交渉に難航しているとのことでもあります。新潟県においては、まずは未整備区間の歩道整備を優先的に実施していく考えであります。当該箇所の歩道改良の実施に向け、引き続き新潟県に要望していきたいと考えております。

次に、個別避難計画の策定についてであります。1点目の策定の概要につきまし

ては、現在、町で整備しております避難行動要支援者名簿では、災害が発生した場合に十分な情報が掲載されていないことなどから、各地区の自主防災組織から、より詳細な情報を求められております。議員ご指摘のとおり、令和3年5月20日に改正災害対策基本法が施行され、その中で個別避難計画の作成が努力義務化されました。町としては、法改正の趣旨を踏まえるとともに、さきに申し上げた自主防災組織の意向も反映させ、今年度から新たに災害時における避難行動要支援者名簿に代わるべきものとして、見守りカードの作成に取り組んでおります。この見守りカードは、従来の避難行動要支援者名簿では不足していた必要な情報を追記し、各自主防災組織等と共有し、活用していくものであります。見守りカードは、見守りカード作成整備の先に緊急度の高い方や水害浸水区域あるいは土砂災害警戒区域に居住されている方などの優先順位をつけることで、個別避難計画の作成につなげていきたいと考えております。

去る8月3日に、田上町自主防災組織連絡協議会総会が開催され、その席上で、町が考えている見守りカードの様式をお示ししました。その内容で過不足などがないかどうか、ご意見をお伺いいたしました。あわせて、自主防災組織や民生委員の方々のご協力をいただきながら、見守りカードの整備を進めていくことをお願いし、ご理解いただいたところであります。国の方針では、令和8年度までの5年間という、それなりの時間軸をかけて個別避難計画を作成するという計画でありますので、町としてもその期間内に自主防災組織や民生委員、福祉関係者の皆様方と連携しながら、個別避難計画が作成できるよう努めてまいります。

2点目の個別避難計画作成モデル事業の活用についてであります。まずは避難行動要支援者の見守りカードの作成整備が先であると考えております。その次に、個別避難計画を策定していく上で、優先順位のつけ方を町で議論した上で、自主防災組織等とも協議しながら決定していく予定であります。その段階において、国の個別避難計画作成モデル事業が継続されているようであれば、その活用も可能かと思っております。

最後に、後藤大橋交差点についてお答えいたします。1点目の今後の町の対応についてであります。議員ご指摘のとおり、今現在の事故件数は既に昨年を上回る結果となっております。昨年度、新潟県よりオーバーハングの止まれ標識を設置していただき、事故件数の減少を期待していただけに、心が痛く、非常に残念でなりません。加茂警察署によりますと、10件の事故のほとんどが交差点や止まれ標識の存在に気づけなかったとのことであります。

このような中、新潟県は、昨年度に引き続き、当該箇所を県の安全・安心緊急施設整備事業に選定しました。さらに、交通事故防止の関係で様々な活動をされている新潟大学の村山准教授の協力もいただきながら、交通事故防止の対策案が検討され、8月18日に現地で新潟県から町に対して、その対策案の内容説明がありました。特に事故の特徴である交差点の認識がなく、出会い頭の衝突を回避するためには、いかにして交差点の手前で車のスピードを抑制させ、交差点の存在に気づかせるかといった点が重要となっております。現在新潟県から示された施工内容につきまして、県と協議をしているところであります。

また、議員からは、県への要望の際のお話について触れられていますが、まずラウンドアバウトの案内表示につきましては、今回の県の安全・安心緊急施設整備事業に合わせて実施できるかどうかを県と協議いたしております。具体的には、JAカントリーエレベーター方面から後藤大橋に向かう場合、直進が秋葉区、右折が湯田上温泉と表示されています。秋葉区方面を右折にすることで、特に町外者の方の後藤大橋への通行を減らすことが可能となります。

次に、カーナビの変更につきましては、事故を起こした町外の方からは、カーナビの案内で後藤大橋を通行したという証言があります。この原因としては、カーナビのデータが古い、つまりそのカーナビは403バイパスがまだ開通していない状態であることから、データの変更が必要であるといったものであります。県警からは、既にメーカーに対し、案内データの変更をお願いしたと報告を受けております。

信号機の設置につきましては、議員ご指摘のとおり、基準はあくまでも基準であり、決して設置できないというわけではないが、県としては、今年度はまず先ほど申し上げた内容で対策を講じていきたいという考え方であります。

2点目として、現在どのような対応を各機関に要望しているのかお尋ねであります。先ほど申し上げたとおり、昨年度に引き続き、後藤大橋交差点での事故防止に向けて、新潟県、新潟県警察、加茂警察署、県三条地域振興局、町など関係機関が一体となって逐一情報を共有しながら、交通事故防止に向けて対応いたしております。しかしながら、それでも事故の発生が抑えられないようであれば、新潟県や新潟県警察などに対して信号機の設置を改めて強く要望していきたいというふうに考えております。

以上です。

5番（渡邊勝衛君） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、地区要望でございますけれども、私は地区要望は町民の命を守る大事な要

望だと思っております。今回の村上市、関川村では土石流が発生しております。田上町も、いつどのような災害が発生するか分かりません。そのためにも、少しずつ採択率を上げ、今後の災害に備えなければなりません。令和4年度は、採択率が28.8%と30%近くになりました。先ほども話しましたように、3年前は21.1%でした。それを考えますと、7%以上アップしております。ぜひ30%を超える採択をお願いしたいところでございます。令和5年度の目標採択率について町長に尋ねます。

2点目として、依頼しました原ヶ崎地区の側溝改良工事の件であります。この箇所は大雨が降りますと、田上町で一番早く水があふれる場所になっております。町長も就任後、田上小学校、羽生田小学校、田上中学校の通学道路に関する消雪パイプ削井工事が完了され、雪に対する対応は大幅に緩和されたと思います。次に、通学道路の舗装、側溝改良が必要かと思っております。危機管理を持ち、大雨に対しては側溝改良が必要となりますので、まずは通学道路で田上小学校と田上中学校が使用する坂田・湯川2号線の側溝改良をお願いします。この箇所は、残念なことに側溝蓋がされていないため、大雨が降った場合、特に低学年の子どもたちにとっては非常に危険な側溝となっております。交付金を有効に活用して、年次計画で進めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

3番目の国道403号、セブンイレブンのところの歩道ですけれども、昨年5月20日の朝、午前6頃、下吉田在住の当時72歳の女性の方が田上診療所に向かう途中、旧丸治製作所歩道上で転倒しました。早朝のため、近くには人がおらず、自力で立ち上がり、自宅に歩いて帰ったそうです。その後、加茂市にいる娘に電話し、堀内医院へ行き、右肘複雑骨折と診断され、三条市の富永草野病院を紹介されております。5日後の25日には、富永草野病院に入院し、手術を行っております。手術は約10時間ぐらいかかったと言われております。右肘には補強プレート2枚が入っているそうです。その後、24日間入院し、6月19日に退院されております。その後、2日に1回ハビリ通院をされ、片手運転で富永草野病院まで通院されていたそうです。

今回、上野、山田地区から提出された要望書を佐野町長も見られたかと思っておりますが、田上中学校のPTAの会長に地区役員2名が明記された2地区からの要望でした。この場所は、平成29年から地区要望として提出されております。この29日には、田上中学校、羽生田小学校、田上小学校の3校のPTA会長により、この場所について教育環境改善要望が提出されます。この場所は、買物等で高齢者が多く使用する歩道です。維持管理課への要望となりますが、用地の一部が得られる場所で

あれば、令和5年以降に事業を進めますとの最初の町長の回答でしたけれども、先ほどの回答では、用地の交渉は難航しているとの回答でした。どの程度の回数の交渉をしたか、町長から話はありませんでしたが、町も交渉に加わり、私は解決に向けて進んでいってもらいたいと思います。今後の対応について町長に尋ねます。

2番目の個別避難計画の策定についてでございます。個別避難計画は、優先度が高い避難行動要支援者から作成することが重要と言われております。町も保健福祉課で令和4年度版避難行動要支援者名簿も例年であれば6月初めに配付されますけれども、内容が変更され、8月配付に向け、作成されてきましたが、まだ担当者に配付されていないとのことです。いつどこで災害が発生するか分かりません。優先度が高い避難行動要支援者を決めて、なるべく早く担当者に配付していただきたいと思いますが、現状と今後の対応について町長に尋ねます。

先ほど町の避難行動要支援者の見守りカードの整備を進めるということで話がございました。効果を期待した個別避難計画の作成につなげていってもらいたいと思いますので、よろしくをお願いします。

後藤大橋交差点の件についてでございます。先日、衆議院議員より連絡がありまして、後藤大橋の交差点の件で県の対応が進展しなければ、8月6日から新しい県警本部長が新潟県に参りましたので、あと知事と再度お願いに上がり、少しでも早く後藤大橋交差点の恒久対策をお願いするしかありませんとの話がございました。先ほど町長からも話がありました。そして、来週21日から秋の交通安全運動が始まります。その前に、加茂警察署のほうも今後の対応について話があるのではないかという回答も加茂警察署から来ていますので、私としてはそれを待つていくつもりでございます。

これで2回目の質問を終わります。

町長（佐野恒雄君） 渡邊議員の2回目の質問であります。

地区要望についてですけれども、毎年要望が数多く寄せられておりまして、確かに少し採択率が上がったことは上がっているのですけれども、なかなか要望に対して実際お応えできない状況でいることは本当に申し訳ないなと思っております。採択率、これを上げる努力はしておるつもりですけれども、まずは先ほど議員もおっしゃられるように、危険箇所を最優先に、採択率を上げていくことも大事なのですけれども、危険箇所を最優先にした中で工事を進めていきたいというふうに考えております。

そうした中で、坂田・湯川2号線のお話がありました。通学路ということで、

非常に危険が大きいというふうなお話もございました。確かに500メートル、非常に長い距離でありますので、なかなか一気にいうわけにはまいりませんが、年次的な計画を立てながら少しずつでも改善できればなど、改良工事を進めていければなどというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

それから、403号線のセブンイレブンから田上駅に向かっての歩道、応急的な処置を県のほうからしていただきました。それはあくまでも応急的な処置でありまして、本来であれば抜本的な歩道改良工事をやらなくてはならない現場なのだろうと思えます。先ほども申し上げましたように、用地交渉がなかなか難航しているというふうなお話も県のほうから伺っております。そういう県のお話でありますけれども、歩道の未整備地区、これをまずは優先的に進めたいということで、今羽生田地区の羽生田交差点から大沢峠の入り口、そこまでの間の歩道改良ということで今進めているというふうに県のほうから伺っておる次第であります。歩道工事、それこそ歩行者の安全を図る上で非常に重要なこととございますので、ぜひ県のほうに歩道工事については引き続き要望していきたいというふうに思っております。

それから、個別避難計画の策定についてであります。先ほども申し上げましたけれども、なかなか要支援者名簿では満足な情報が掲載されていないというふうなことで、先ほど見守りカードの作成に取り組んでいるというお話をさせていただきました。まずは見守りカードの作成ということで取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

そして、大変心配しておる後藤大橋の事故の件でございます。もう既に昨年の実績を超えてしまうというふうな、本当にそれこそ県のほうからオーバーハングの標識を設置をしていただいて、今度こそはというふうな思いでおったのでありますけれども、残念ながら昨年を上回ってしまうというふうな事態になっております。どうして事故が減らないのだろうなど、本当に真剣に考えていかななくてはならない場所なのであります。県のほうもしっかりとというか、後藤大橋の件については十二分に承知をしていただいております。

そんなことで、新たに未然に防ぐための策を県と、それから加茂警察署、県警、そして町も一緒になって、今それに取り組んでいるところです。もし、当然それがそれでもというふうな形になれば、もうそれこそ信号機の設置は確かにハードルが高いというふうには聞いておりますけれども、その条件いかなの問題ではないというふうにも聞いておりますし、当然私はそうだと思っております。車の通行量が何台以上でなければ駄目だとか、そんな問題ではなくて、現実の問題として、そこ

に事故が起きている以上、最後はそれで収まらなければ、最終的には、信号機の設置しかないのかなというところも考えておりますし、そうしたことで今県と協議を進めておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

5番（渡邊勝衛君） それでは、3回目の一般質問をさせていただきます。

地区要望の関係でございますが、まず区長からは町に対する地区要望と県に対する地区要望が出ているかと思ひます。特に県に対して出ている内容については、少しでも早く実施するために町長から動いていただければなりません。県への要望は、町の財政には別に問題ございません。

広報「きずな」の8月号の「町長室」のところで、「皆様の期待に応えられるように、身を粉にして全力で取り組んでまいります」との町長のお話がありました。本当に町長からトップセールスとして頑張っていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後になりますけれども、昨日ですか、午前8時50分頃、後藤大橋でまた事故が発生しております。車のナンバーは宮城県のナンバーだったそうでございます。本当に事故の内容が大きくなれば死亡事故につながる可能性もござひます。それを考えれば、おのずと恒久対策は決まってくるのではないかと思ひます。そこからも今後検討していただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

町長（佐野恒雄君） ありがとうございます。県の要望については、引き続きしっかりと要望をしてまいりますし、後藤大橋の件につきましてもしっかりと対応していきたいと思っております。

議長（小嶋謙一君） 渡邊議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午後2時52分 休 憩

---

午後3時10分 再 開

議長（小嶋謙一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

最後に、7番、中野議員の発言を許します。

（7番 中野和美君登壇）

7番（中野和美君） 町民クラブ、中野です。一般質問をさせていただきます。

防災への取り組み「マイ・タイムライン」について、主にマイ・タイムラインについて私は質問させていただきます。マイ・タイムラインの重要性、これは個別避

難計画とも申します。9月1日頃、2022年は9月1日は立春から数えて210日目、この頃は台風が相次いで襲来し、厄日とか荒れ日などと言われていまして、これから天候不順には注意が必要になります。今年8月3、4日の豪雨により、関川村、胎内市、村上市にて起きた災害は人ごとではなく、特に関川村では皆で声を掛け合うことにより、あの土砂災害にも人命を失うことがなかったと聞いています。自主防災組織が功を奏した結果と受け止めています。

自主防災組織にプラスして必要とされるものにマイ・タイムラインがあります。各家庭、特に高齢者世帯では、個別の防災行動計画の作成は災害時の不安を取り除き、命を守ります。マイ・タイムラインとは、住民一人ひとりのタイムライン、防災行動計画であり、台風等の接近による大雨によって河川の水位が上昇するときに、自分自身が取れる標準的な防災行動を時系列に整理し、住民自ら考え、命を守る避難行動のための一助となるものです。その作成過程では、市町村が作成、公表した洪水ハザードマップを用いて、住民自らの様々な洪水リスクを知ることから始まります。そして、どのような避難行動が必要か、またどういったタイミングで避難することがよいのかを住民自ら考えることになります。さらには家族と一緒に日常的に考えることが大切になってきます。マイ・タイムラインの作成は、住民一人ひとりが自分自身の置かれている洪水リスクを踏まえ、自分自身に合った避難行動を自ら考えることを基本としていますが、ワークショップなどを通じて他者と意見交換することにより、1人では気がつかなかった避難の備えやタイミング、避難場所の選定や逃げ方を知り得ることができます。防災への意識も向上します。10月に計画している防災訓練と並行して、マイ・タイムラインのワークショップを開催してはいかがでしょうか。

添付の資料は、子どもにも分かりやすいように個別行動計画を一覧にしたものです。マイ・タイムライン検討ツール、逃げキッドよりこの資料を持っています。主なそなえの欄は、それぞれの世帯で変わってくるものです。マイ・タイムライン作成のチェックシートとして、住んでいる場所はどれぐらいなのか、どういう可能性があるのか、浸水継続時間はどのぐらいか、そんなことまで詳しく、これはハザードマップからも拾ってくるができますので、ぜひ各家庭でこんな表をつくっていただきたいと思っております。

そして、介護現場でのマイ・タイムラインです。介護の現場では、介護認定に当たり、担当のケアマネジャー、介護支援専門員がつきます。ケアマネジャーは、一人ひとりの介護計画を立てますので、その方の状況をよく把握していると言えます。

マイ・タイムラインの作成にケアマネジャーや相談支援専門員等の福祉専門職の参画を得るための仕組みとして、計画の策定に対しては国は報酬を支払うとしています。自主防災組織と連携することで、行動計画を有意義なものにします。福祉分野での連携について伺います。

令和3年5月20日、昨年5月に施行されました改正災害対策基本法では、個別避難計画の作成に関わる財政措置、支援策等が改正されております。財政措置としては、令和3年度より市町村における個別避難計画の作成経費について新たに地方交付税を措置します。支援策としては、作成手順などを明示した具体的な取組指針の掲示をいたします。避難行動計画要支援者の避難行動支援に関する取組指針、福祉避難所については福祉避難所の確保・運営ガイドライン、優良事例を全国的に展開するためのモデル事業の実施、市町村事業として個別避難計画の作成プロセスの構築に取り組む市町村の事業、これは令和3年度では村上市が参加しておりました。都道府県事業、県内の市町村事業の成果等を共有する場を設け、意見交換をして改善し、横展開をすることなどに取り組む都道府県の事業、これは新潟県も参加しています。活用の可能性のある既存の補助制度の紹介や周知、ハザードマップ上で危険な地域にお住まいで、かつ介護を要する方など、まず現時点で自治体が地域防災計画に定めた優先度の高い避難行動要支援者について、おおむね5年程度で作成に取り組むよう依頼しました。1、2については、それぞれ米印で説明してあります。

次に、防災教育としてのマイ・タイムラインです。今年7月、村上市の金屋小学校での防災教室について紹介します。これは資料の一番最後についております。国土交通省北陸地方整備局羽越河川国道事務所の出前講座でした。マイ・タイムライン検討ツール、逃げキッドを利用したマイ・タイムラインも紹介されています。出前講座では、身近な荒川について学び、羽越水害についても子どもたちに伝承されていました。田上町でも身近な信濃川、または信濃川周辺の河川について、特に平成16年の7.13新潟豪雨のときには、現在の中学生以下の子どもたちはまだ生まれていません。教訓を伝えていく防災教育を継続して行っていただきたいと考えます。子どもたちが学び、情報を身近なものとして家族と共有することは、命を守る行動につながります。継続的な防災教育についてのお考えを教育長に伺います。

2番目として、10月開催の防災訓練と田上町ボランティアセンターについて伺います。10月に開催予定の防災訓練について、具体的な開催内容はまだ明らかにされておりませんが、マイ・タイムラインも含め、防災訓練がどのように開催されるのかお聞かせください。先日行われた伝達訓練は、聞き逃してしまった方も多くいら

っしかったです。防災訓練は、回数を重ねるほど訓練の成果は出やすく、訓練を定期的に行っている地区もあるようです。

防災訓練に欠かせないのがボランティアセンターの関わりです。田上町ボランティアセンターは、県内外の多くの災害に貢献してきたという実績があります。災害にはボランティアセンターはなくてはならない存在です。ところが、田上町ボランティアセンターは、平成14年に町が設置したにもかかわらず、事務局を社協に置いてはありますが、活動拠点となる場所はありません。田上町ボランティアセンターは設置以来、町に拠点づくりをお願いしてきました。交流会館建設時に拠点を設置するとの話もあったそうですが、拠点とはなり得ない場所を提示され、今に至っています。佐野町長が就任する前の話ではあります。災害時に本部と連携を密に取り合い、共に働き、被災者の支えとなるボランティアセンターの位置づけ、拠点をしっかりと考えていただきたいと思います。もちろん10月の防災訓練にはボランティアセンターの役割もあるでしょう。協力をお願いしていることと思います。田上町ボランティアセンターを町長はどのように捉えていらっしゃるでしょうか。また、防災訓練をすることによって、いろいろな課題も見えてくると思います。その課題を見つけることこそが大切だと思いますので、いろいろな訓練に挑戦していただきたいと思います。訓練の具体的な内容についても公開できる範囲で結構ですので、お聞かせください。

1回目の質問を終了します。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) それでは、中野議員の質問にお答えいたします。

はじめに、防災への取り組み「マイ・タイムライン」についてであります。10月に開催する新潟県総合防災訓練と並行して、マイ・タイムラインのワークショップを開催してはどうかとのご提案をいただきました。既に令和4年3月から、新潟県をはじめ関係団体と協議をしており、今ここで総合防災訓練に新たな事業を追加することは大変難しいものであると感じております。しかし、マイ・タイムラインは避難行動のサポートツールとして、洪水のような進行型災害が発生した際に、いつ、何をするのかを整理した個人の防災計画として位置づけされたものであります。急な判断が迫られる災害時に、自分自身の行動のチェックリストや判断もサポートツールとして役立つ非常に重要なものであると思います。

令和4年2月に、信濃川下流河川事務所から、自主防災組織や防災士に向けたマイ・タイムラインの講習会を開催したいというお話をいただき、講習会の計画をい

たしておりました。しかし、残念ながら新型コロナウイルスの影響から講習会は中止となりました。信濃川下流河川事務所からも協力したい申出がありますので、10月の総合防災訓練とは別に、今後タイミングを見ながら実施に向けて検討していきたいと考えております。

2点目の介護現場でのマイ・タイムラインについてであります。介護サービスを利用されている方のマイ・タイムライン、それこそが個別避難計画と言い換えることができます。個別避難計画の策定につきましては、渡邊議員の質問にもお答えしたように、自主防災組織や民生委員のほか、ケアマネジャーをはじめとした福祉関係者の皆様との連携が必要不可欠であります。個別避難計画の策定の際には、これらの方々からもご協力をいただきながら、その策定に努めていきたいと考えております。

次に、10月開催の防災訓練と田上町ボランティアセンターについてであります。1点目のボランティアセンターをどのように捉えているかとのことではありますが、大きな災害が発生した場合、炊き出しや被災した方々への支援のための調整などの活動を担っていただく大切な組織であり、平常時も除雪作業や買物支援など、その活動は多岐にわたり、地域福祉を推進していく上で非常に重要な組織であると考えております。現在、田上町ボランティアセンターに登録されているボランティア数は22団体、個人で167名と伺っております。田上町ボランティアセンターの活動が今まで以上に活発になり、地域の高齢者等の生活を側面的に支えるとともに、地域で支え合い、住みやすい田上町となる一翼を担っていただくことを期待をいたしております。

2点目の10月に開催される新潟県総合防災訓練の具体的な内容につきましては、令和4年度予算審査特別委員会において提出した参考資料にも記載したとおりであります。町の訓練としては、地震想定での避難訓練と感染症対策を踏まえた避難所運営訓練であり、それについての変更はございません。県も訓練内容につきましては、先ほども触れましたが、令和4年3月より新潟県をはじめ、関係団体と分科会を形成し、協議を行っております。しかし、このたびの村上市、関川村の豪雨災害への対応もあり、8月上旬に予定していた全体会議や各訓練項目に分かれての分科会が実施できていない状況であります。詳細については、まだ決定していませんが、決定している訓練項目について、主だったものを説明いたします。まず、本部関係としては、新潟地方気象台、県警、自衛隊などが情報収集伝達訓練を実施いたします。また、総務省信越総合通信局や燕三条エフエム放送が臨時災害放送局開設

・運用訓練を実施することになっております。次に、救助関係としては、県警機動隊、加茂地域消防本部、町消防団などが倒壊家屋等からの救出援護搬送訓練を実施いたします。その他の訓練として、国土交通省自動車局や三菱自動車が停電施設への給電訓練などを実施することになっております。また、今回は田上中学校3年生にも避難所運営の体験など、様々な形で町の防災に関わってもらおう予定となっております。

以上でございます。

(教育長 安中長市君登壇)

教育長(安中長市君) それでは、中野議員の質問にお答えいたします。

防災への取り組み「マイ・タイムライン」についてのうち、防災教育としてのマイ・タイムラインについてお答えします。2011年3月11日の東日本大震災以降、文部科学省では防災訓練の重要性を考慮して、平成26年2月に全6冊の防災教育プログラムを作成して全国の小中学校に配り、児童生徒への指導を要請しました。各学校は、そのプログラムの中から自校の実態に適した教材を活用して児童生徒の防災意識を高める取り組みを行っています。プログラムの中には、東日本大震災の映像や新潟県内の災害の映像も多数あり、大変有効な資料です。

中野議員から紹介いただきました逃げキッドを見ました。大変利用価値が高いものだと思います。今回の県北豪雨を踏まえ、園校長会で逃げキッドを紹介して、町内の小中学校の防災教育の取り組みの参考としていきたいと思っています。

以上です。

7番(中野和美君) マイ・タイムラインにはとても前向きに町長も教育長も捉えてくださっているということで、とても安堵しています。

昨年の秋に、私、地域学習センターで町のハザードマップを使いまして、マイ・タイムラインをつくろうという活動を主催いたしました。参加者は羽生田小近くのご家族ばかりでしたので、浸水の可能性がほとんどありませんでした。このハザードマップが効力を発するのは浸水する可能性のある地区と考えられますので、全町的にマイ・タイムライン個別避難計画は私は急がれると思います。

渡邊議員の町長の答弁の中で、見守りカードをまず作成、整備したいとのことですが、見守りカードは支援する側からの目線ではないのでしょうか。マイ・タイムラインはその人本人、本人、一人ひとりの視線から見た個別避難計画ですので、見守りカードとともに、マイ・タイムラインのほうの計画も並行して進めていっていただきたいと思っています。町長の答弁の中では、まずは見守りカードということ

でしたけれども、特に町長の答弁の中にありました緊急度の高い方、水害浸水区域あるいは土砂災害警戒区域に居住されている方など優先順位をつけることでというふうになりました。本当にそのとおりで、まず1番目、田上町のハザードマップで赤色になっているところの人たちは、まずは個別避難計画をつくらなければいけないと思うのです。そして、要介護度が高い方、高齢者などひとり暮らしの方、支援する方が家族でなかったり、近所の人だったりする場合、そういう方の個別避難計画をまずはつくっていただかないといけないと思います。赤色のところ以外はまだ何とか余裕があると思うのです。赤のところはもう即、今回のような豪雨に接しますと大変な被害を被りますので、見守りカードも大事だと私は思いますけれども、赤色地区の個別避難計画等も早速に手をつけていただきたいと思います。

そして、多くの被災地では残念なことに、障がい者にとって地域の助け合いはとても大事なのですが、必ずしもうまく行われていないということがありまして、それは近所の方や全員による個別避難計画の設定だけではなくて、あと少し支援をすることで助かる命もあるということで、公助の力が大事になってきます。まずは自分で助かろうという力、それがマイ・タイムラインです。そして、2番目に、私は見守りカードというのはもしかしたら2番目なのかなと逆に思っております。そして、3番目に、全体的な行政の公助の力が効果的に働くという形になりますので、ぜひ順番をその地区によって、住んでいる方によって違うと思うので、その辺を見極めて行動を進めていただきたいと思います。

そして、前に災害がありました大槌町の話なのですが、大槌町では中学生が一生懸命災害の訓練をしていたのです。そして、どうしても人というのは、自分は大丈夫とってしまうのです。それは自分は大丈夫という正常化の偏見というのだそうです。自分は大丈夫、自分はけがをしない、うちは災害に遭わないと、きっと何となく自分は大丈夫とってしまう、その気持ちが一番被害を生むことになりまして、大槌町の中学校の例でいきますと、中学生がみんなに逃げる姿を見せるということがまず大事だったのだそうです。中学生がみんなで大勢で逃げていくのを見て、近くの人たちも逃げる、小学生も逃げるというふうになって、誰かが逃げれば逃げるのです。でも、ああ、私は大丈夫、隣の家も逃げないから、うちも大丈夫とってしまうと、それが大きな被害に結びついてしまいますので、ここで必要なのはマイ・タイムラインだと思うのです。まだ、田上は中学校も小学校も高いところにあるので、学校は大丈夫です。ただ、その子どもたちの自宅はどうでしょうか。子どもたちは大丈夫でも自宅は大変なことになっているかもしれないということ

す。ですから、見守りカードはもちろん、これは支援する側からのカードですが、赤色のところ、それとても大事だと思うので、それも並行してぜひお願いしたいと思っています。その辺の町長の考え方もいま一度お聞かせください。

今7割の子どもが公衆電話を使ったことがないのだそうです。そうなりますと、緊急ダイヤルとか伝言ダイヤルとか使えない子が多くて、教育長のところにも入ってくるかと思うのですが、そんな練習も必要なのではないかなと思っています。教育長のところの、私は教育の継続的な避難のほうのお話をしたのですが、今継続的な話はなかったの、いま一度その辺もお聞かせいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

2番目の質問を終わります。

町長（佐野恒雄君） 私は、渡邊議員の回答の中で見守りカードを優先してというふうな話をしてきました。まさに議員おっしゃられるとおりでと思います。見守りカードとマイ・タイムライン、全く視点が違うものでありますので、今議員がおっしゃられるとおりでと思いますので、並行して取り組んでいきたいなと思っていますので、よろしくお願ひいたします。

教育長（安中長市君） 継続的なということの答弁が抜けておりました。大変申し訳ございません。今の説明の中で、防災教育プログラムというのがあるということを説明させていただいたのですが、これが防災教育プログラムなのです。その中で、これは洪水災害編と、これだけ分厚いものが6冊あるのです、地震とか津波とか。これを見ますと、すごくよくできていまして、例えば前半では、こういうふうに指導案になっています。つまり先生方は、改めて指導案をつくらなくても、これに従えば大体ありますよというふうになっています。すみません、説明しなくて申し訳なかったのですが、後ろのほうにいきますと、一番後ろのところにDVDがついているのですが、この中に東日本大震災だけではなくて、新潟県の過去の大きな災害について映像が出てくるのです。東日本大震災とか、それから身近な新潟県の災害についてDVDを見ることができるので、子どもは非常に身近に感じられるのではないかなと思っています。

それから、これは非常にうまくできていまして、小学校の低学年、中学年、高学年、それから中学校と分かれていまして、それぞれ見た後に各項目があるのですが、例えば低学年ですと、大きな雨が降ったときの危険を知ろうとか、大雨が降ったときに身を守るための行動を知ろうとか、これが低学年で。違う言葉で中学年になり、高学年になり、中学校になります。つまりこれ自身が非常に小学校と中学校をつな

げてくれていますし、継続的な教育になるのではないかなと思います。

今回、中野議員からこういうご質問を受けたときに私が考えたのは、各学校には防災教育という担当の先生がいるわけです。学校の中の仕事を分ける、それを校務分掌というのですが、その中に必ずお一人、防災教育担当がいて、その方が年間計画を立てるのです。でも、私は小学校と中学校をお互いに併せて、こういうことをやっているのだというのを残念ながらしてきませんでした。それをすることによって、小学校も中学校も、またその中でつなげられるのではないかと思いました。そういうことで、継続的な教育をしていきたいと思います。

7番（中野和美君） それでは、素晴らしい資料をいただいているということで、ぜひそれを活用していただきまして、継続的な防災の教育を進めていただきたいと思います。

今回の防災訓練にも田上中の3年生にも避難所運営の体験をしていただくということで、これもとてもいい防災教育になると思いますので、それは大変歓迎しております。よろしくお願いいたします。

あともう一つ、ボランティアセンターのことを2番目の質問でもう一度確認をしそびれてしまったのですが、今回の関川村でのボランティアの受入れの活動にボランティアセンターはとても大切なものであると改めて受け取りました。町長の回答はなかったのですが、田上町のボランティアセンターが活動していくための拠点づくりに関しまして、町長はどのような方向で考えているのか、このままでいいと思っていらっしゃるのか、その辺をまだ答えていただけていないかなと思うのですが、お願いいたします。

町長（佐野恒雄君） ボランティアセンター、非常に大切なことであるということは重々承知いたしております。当時ボランティアセンターからそういった要望があったということはお聞きをいたしております。要望内容としては、ボランティアセンターは会議をする専用の場所がないので何とかしてほしいとの要望でしたので、それであれば役場の会議室や交流会館の会議室があるので、ぜひそこを使用してくださいとの回答をしたとのことであります。また、専用の会議室がないので、ボランティアセンターの活動が思うように進んでいかないとのお話もあったように伺っておりますが、町の回答としては、具体的に根拠となるような活動がない現状では、先に専用の場所を確保するのは難しい。活動が活発になり、活動拠点がないと不便だというふうに客観的に感じられなければとも回答したと、こういうふうに伺っております。先ほど申し上げましたように、ボランティアセンターの存在そのものは非

常に重要であるということは十分承知をいたしております。したがって、そうした  
拠点がないと、なかなか活動は進まないのだというふうな、もしそういうことが客  
観的に認められるのであれば、それはそのとき何とかしなくてはならないだろうと  
思うのですが、そういう形でひとつご理解を賜ればと思っております。よろしくお  
願いいたします。

議長（小嶋謙一君） 中野議員の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

これをもちまして本日は散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

---

午後3時43分 散 会

別紙

令和4年 第3回 田上町議会（定例会）議事日程			
議事日程第1号 令和4年9月8日（木） 午前9時開議			
日程	議案番号	件名	議決結果
		開会（開議）	
第1		会議録署名議員の指名	9番 10番
第2		会期の決定	15日間
第3		諸般の報告	報告
第4	報告第5号	専決処分（損害賠償の額の決定及び和解）の報告について	報告
第5	報告第6号	令和3年度田上町一般会計継続費の精算報告について	報告
第6	選挙第1号	選挙管理委員及び補充員の選挙について	選挙
第7	承認第11号	専決処分（令和4年度田上町一般会計補正予算（第5号））の報告について	付託
第8	承認第12号	専決処分（同年度田上町一般会計補正予算（第6号））の報告について	付託
第9	議案第36号	田上町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	付託
第10	議案第37号	令和4年度田上町一般会計補正予算（第7号）議定について	付託
第11	議案第38号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）議定について	付託

日程	議案番号	件名	議決結果
第12	認定第1号	令和3年度田上町一般会計歳入歳出決算認定について	付託
第13	認定第2号	同年度田上町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	付託
第14	認定第3号	同年度田上町集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	付託
第15	認定第4号	同年度田上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	付託
第16	認定第5号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	付託
第17	認定第6号	同年度田上町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定について	付託
第18	認定第7号	同年度田上町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	付託
第19	認定第8号	同年度田上町水道事業会計決算認定について	付託
第20		一般質問	

# 第 2 号

( 9 月 9 日 )

令和4年田上町議会  
第3回定例会会議録  
(第2号)

---

---

- 1 招集場所 田上町議会議場
- 2 開 会 令和4年9月9日 午前9時
- 3 出席議員
- |    |        |     |       |
|----|--------|-----|-------|
| 1番 | 森山晴理君  | 9番  | 椿一春君  |
| 2番 | 小野澤健一君 | 10番 | 熊倉正治君 |
| 3番 | 品田政敏君  | 11番 | 松原良彦君 |
| 4番 | 藤田直一君  | 12番 | 池井豊君  |
| 5番 | 渡邊勝衛君  | 13番 | 関根一義君 |
| 6番 | 小嶋謙一君  | 14番 | 高橋秀昌君 |
| 7番 | 中野和美君  |     |       |
- 4 欠席議員
- 8番 今井幸代君
- 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- |        |      |               |      |
|--------|------|---------------|------|
| 町 長    | 佐野恒雄 | 地域整備課長        | 宮嶋敏明 |
| 副町長    | 吉澤深雪 | 町民課長<br>会計管理者 | 本間秀之 |
| 教育長    | 安中長市 | 教育委員会<br>事務局長 | 時田雅之 |
| 総務課長   | 鈴木和弘 | 産業振興課長補佐      | 近藤拓哉 |
| 政策推進室長 | 堀内誠  | 保健福祉課長補佐      | 棚橋康夫 |
- 6 本会議に職務のため出席した者の氏名
- 議会事務局長 渡辺 明
- 書 記 板屋越 麻衣子
- 7 議事日程
- 別紙のとおり
- 8 本日の会議に付した事件
- 議事日程と同じ

---

午前9時00分 開 議

---

議長（小嶋謙一君） 改めて、おはようございます。これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

なお、今井議員より欠席届が提出されておりますので、報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に印刷・配付しております議事日程第2号によって行います。

これより議事に入ります。

---

#### 日程第1 一般質問

議長（小嶋謙一君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に順次発言を許します。

最初に9番、椿議員の発言を許します。

（9番 椿 一春君登壇）

9番（椿 一春君） おはようございます。議席番号9番、町民クラブの椿一春です。令和4年6月の定例会に移住推進住宅提供について質問いたしました。質問の要旨が伝わらなかったのか、今回の9月定例会においても再度質問をいたします。

はじめに、佐野町長就任第2期目の所信表明で述べられていた佐野町長の思いですが、人口減少という流れの中にあっても、決してこの町を消滅させることがあってはならないという強い思いがあるからこそ、この町の将来像、誰もがずっと住み続けたいまちの実現に向けて、若い世代がこれからも住み続けたいと思い、みんな子どもたちを守り、育て、高齢者が住み慣れたこの町で生きがいを持って、いつまでも元気で活躍できる、そして田上町に住む全ての方の笑顔があふれるまちを目指して、町民の皆様が夢や希望、自由を追い求めることができる環境を築いていくと強く述べられていました。

私は、過去、一般質問の機会で、国道403号バイパスと信越線の間で宅地の提供に関する質問は複数回にわたり質問をしています。令和4年6月の定例会の一般質問で、「区画整理された土地はいつ頃、どのような場所かと考えていますか」との

質問に対し、町長の答弁は「区画整理された土地はございません。今後についても予定がありません」との回答です。

令和3年3月の定例会、一般質問と町長の答弁を紹介します。質問ですが、「これからのまちづくりとして、若者からの移住を望んでいます。しかし、宅地を見つける、相談する不動産屋がない。どこに住めるか不明です。403号バイパスと信越線の上に宅地を造成して、近隣住民や関東圏からの若者の移住を行う町長の熱い思いを大声で訴え、民間業者が、よし、協力してやろうという、そこまで訴えてください。これができなければ、若者に移住を決心させることはできないでしょう。宅地造成は、町の単独事業では資金的に難しいです。大声で訴えれば必ず協力者が現れます。町長のリーダーシップを発揮して実現をお願いします。町長の考えをお尋ねします」という質問です。それに対し、町長の答弁は、「経費と時間から見て、町単独での事業は考えていない。住環境のすばらしいところで、空き家をリフォームして住むことはあまり好まれず、交通、買物等の利便性のよい区画整理されたニーズに合った良好な土地を求めると私も思っています。このようにして若者から移住してもらい、民間の力、活力の協力を得ながら宅地開発ができるような働きかけをしていこうと考えています」。町長の言葉で、「交通、買物等の利便性の高い区画整理されたニーズに合った良好な土地を買い求めると私も思っています」と言っておられます。

宅地造成等では、区画整理された土地、道路で縦と横が区切られている団地等は、一般的に区画整理された土地と言わないのでしょうか。翠台団地、レック団地、ほかにも多数の〇〇団地は田上町に存在していると私は思います。令和4年6月の定例会一般質問に対する町長の答弁は、「区画整理された土地はございません」との答弁でした。令和3年3月定例会の町長の答弁で、「交通、買物等の利便性のよい区画整理されたニーズに合った良好な土地を買い求めると私も思います」と答えております。前回の令和4年6月定例会の町長の3回目の答弁でも、町長は「自ら区画整理された土地でないと、若者は魅力を感じない」と、このときも話されておりました。町長が空き地、空き家のリノベーションよりも、区画整理された土地に若者は魅力を感じているのだ。よって、若者たちの定住促進には区画整理された土地の提供は効果的だと町長は考えているのだと私は町長の思いを感じております。

しかし、町長答弁で、今後についても予定がありませんというのはどういうことなのでしょう。今のところ、区画整理する具体的な計画はないということの趣旨でもなく、今後についても予定がないということはどういうことなのでしょう。

平成26年3月に多額の予算をかけて田上町都市計画マスタープランが策定されております。8年が経過しております。これは、20年後の町のあるべき姿を掲げ、あと2年たつと計画の折り返しであります。そこには田上駅、羽生田駅のいずれも西側から403号線バイパスの間に住宅地を造っていきたいと計画されております。このことは、区画整理されることが今後予定されているということではないのでしょうか。内容は、具体的に農業部局と調整を踏まえ、住宅地の拡大を検討する。また、計画の実現に向けた事業等の検討は、計画推進体制、計画実行管理体制等が掲げられております。

そこで、質問いたします。20年後の町のあるべき姿を掲げ、あと2年たつと計画の折り返しです。この8年間、住宅地拡大についての計画を実現するために行ってきたことを、具体的にお聞かせください。

1番目に、計画の推進体制は、「計画の推進については、町民、事業者、各種団体などと行政による協働を基本に進めます。町は、まちづくりに関する事業の実施とともに、民間（町民・事業者・各種団体など）が主体で行うまちづくりをバックアップしていきます」と書かれております。具体的に民間事業者に宅地拡大の計画を示し、協力を求める等、計画を実施してきたこととその評価内容、それとともに改善計画を年度ごとに8回繰り返されていると思います。もしくは、5年後の令和に入った今、実務担当者によって実施状況の確認をしていきたいと思っておりますので、具体的に何をしていたのか質問いたしますので、具体的にお聞かせください。

2つ目に、令和4年6月の質問の答弁で藤田議員の質問にも答えましたが、やみくもに言っても、なかなかうまくいかない。法律規制や定住を調べるとの回答。私の質問にも、藤田議員と同じ質問だろうと思い込み、解釈をして答弁されました。私には答弁の意味が分からなかったです。そこで、私は令和4年6月の定例会一般質問の2度目の質問のときに、私の質問の仕方が悪かったのかなというふうに思わず発言してしまいました。8年前の平成26年、田上町都市計画マスタープランを計画策定し、その後の実現に向けて努力してきたのではないのでしょうか。今さら法規制の手順を調べるとの答弁に対しては、開いた口が塞がらない気分でありました。令和4年4月の人事異動で担当課長の交代がされましたが、引継ぎがうまくいかなかったのかと理解したほうがよろしいのでしょうか。私は本当に理解に苦しみました。繰り返しになりますが、令和3年3月定例会での私の一般質問に対する町長の答弁です。「経費と時間から見て、町単独で事業は考えられない。住環境のすばらしいところで、空き家をリフォームして住むことはあまり好まれず、交通、買物等、

利便性のよい区画整理されたニーズに合った良好な土地を求めると私も思っています。このようにして若者から移住してもらい、民間の力、活力の協力を得ながら宅地開発ができるように働きかけていこうと考えています」、このように町長は答弁されております。この答弁から、今1年6か月経過してきましたが、民間事業者を巻き込むためのアクションはどのようにしてきたのか、質問いたします。具体的にお聞かせください。

3番目に、羽生田駅の周辺についてです。駅前の整備は、その町の縮図を感じるようなものがあります。町の規模が大きいと、しっかりと整備され、観光地だとか、商業地とか、住宅地とか、その町の様子も縮図を感じるようなものがあります。羽生田駅の付近には空き家となった倉庫、事務所、土地があり、駅前開発の検討を加えると、羽生田駅はもっとすばらしくなると思います。町長はどのように見られているのか、質問いたします。お聞かせください。人口減少の中にあっても、決してこの町を消滅させることがあってはならないという町長の強い思いがあつての住宅推進策の位置づけとして捉えているならば、強く訴えます。

以上で1回目の質問を終わります。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) それでは、椿議員の移住促進宅地提供についての質問にお答えいたします。

1点目の住宅地拡大の計画を実現するために行ってきたことについてであります。まず田上町都市計画マスタープランについて若干説明をさせていただきます。都市計画マスタープランは、まちづくりにおける田上町の土地利用の将来像を描いた基本的な方針であり、おおむね20年後の町全体のビジョンを定めたものでございます。この都市計画マスタープランの策定後、実務担当者が何を実施してきたかということですが、都市計画マスタープランはその性格上、実施する個別の具体的な施策について記載するものではなく、また施策を検討するものでもございません。町の土地利用の将来像を描いた基本的な方針であり、おおむね20年後の町全体のビジョンを定めたものでありますので、このような性質上、議員が言われるようなマスタープランにある住宅地拡大に向けて、担当課が何かに取り組むといったことは特に行っておりません。現実的に町が住宅地の開発を行うことは経費面で難しく、町としては受け身の姿勢ではありますが、民間事業者の参入を期待しておりましたが、残念ながらその希望はかなわなかったということでもあります。

2点目の開発業者を巻き込むためのアクションについてであります。令和3年

3月の椿議員からの一般質問において、町で宅地開発事業を行うにはハードルが高く、経費もかかることから、民間の、民間の活力を利用していきたいとお答えいたしました。その後、なかなか新型コロナウイルス感染症の収束が見込めない状況であったため、積極的に民間事業者に働きかけるようなことは行ってきませんでした。今後の取り組みについては、6月の椿議員からの一般質問でもお答えいたしました。が、やみくもに民間事業者へ行き、開発の願いをしてもなかなかうまくいかないと思いますので、ある程度執行内で造成までの法規制、どのような手続が必要か等の事前調査を行ってから民間事業者へ声かけをしていくことを考えております。今現在、関係する課に宅地開発を行うに当たり、農振除外、農地転用、開発行為等、どのような法規制があるのか、手続にどれくらい時間がかかるのかなど問題点や課題等の洗い出しを指示しており、これらを整理した中で民間事業者への働きかけを行っていきたいと考えております。

ただ、民間事業者への働きかけをする時期が今なのかが疑問であります。現状の新潟県の経済動向を見ると、新型コロナウイルス感染症や海外情勢の動向によって住宅投資は弱い動きとなっておりますので、その辺の状況もしっかりと見極めてから働きかけを行っていきたいと考えております。

3点目の羽生田駅の駅前開発についてであります。確かに議員がおっしゃるとおり、駅前開発を進めていけば、よい雰囲気のスバラしい町になるかと思えます。しかしながら、空き家となった倉庫や事務所、空き地でもそれぞれ所有者がおられ、現在住んでいる方もいらっしゃいます。そうした方々の意向を確認せずに開発をすることはできませんので、かなりの時間と経費を要することとなります。そのようなことから、町として今すぐに駅前開発を実施することは非常に難しいのではないかと考えております。

以上でございます。

9番（椿 一春君） まず、マスタープランについて答弁をいただいたのですが、マスタープラン、私はおおむね20年後の将来像を描いた計画であることは十分承知しております。それで、このマスタープランの第6章になるのですが、計画の実現に向けた事業等の検討ということが書かれているのです。検討をどういうふうに検討していくかということが72ページの計画の推進体制のところにあるのですが、事業者、各種団体、田上町、それらの体制をつくるということで書かれております。具体的な計画はその中でだんだん出てくるとは思いますけれども、その前の準備も推進計画、計画の進行管理ということでプラン、ドゥー、チェック、アクションのPDCAサ

イクル、このことも書かれておりますので、こういったものを見ると、やはり毎年計画、具体的に計画だから何も無い、ただ理想のものを掲げたものですから、担当課としては何もすることをしてきませんでした。する必要がないのですというような町長の答弁であります、それは私は違うのではないかと思います。やはり20年後を理想として掲げているものですから、それを少しでも実現するためにはどうやったらいけるのだろうか、どうしたらいいのだろうかというものについて、やはり真剣に取り組んでいくべきではなかったのでしょうか。前回の、これからいろんな法規制ですとか、農振除外、農地転用、開発行為などの法規制を調べます。以前から取り組んでいけば、もうこんなのは調べがついていてもいいはずですよ。もう8年たった、これから調べるなんて、仕事を何もしていないというふうに私は思うのですが、この辺の考え方は、私はおかしいのではないかとこのように思います。

開発業者を巻き込むためのアクションについてなのですが、今新型コロナウイルスが感染している、その時期のタイミングも言われております。新型コロナウイルスが今は確かに新潟県、そういった状況ではないのですけれども、今は本当に新型コロナウイルスも第2類から第5類へいつ移すかというのも検討されているので、新型コロナウイルスはもう間もなく収束の方向、改善される方向に行くと思いますので、それを見て、ただ計画を立てるといふふうに働きかけると言いますが、今からでもどういうふうに働きかけていくか、どういうふうにやったらいいのかというのを考えていくべきではないでしょうか。今までは403号線のバイパスも開通していない状況でありました。今開通した中、道の駅もでき、格段に403号バイパスの交通量も増えております。ですから、この前も民間の事業者の調査で住みよいまち田上町、第4位という結果が出ておりますので、今そういう民間の事業者に将来を見据えた若者にどうしても住んでほしい。新潟県だけでなく、全国組織的なものの不動産に対しても情報発信することで協力者が出てくるのではないかと思います。そうでもしないと、ただ新型コロナウイルスの感染が落ち着かないから、県内の状況の動向はどうかといったら、本当に町長の思っている人口減少対策、若者から住んでもらいたいというのは町長の考えの中では住宅、空き家ですとか、そういったリノベーションするよりも、やはり早く区画整理された土地が魅力的だろうというふうに考えられていると聞いておりますので、それに向けたものを今から準備していくのではないのでしょうか。それで、その辺をこれから取り組んでいくのだと思いますが、その時期、新型コロナウイルスが収束するまでずっと待っているのか、もう今から動き出すのか、その辺のところをもう一回聞かせてください。

それから、羽生田駅の開発ですが、これもマスタープランの中では8年前に描いているものなのです。今ほど確かに住んでいる方もいらっしゃいます。だから、今すぐ実施することができないというのは私もそう思います。ただ、今までからその辺の実現に向けた青写真をつくって、ああ、こういうふうにやりたいのだというふうなものがあったら、田上町のマスタープランに思い描いたことが一つでも多く実現できるのではないのでしょうか。そうでないと、なかなかつくっても、「いや、ただつくっただけで、お金もないし、難しいんです」と言ったら、あまり多額のお金をかけてつくった意味がないように私は思うのですが、やはり羽生田駅のところも含めてなのですが、私は今から動いていかないと駄目だと思いますが、その辺の町長の考えをお聞かせください。

町長（佐野恒雄君） 業者に対しての宅地開発の働きかけ、これ私全くやってきていないわけではないのです。そうした建設業者、いろいろまた町長室のほうにご挨拶においでになります。そういう機会をつかまえて、私自身は町に何とかそういう403号バイパスも通ったし、道の駅もできたし、何とかこの近くにそうした開発ができないものなのでしょうか、そういう働きかけそのものは私はやってはいるのです。何もしていないわけではないのです。ただ、先ほども申しあげました農振の除外であるとか、農地計画であるとか、そうしたいろんな法規制もあるし、課題があります。そうしたことをしっかりと調査もしないで、ただ、どうなのでしょう、田上に来てもらえないのでしょうかみたいな、そんな話だけではなかなか業者も持ってきてももらえない、そういう問題があるわけです。そういうことを踏まえて、しっかりとそうしたところの調査、課題を捉えた中で積極的に動いていかななくてはならない、そういうことを今までもお話をしてきております。だから、私自身が何にもそうしたことを取り組んできていないわけではないのです。それは当然そうしたマスタープランの20年後を捉えたビジョンかもしれないけれども、やはり町の人口減少を捉えた中で、何とか宅地を開発することによって人口減少を少しでも抑えたい、そういうふうな気持ちがあってそういう問いかけをさせていただいている。

ただ、先ほども申しあげますように、やみくもに、ただ来てもらえませんか、何とか開発をお願いできませんかなんて話をしたって全然業者は乗ってくれないわけです。いかにそうした課題を捉えた中で、研究した中で、業者のほうに積極的に働きかけていくことをこれからやりたいために、今関係する課にそうした調査をさせてもらっているということでもあります。ぜひひとつご理解いただきたいと思っています。

それから、羽生田の駅前の開発、椿議員のおっしゃられる駅前開発、本当にそれがやれば、すばらしいなと思います。それこそ羽生田駅だけではなくて田上駅前だって、駅前の開発というのは、それはやれば一番いいかもしれません。でも、そんな簡単に、ではやりましょうなんて動けるわけでもない。そうしたことも含めて、そうした開発業者、建設業者から何か町に魅力を感じてもらえる、そういう問いかけをこれからしていかななくてはならない。その調査を今各担当課には指示をさせてもらっていると、こういうことでございます。ご理解いただきたいと思います。

9番（椿 一春君） 以前から町長らが何もしていないというのは私も感じておりません。銀行へ行っても機会があるたびに話されているのは聞いておりますので、町長が動いているのだなというふうに思っております。

しかし、今大和ホームズがハウスメーカーとある市町村、町が提携して家を造るので、都市部のほうから新しい移住を呼んでくるというふうなものも、そんな事例も今まで聞いてきたこともあります。ですから、ここに寄られる開発の事業者に協力を求めるのもそうですけれども、もっと広く住宅のメーカー、ハウスメーカーですとかそういったところに広く、どういったところに広げると可能性があるかというのをこれから十分調べていっていただけることを期待しております。

それから、羽生田の駅前なのですが、ちょうど今農協が向こうのほうへ引っ越しまして、倉庫ですとか事務所、がらっと空き家があります。あそこは学校の送り迎えですか、乗用車が止まる機会が多いのですけれども、やはり少し手狭なような感じがするのです。あそこの今駐輪場も大切なのですけれども、駐輪場は今JAとかあちらが空いておりますので、あちらの辺まで移動すると駅前の広場ができて、そうすると少しでも車の往来ができて便利なところになるのではないかというふうに私は思っているのですが、全部そこの住宅地を移転させてという大々的な工事だとすごく時間もかかると思います。ですが、今後どういうふうにしていくかというのをやはりマスタープランで掲げておりますので、これから町をどういうふうにしていったらいいのかというのをマスタープランに書かれていることに対しての実現に向けてアクションを起こしていただければというふうに思います。

以上で3回目の質問あります。

町長（佐野恒雄君） 駅前開発を議員おっしゃられるわけですが、駐輪場だけではなくて、そこに例えばもっと車が余計で止められるような形になれば、それこそ駅を利用される方もまた増えてくるのだらうなと思っております。あそこは、それこそ今議員おっしゃられるように、JAの関係がこちらへ寄せられて今空いているわ

けです。それこそ議員もJAの役員をやっておられるわけですので、ぜひひとつその辺もそうした意味においても議員からもまたご協力をいただければ大変ありがたいなと思っております。将来的なそうしたビジョンに向けて、やはり町は少しでもよくなるように真剣に取り組んでいく必要があると思っておりますので、頑張りたいと思います。

議長（小嶋謙一君） 椿議員の一般質問を終わります。

次に、14番、高橋議員の発言を許します。

（14番 高橋秀昌君登壇）

14番（高橋秀昌君） 日本共産党の高橋秀昌です。私は、1つ目に新型コロナウイルス感染症の爆発的感染拡大について、2つ目には社会保障は地域経済の循環をつくり出すという厚労省の考え方について、この2点について町長の姿勢を伺います。

国内の新型コロナウイルス感染症の状況は、8月24日時点で1日で感染者数24万3,483人、死者数が301人、重症者数が636人、累計では感染者数1,779万8,088人、8月25日では1,800人を超え、何と1日で22万人を超えている感染状況であります。さらに死者の総数は3万7,950人となっております。

参考資料ナンバー1を御覧ください。これは新潟県の感染者数と検査の数を表したものであります。新潟県では、累計感染者数が17万7,299人、人口10万人当たりの感染者数で1,100人、死者数119名、新潟県の検査での陽性率が今年1月は12%でありましたが、3月が22.5%、8月2日では69.9%に達しています。陽性率とは、総検査数に対する陽性者数がどれほど存在しているかを示した数字であります。

資料ナンバー1の参考資料は、陽性率が69.9%ということは、結局新潟県の検査数があまりにも少ないということを表しております。新型コロナウイルス感染症を抑え込むには、いつでも、どこでも、何回でも検査を行い、感染しても発症しない人を発見し、保護、治療することが極めて大きな効果を発揮すること、このことがウイルス学者の共通した見解であります。

2022年、令和4年1月28日付け、全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部が、爆発的感染拡大を抑え「暮らし」・「健康」を守るための緊急提言を34項目にわたって提言しております。この中には、検査試薬及び検査キットの供給体制の確保やPCR検査の無料化を求めています。ここでは、発症していない住民への検査を国の負担で無償で実施することを求めているのであります。検査の数を飛躍的に増やしてこそ、どこが新型コロナウイルスの発生の中心なのかを把握できるし、具体的対策をすることが可能になるというものであります。

(1) として、第7波でこれだけの感染拡大をしており、死者数が3万8,000人も発生しているにもかかわらず、保健所や発熱外来の逼迫緩和の緊急措置として、自治体の判断で患者届の範囲を高齢者、入院を中心とするもの、重症リスクがあり、治療投薬が必要な人に限定するとして全数把握見直しを政府は発表しました。新型コロナウイルス感染症が発生して4年目になるのに、医療や保健所のベッド数や人員、設備など、感染症発症にふさわしい規模とスピードで充実を行わないで、現場が大変だから全数把握をしなくてもよいとする政府方針は場当たりのではないでしょうか。佐野町長の見解を伺います。

2つ目に、新型コロナウイルス感染症はインフルエンザと変わらないという主張があります。しかし、インフルエンザは数種類の型による流行で、後遺症もなく、感染力も新型コロナウイルス感染症と比較すれば極めて弱いと見るべきであります。しかも、新型コロナウイルスは感染の抑え込みが成功しなければ、変異株がどんどん発生して感染力を高めていくというのがこれまでの経験から明らかではないでしょうか。インフルエンザと同等であるという主張は間違っていると思うのでありますが、佐野町長の見解を伺います。

3つ目に、さらに問題なのは、新型コロナウイルス感染症は軽症が多いから、現在の感染症の分類を第2類から第5類とすべきという主張であります。新型コロナウイルス感染症に関わる費用は公費で賄われ、感染者の費用負担は原則ありません。しかし、5類となれば全て患者負担となります。非常に強い感染力を持つ新型コロナウイルス感染症が5類になったら、感染した人も予防に関しても全て住民負担となるのでありますから、2類として治療も予防も全額公費負担とすべきではないでしょうか。この件に関する佐野町長の見解を伺います。

4番目に、田上町での感染症対策のうち、検査についてはどうなっているでしょうか。田上町は、新年度予算で500回分のPCR検査を決定いたしました。住民は1回1,000円の負担はありますが、1回1万円の公費負担で実施することは高く評価するものであります。問題はこの予算が有効に使われているのかということであり、4月から8月17日時点での利用者は、予算額に対して僅か8.6%の利用率でしかありません。「きずな」4月号から8月号を開いてみても、PCR検査の必要性や活用方法、県央研究所に行けない住民がどうやったら気軽に検査を受けることができるかなど、全くその記事はありませんでした。この原因は、新型コロナウイルス対策の重要な一つが検査体制であることへの町執行側の認識が極めて弱いのではないかと思うのであります。新型コロナウイルス感染症は、感染したら自覚症

状が出る人と、感染しても症状が出ない人がいるということが特徴であります。また感染してから発症するまで、現在のウイルスでいうと約3日程度までの間で感染を広げるとともに、感染しても無症状の人でもウイルスを伝播している層が存在するのが特徴とされています。感染拡大を抑えるには、検査によることの効果は明らかなのであります。こうした観点で見ると、町の新型コロナウイルス対策の重要な一つである検査への姿勢を改める必要があるのではないのでしょうか。検査の重要性に対する佐野町長の見解を求めます。

そこで、町長に提案します。PCR検査への町民の関心を高めるために、町広報紙の「きずな」などで毎回検査の大切さを訴える、住民がPCR検査への監視を高める努力をすることが必要ではないのでしょうか。

それから、もう一つは、防災無線で定期的に検査の大切さを訴える、そういう広報をすることが必要だと思います。この2つについて佐野町長の政治姿勢を伺います。

次に、小中学校及び児童クラブへの感染拡大に対する検査の充実について伺います。小中学校の子どもたちの感染状況は、6月に6人、7月に10人、8月に入ると27人と感染する子どもたちは急増しています。その対策として、学級閉鎖と一部抗原検査であります。これでは受け身の対策と言わなければならないと私は考えます。私は、抗原検査を定期的に大幅に広げて実施することを提案します。これには大きな予算を伴います。義務教育課程でありますから、本来国が全額負担すべきであります。しかしながら、国は検査には極めて消極的です。しかし、国にも県にも検査費用と検査キットの全員の定期的な配分を町が求めるべきであります。佐野町長の政治姿勢を伺います。

さらに、国と県の対応を求めるだけでは子どもたちを守れません。町独自に、本来PCR検査がいいのでありますが、抗原検査の定期的な実施とPCR検査の組合せを実施することが必要ではないのでしょうか。ぜひ実施する方向を求めますが、佐野町長の政治姿勢を伺います。

2番目に、社会保障は地域経済の循環をつくり出すという厚生労働省の考え方について伺います。率直に言えば、厚生労働省が社会保障は地域経済の循環をつくり出すという発表を随分昔にやっているということ自体、私は今回の一般質問の準備までは知りませんでした。これは平成24年、2012年に厚生労働白書でこのように述べています。社会保障は、経済成長と社会の安定に寄与し、雇用を創設するという見出しで、「(社会保障には、経済を底支えし、経済を活性化させる機能がある)」

との小見出し、そして「社会保障と経済とはいわば相互作用の関係にある。我が国の社会保障制度も、経済発展が経済的余剰を通じて社会保障の財政基盤を支え、他方で社会保障の発展が様々なルートで日本経済を底支えしてきたといえる。実際に、日本の社会保障制度は、戦後日本の経済成長にあわせて発展し、労働者の生活を安定させ、医療の拡充などで健康を維持することなどを通じて、経済成長と社会の安定に寄与してきたといえる」、これは厚生労働省が発表した文そのものであります。果たして新潟県や田上町でもこの社会保障分野が地域経済にとって実際に厚労省が示した役割を果たしているのか疑問でしたので、調べてみました。インターネット上で、統計の地域の産業・雇用創造チャートのグラフを見る、これは皆さんにお配りしている参考資料のナンバー2にありますが、ここを開きますと、田上町の地域の産業・雇用創造チャートというのがあります。これによれば、雇用と稼ぐ力のトップは金属製品製造業となっています。次に、雇用の大きいものは、社会保険・社会福祉・介護事業となっているではありませんか。まさに厚労省が示したことがこの田上町でも言えるということが分かりました。社会保障は、田上町にとって製造業とともに雇用における最上位位置を示しており、地域経済にとって欠くことのできない存在であったということが分かりました。

そこで、伺います。社会保障は、田上町の雇用と経済環境にとって極めて大きな位置を示しているとの認識に改めて立つべきではないかと思いますが、佐野町長の政治姿勢を伺います。このように田上町の地域経済循環や雇用において大きな影響を持っている社会保障分野での町の予算の投下、すなわち町の予算の使い方でも新たな認識の下で町住民への福祉への予算投下を検討すべきであります。佐野町長の政治姿勢を伺います。

以上、お答えされますようお願い申し上げます。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長 (佐野恒雄君) それでは、高橋議員の質問にお答えいたします。

はじめに、新型コロナウイルス感染症の爆発的感染拡大についてであります。1点目として、現場が大変だから、自治体の判断で陽性者数の全数把握をしなくてもよいことに見直した政府方針に対して私の見解をお尋ねであります。高橋議員おっしゃるとおり、国の対策は後手に回り、場当たりの対応となっているというふうに感じております。これまでの新型コロナウイルスの感染状況等を考慮すれば、全数把握の見直しについては反対であります。その対応等に当たっている関係機関等の負担を考えるのであれば、国がそれら関係機関に対し、積極的な財政支援を行い、

マンパワーの確保を図る必要があるものと考えます。

2点目の新型コロナウイルス感染症はインフルエンザと同等であるとの主張については、私も専門的な知識を持ち合わせておりませんので、感覚的なお話とはなりませんけれども、これまでの新型コロナウイルスの感染状況等を考慮すれば、インフルエンザとは全く別物であるというふうに感じております。

3点目の感染症分類の5類とすべきではなく、現在の2類のままとし、関係経費は全額公費負担とすべきとの点につきましては、ウィズコロナの現状において、社会経済活動を推し進める側面からは5類とすることも場合によっては必要と思う部分もありますが、国において適切な判断をすべきものであると考えます。

一方、かつて経験したことのない新型コロナウイルスによる現在のこの状況を鑑みれば、当然関係経費は全額国費負担とすべきであり、国はそのために必要となる対応を実施しなければならないと感じております。

4点目の町の感染症対策として、まず検査の重要性についての見解とともに、町広報紙「きずな」と防災無線で住民に対し、関心を高める努力をすべきとのご提案であります。新型コロナウイルスに感染しない、感染拡大させないための一番の方法は、あくまでも基本的な感染対策、マスクの着用、手洗い、3密回避、換気等の徹底とワクチン接種であると私は考えております。まずはこれらのことを引き続き呼びかけてまいりたいと思います。その上で、ご自身の生活、行動状況に応じてPCR検査を組み合わせることで、より一層感染拡大を防ぐ効果があるものと考えておりますので、PCR検査への関心が高まるよう、改めて周知してまいります。

なお、防災行政無線による広報はあまり適さない方法であると考えております。

次に、小中学校及び児童クラブへの感染拡大に対する検査の拡充についてであります。現在の感染拡大の第7波では、確かに子どもたちの感染者数が多くなっています。新型コロナウイルスワクチンを受けている割合が少ないということが要因とも言われています。現在、町では児童生徒本人や家族に発熱等の症状がある場合は登校を控えてもらっております。発熱や心配なときは、保護者が児童生徒を医療機関で受診させております。各学校と児童クラブでは、薬事承認を受けた抗原検査キットを常備しており、教職員や、場合によっては児童生徒の検査に利用しております。また、行事等で宿泊する場合や部活動の大会等には抗原検査キットを持参しており、感染が懸念される場合は検査をしております。

高橋議員が今まで主張されてきた社会的検査、これにつきましては、その意義は受け止めますが、実際に子ども全員への抗原検査キットの定期的な配布は、経費の

問題、検査キットの確保の面、各学校での配布方法等、多くの課題があります。しかしながら、小中学校が常に抗原検査キットを十分に常備し、必要なときに利用できるように準備することは大事なことであり感じていますので、必要な予算措置について国や県に要望してまいりたいと思います。

町独自の児童生徒への抗原検査の定期的実施については、例えば1週間に1回、月に1回などの定期的な検査は考えておりません。現在、学校には50から100セット程度のキットを常備しております。陽性者が判明した際に、陽性者の行動履歴を確認し、濃厚接触者としなくても接触の可能性が認められ、検査が必要となった場合に対応できるように、常備の検査キット数を増やす方向で準備をしております。特に中学校においては、部活動で大会に参加する機会もあることから十分配慮してまいりたいと思います。今後も感染状況と国、県の感染対策に変更があれば、それを踏まえて適切な対応をしてまいります。

次に、社会保障は地域経済の循環をつくり出すという厚生労働省の考え方についてであります。1点目の社会保障関係は、町内の雇用と経済循環にとって極めて大きな位置を占めていることに対する私の政治姿勢であります。正直申し上げて、そのような視点、見方はしておりませんでした。今回、議員の質問を受け、町内において社会保障分野でどれだけの雇用と税収があるのか、分かる範囲で調べてみました。そのようなことから、統計的で正確な数字とは言えませんが、雇用面では約180人、全税目の税収で約4,300万円の効果があるということが分かりました。地域経済の循環にとって、社会保障分野は重要な役割を果たしていると認識をいたしました。

2点目の町内の地域経済循環や雇用において大きな影響を持っている社会保障分野に町予算の投下を検討すべきとのことあります。8月の全員協議会において障がい者グループホームが解消されることを報告いたしました。この障がい者グループホームは、町内で不足する福祉サービスの一つであります。その運営主体は民間企業であります。このグループホームが開所することで、障がい者自立支援給付費として年間約600万円の町の予算が必要となります。また、施設利用者からは毎月5万円超の利用料を負担していただくこととなります。入所型の施設となりますので、食費や日用品費が必要となってまいります。このことは、町内に新しい需要や消費の喚起につながるものと考えております。そのようなことから、町内に不足している福祉サービスや医療系サービスの民間参入を促すことは雇用機会を増大させることにつながるのと同時に、地域経済の循環に大いに寄与するものではないかと

思います。

以上でございます。

14番（高橋秀昌君） 町長の答弁を伺いまして、少なくない項目について意見は一致したと受け止めさせてもらいますが、3点目の答弁の中で気になる発言がありましたので、指摘をしておきたいと思います。

町長は、感染症の現在の2類が5類になることについては有効であるという見解を示されました。私は専門家ではありませんでしたので、感染症における分類というものを調べましたら、結構こんな膨大な資料が出てきました。そこで、2類の場合と5類の場合で何が違うのか見てみたら、驚くことに、5類になると症状が出なければ報告しなくてもいいというふうになっているのです。そういう状況を見て、それから届出はしなくていいと、それから本人にしても症状が出ていても届け出る必要はあるが、7日以内でいいと、あるいは来週の月曜日でいいと、こういうふうになってしまうのです。そうすると、どういうことになるかということ、新型コロナウイルス感染症というのは、大体3日間以内あるいは8日以内でどんどん外に菌を排出する可能性があるわけですから、7日以内に届け出ればいい、来週の月曜日に届け出ればいいということになったり、発症していない人はもう届け出なくていいということになると、結果として新型コロナウイルス感染症はさらなる爆発的な蔓延を呼び起こすということが、想像できることが、この資料で分かりました。ですから、町長もそのところはもう少し認識を改めて、これは危険なウイルスなのだ、ちまたでは軽症で済むとか何か言っていますが、実際私が第1質問で述べたように、過去最高の死亡者が生まれているのです。インフルエンザよりはるかに死亡率が高いということも分かってきましたし、このままいけば、これが変異を起こして、さらに進化する可能性、危険性を持っているわけですから、ここは5類でもやむなしではなくて、2類で国は動くべきだということを町村会などを通じてしっかりと国に求めることが必要ではないかということ指摘しておきたいと思いますので、この点のご答弁をお願いしたいと思います。

それから、2つ目に気になることは、4番目のご答弁の中で、町長はあくまでも基本的には感染対策はマスクの着用、手洗い、こういうものなのだ指摘しております。私はそれを否定するものではないのです。しかしながら、それは住民自らの防護策です。私が問うているのは、住民自らの防護策を強めなさいということをお求めているのではなくて、行政として大変な困難に対してどういう関わりをしていくかということをお求めているわけですから、こういう点では行政と執行が議論して、

田上町が500件の、500万円の国の交付金であるけれども、その交付金の使い方について行政として検査を強化したというのは、私は非常に優れた政策だと思っているのです。それを佐野町長がやったのです。こういうことからすれば、行政として検査をどうするのかということが私は重要だと思うので、その点を改めて、認識を強めていただきたいということでご答弁をいただきたい。

次に、学校についてなのですが、子どもたちについてなのですが、私率直に言って、これ町長が言っているのは現状と大して変わらない。言っているにしかすぎないような気がするのです。そうでないというならぜひ反論してもらいたいのですが。どうも聞くところによると、現在の田上小、田上中学校の対応は、新潟県の高校と同じような対応をするのだよということを聞いています。しかしながら、ここで問題なのは、必要があれば検査しますと言っています。では、誰が必要と感じるんですかということです。では、学校長が必要と感じたらということになりますよね、一般に学校長が責任者ですから。でも、学校長というのは現場を見ていないんです。見られないでしょう。必要性をどうするのかという点は、小学校、中学校あるいは幼稚園でマニュアル化をしなければ駄目なのです。これが行政の仕事なのです。現場の先生に必要なかどうかを自ら判断しなさいなんてことを要求すること自体が、私は行政としては間違っていると思います。きちんとマニュアル化し、こういう場合は検査しましょうと、明確に田上町が方針を出すということが必要だと思うのです。そのことがどういうことになるかという、一つのモデルになります。田上町というのは、学校ではこういうマニュアルをつくってやっているのだとなれば、ほかの市町村も必ず関心を持ちます。そして、それは県に届きます。そうすると、県立高校ではなくて市町村学校で子どもたちに対するどういう政策が必要かを必ず議論されるはずで、そうやって、県に上げ、国に上げていくこと、そして必要な検査キットを無償で配布させるということが私は必要だと思うのです。国はやらないでしょう。県も今一部無償でやっていますけれども、それは学校に全部の700人分を出しているわけではないわけです。確かに、それは国や県がやるまでの間というのは時間がかかります。だから、私は田上町独自でやったらどうかと提起したのです。しかも、PCR検査が一番効果があるということを私は知っています。

私も知らなかったのですが、抗原検査にも2種類あって、今簡単に使われている1種類のほうを使っているのですが、これはもう1種類よりも陽性率を引っ張り出すのは難しいのだそうです。あるデータによれば、PCR検査で陽性になった人を同じように抗原検査でやったら50%程度の人は陽性と出たけれども、あと陰性と出

たという研究結果もあるのです。だから、駄目だよという意味ではないのです。田上町というのは、出そうとすると1万1,000円出さなければならないわけですから、今の予算の中で700人分出そうというのは、これは並大抵ではないことは分かります。しかし、1,500円の抗原検査であれば105万円か、1回について。ただし、これは教職員全部含めて700人をやった場合の話です。しかし、そんなことできませんと言っているのだから、ではどういう方法があるのか。そのクラスに出たら、少なくともクラスの30人、20人、これはやりましょうとか、そうやったら正確に出るかという難しいのですよ、実際は。難しいのだけれども、そういうスタンス、そこは示す必要があると思うのです。これは答弁は町長でしたけれども、教育委員会としても明確にマニュアルをつくり、そして可能なところにお金を出していくと。もちろんお金出すには、総務課の財政係とけんかしなければ駄目ですよ、そんないっぱい出せませんと普通は言われるわけですから。しかしながら、子どもたちの健康を守るために必要ではないかと、この真意が私率直に言って町長の言葉からは伝わってこなかった。ぜひここを改めて伺いたいと思います。

もう一つ、忘れていました。防災無線については考えていないということなのですが、では防災無線は一体どういうことでやられるのかというと、緊急事態のときなのです。緊急事態ということで項目は結構いっぱいあるのです。台風とか、類焼する火災とか、竜巻とか、それから北朝鮮がミサイルを撃ったときとか、そういうのありますよね、あと行方不明者情報とか。では、新型コロナウイルスに関しては緊急事態ではないのかということです。私は、毎日やりなさいという意味ではない。私も防災無線を運用するときに、そんな毎日毎日やったらみんな耳鳴りして伝わらないからやめるべきだと主張した一人であります。ですから、毎日毎日そんなことをやれということではなくて、PCR検査の必要性をいかにして皆さんに伝えていくかという一つの方法として、月に1回程度、防災無線はしょっちゅう使うべきではありませんので。それから、毎月できるのは「きずな」などでできますので、こうした点でやるべきだということを主張しておきましたので、ぜひお答え願いたいと。

それから、最後に社会保障についてであります。社会保障は地域循環で作り出すという視点であります。率直に私自身も初めて今回学び、初めてあんまり深く学んでいないのに質疑を行って、町長もそのことについては意見が一致しましたので、ぜひ今後も議会等を通じて福祉と地域経済の循環ということについて大いに議論を進めていきたいということで、これについてはご答弁要りませんので、そういうス

タンスでひとつ関わっていきたいということを述べておきたいと思います。

以上について答弁をお願いします。

町長（佐野恒雄君） 高橋議員の新型コロナウイルスに関しての強い思いを今日も聞かせていただきました。本当に新型コロナウイルスのなかなか収束が見えてこない。非常にここまで長引くとは当初本当に考えていなかったわけでありますけれども、経済活動との両立というふうなことから、国もいろんなことを提案といいますか、報告がされております。

今1番目に議員のほうからおっしゃられました2類から5類に対する考え方といいますか、今議員は2類から5類になることによって、報告であるとかそうしたことが述べられました。私自身、今高橋議員からそういうことを聞いて、ああ、そうかと。私自身の知見が詳しくありませんでしたので、今高橋議員そういうお話を聞いて、ああ、そういうことがあるのだなと。ただ私は先ほどもインフルエンザと新型コロナウイルスとの違いは全然違うのだということをお話し申し上げました。私自身の考え方としては、インフルエンザには目立った後遺症というのはあまりありませんけれども、怖いのは新型コロナウイルスの後遺症だと私は思っているのです。表面に後遺症というのはこう出てこないのですけれども、ある報道を見ますと、非常に後遺症で悩まれている方が結構おられる。そういう報道を見ますと、その後遺症によって仕事をやめなくてはならない、そういう人も結構おられるという話を聞くと、本当にインフルエンザとは同類というか、そういうことには考えられないのだろうか、そうした怖さを私は、この新型コロナウイルスは持っているのだろうか。そういう意味で議員もおっしゃられる、そうした届出、そうしたものももちろんそうなのですが、後遺症の怖さを考えたときに、本当に5類でいいのかなという考え方といいますか、そういう危惧は持っております。

それから、毎回といいますか、常に高橋議員のほうからPCR検査の重要性ということをいつもお話をいただいております。私もPCR検査の重要性というのは、本当に高橋議員のおっしゃるとおりだと思っております。しかしながら、確かに、基本的な感染対策というのは、各個人がそうした感染対策としてやられることであって、行政としてというふうなことになると、確かにそうしたPCR検査の重要性というのは本当に重要なのだなということは常に高橋議員と同じ考え方でありませう。そういう意味においては、PCR検査の重要性、関心が高まるような形での周知の仕方、そうしたものをしっかりと考えていかななくてはならないのかなというふうに思います。

飛びますけれども、防災無線で周知を図るべきというふうなお話もございました。PCR検査がそれこそ感染が始まった頃、私も何度か防災無線を通じて町民の皆さん方に呼びかけをさせてもらったこともございます。ぜひそういうことを続けてほしいのだというふうなお話もいただいていることもありますが、PCR検査のことを議員もおっしゃられていますけれども、そんなに度々やることには議員もおっしゃられておりましたからあれですけれども、ある程度の期間といたしますか、周知ということを考えれば、「きずな」だけではなくて、そういうこともたまには必要なのかなというふうなことで思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

それから、学校や幼稚園で大変感染者数が増えておる、そのとおりでございます。ワクチン接種がされていないというのが一番の大きな理由なのだろうと思えます。どこで、どの段階でというか、なかなか学校はどこで必要かということの判断なんかできないという、確かにそうだと思います。そういう意味においてマニュアル化ということを議員はおっしゃられました。大変重要なことかなと思えますし、それらについて、また教育委員会といたしますか、学校側とも検討していきたいなというふうに思っております。

以上であります。もし学校関係で補足ありますか。

教育長（安中長市君） 教育長の安中です。先ほど高橋議員がおっしゃいました、学校のほうでどういうふうな対応をしてきたかということなのですが、新型コロナウイルスが始まって2年半になりました。その中で、その対応も変わってきました。ご存じのように、学校で1人陽性者が出れば、学校を閉めて、全部消毒をして1週間も10日も学校を閉めるというときもありましたし、それから都心のほうでどんどん、どんどん出た場合は、今度また大分方向が変わりまして、あるときからは1人出ても学校を閉めなくていいです、学級にきなさい、2人出たら学年にきなさいと、そういう方針が出て、それが県に伝わり、県立はほとんど国が出している方針と同じような対応をしてきますが、大変申し訳なかったですが、そのときは私どもは県の対応と同じことはできないというふうに申し上げました。

当時、町の中でも本当に数少ない陽性者の中で、もし1人学校に陽性者が出たら、これは学校を閉めてきちんと対応しなければいけないという期間がありました。それは垣根を大分上げたのですが、反対に垣根を県立に比べて下ろして、少し緩和したところもあります。細かいお話はしませんが、そういうことでいろんなのが県立から来るのですけれども、参考にきなさいということですので、田上町教育委員会としては、そのときそのときの町の状況とかを考えて対応してきたつもりでございます。

ます。

先ほど、マニュアル化というお話を受けました。私は、マニュアル化ができればすごくいいなと思います。例えば学校と教育委員会が、学校ごとが、中学校と小学校と違うと困りますので、たった3つが共通して行うためにマニュアルをつくらせます。ところが、そのつくったマニュアルは1週間、2週間ぐらいでまた変わっていかねばならないのが現状です。

それから、もう一つ、一つ一つの陽性になった、または濃厚接触者になった場合は、大分違うのです。ご家庭の中でご家族が陽性になって、濃厚接触者になった場合もありますし、学校の中で陽性が出て、濃厚接触者になった場合があります。この濃厚接触者の指定も、皆さんがご存じのように大分垣根が下がってきました。そのたびにマニュアルをつくってやっていくことは大変難しいというふうに判断をしまして、月1回の園校長会では、必ず今どういう基準で何日休むとか、学校を閉めるとか、濃厚接触者をどういう形で指定するとか、それから検査キットをどういう場合にお子さんたちにやっていただくとか、その場で一月に1回ずつ決めてきました。今も本当に毎日のように、ご存じのように、陽性になった場合10日が7日になり、7日が5日になる。この対応も、昨日も今日も校長方と相談をしています。マニュアルができればいいのですけれども、検討してみますが、なかなか難しいなというふうに思っています。

それから、もうちょっとしゃべって大丈夫でしょうか。

議長（小嶋謙一君） 短くお願いします。

教育長（安中長市君） 高橋議員が3回目の質問をしなければいけないのですから。

もう一つお話をします。私は、子どもたちに検査キットを積極的に与えるということは大賛成です。そして、本当に一番苦しかったのが、今年の1月から2月、キットを与えて検査をさせたい、PCRは大変手間がかかるのです。その日のお昼までに入れないとその日、結果が出ない。土日がかかると結果が出てこない。キットは、一応町が持っているのは薬事承認を受けていますので、ある程度の正確さがあると思っていますのですが、それが手に入らないで大変苦しみました。しかし、3月に入ってそれが手に入って、すぐ学校に配って、今やっております。この50から100というのが多いのか少ないのか分かりませんが、足らなくなったら、また学校に一生懸命補充しますし、経費がなくなったら財政と相談してでも何とか補充していきたいと思っています。

以上です。

14番（高橋秀昌君） 率直に教育長に言わせてもらおうと、何もしないということを答えているにしかすぎない。いいですか、マニュアル化はどんどん情勢が変わるから難しいと言っているが、マニュアルというのは情勢が変わったらその都度マニュアル化するのです。だって、新型コロナウイルスの感染というのは毎日3人ずつ感染すると決まっていらないでしょう。しかも、町長の答弁なんか経費の問題があるから、配布方法とかそういういろいろ問題があるよと言っておきながら、今検査するのは大賛成と言っているのです。第1答弁と今の話全然違うではないですか。町長は、あなたと協議しないで決めたの、この答弁書を。そんなのあり得ないでしょう。学校のことなのだから、恐らくあなたが学校の最高責任者なのだから、執行で町長部局と議論を行ってこういう結論を出したわけでしょう。でも、あなたは公式の答弁ではお金がかかるから駄目ですよと答えているのですよ。それなのに今は大賛成です。では、財政がお金出すのは反対だと言ったのですか。だったら、総務課長に責任があるわけですから総務課長に詰めていくことになるが、議論が全然かみ合わないではないですか。これでは議論にならないのです。

いいですか、私の言っているのは、検査をどうやってやっていくか、そのことを言っているのです。あなたが実際に検査をどんどんやっていて、キットが足りなくなってどうしようもないなら、そういうので提起すればいい話でしょう。現実にはほとんど検査はやっていないでしょうが、今は。8月になって十何名も出ているのです。それは話を聞くと、ほとんど学校内で発症したのではなくて、家庭での発症した通知を得て、それでそういう子どもたちは来ないでくださいというふうにやったというのです。だから、学校現場は大変なのです。毎日毎日メールで親御さんに、発熱あったら登校を控えさせてくださいと言いき、そして来た子どもたちが感染しているかどうかを観察しなければならない。そういう状況にあるからこそ、検査を行うことによって、あっ、今日は大丈夫だねと、そういうことが検査の重要性なのです。検査というのはあなたが前に発言したように、そのときしか結果は出ないでしょう。例えば今日の朝、ご家庭で検査してきたと。陰性だったから来ましたと言えば、そのときだけなのですよ、陰性だったということが分かるのは。それは分かるでしょう。PCR検査だってそうです。百も承知の上で、そうやってもしも陽性の方で発症していない人もちゃんとつかめると、学校現場は安心するではないですか。そのための検査をやるわけだから、そういう点でのマニュアル化すべきではないのですかと提起しているのです。あなたの答弁、全然話が合っていないのです。

この程度で3回目はやめますけれども、答弁してください。

教育長（安中長市君） すみません、説明が不十分でした。申し訳ございません。私がキットをご家庭に渡して児童生徒にやっていただくという最大の渡す基準は、感染拡大が学校の中で広がる、そういう危険性があるときです。いろんな場面があって1つずつお話できませんが、1つだけお話しさせてもらおうと、今学校では給食を昔は班になって食べていたのですが、今は一方方向に向かって食べています。寡黙で、一つもしゃべらないで黙って食べています。

（何事か声あり）

教育長（安中長市君） 拡大が懸念されるときに積極的にやりたいというふうに思っています。町長がお話をしたように、一月に1回とかそういった定期的な全部の検査は考えておりません。先ほどは説明が不十分で申し訳ございませんでした。

議長（小嶋謙一君） これで高橋議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時32分 休憩

---

午前10時50分 再開

議長（小嶋謙一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番、池井議員の発言を許します。

（12番 池井 豊君登壇）

12番（池井 豊君） 池井豊です。一般質問させていただきます。

まずもって県北の水害に遭われた村上市、関川村、胎内市の皆さんにお見舞いを申し上げたいと思います。今回の私の一般質問に至ったのも、あの惨状を見ていろいろな情報が入ってきたときからそれに関連しての質問になります。また、最初は羽生田川の水害対策というふうな形で質問しますけれども、これは私の家の近くに羽生田川があって毎日のように見ているから、羽生田川を例に取って発言するものですが、これはある意味、田上町に存在する12の普通河川全てに該当することだと思って皆さんからお聞きいただきたいですし、執行からも答えていただきたいと思っています。

それでは、羽生田川の水害対策について。羽生田川はいい川です。上流部は溪流で、自然豊かなイワナやアブラハヤ、カジカ、サワガニなどもたくさんいます。中流部、私の家の前ですけれども、里の川でオイカワやウグイ、モクズガニ、そして上流部の中流部にも蜚が出たりして、非常に自然豊かな川です。しかし、この川は川幅が狭く、流量も限られるため、度々水害を起こします。私は、この川の抜本的

な水害対策をすべきと思い、何度も一般質問をしてきました。以前はライフワークでもあるといったこともあります。

また、以前の一般質問で、羽生田川の水害は、あれは平成何年でしたか、時間当たり72ミリというのが最大の雨量なのですから、下水道の雨水対策工事完了で、以前降った72ミリの雨でも対応できるのかと質問したところ、当時の地域整備課長は大丈夫だとの答弁をいただきました。しかし、今年、村上市、関川村、胎内市の水害を見て、新たに水害対策の必要性を感じています。それは、そこに降った雨が72ミリの倍の140ミリという恐ろしい量の雨だったからです。

先日、地域整備課長、それから施設整備係長と羽生田川を一緒に見て回りました。まず上流部、上流部飲食店より上の部分は、今年護岸が崩れて修繕工事をした場所です。上流部は溪流地帯となり、土砂崩れや護岸崩壊が起きる可能性があります。今回工事した対岸も土砂崩れが起きた跡が残っていました。今年の県北で起きた水害と照らし合わせると、もしそんなに多くの雨が降ったら、一旦川をせき止めて、土砂崩れとなり、鉄砲水、土石流の心配があります。

それから、中流域の浄水場より少し上の辺りからJRの踏切の辺りまで、昭和52年頃に護岸工事がなされ、今の形になったと聞いています。コンクリートブロックの老朽化やブロックの隙間の植物の繁茂で護岸崩壊の危険があります。数年前にも一部でブロックが崩れ、工事がなされました。また、護岸背面の空洞化により、道路が陥没した事例も多数あります。今年の村上地域で発生した雨量では、羽生田川は各所で護岸崩壊が発生することが懸念されます。これからの羽生田川の護岸補修や老朽化対策はどのように行っていくますか。また改修から45年ぐらい経過した羽生田川の抜本的な改修はどのように行いますか、質問いたします。

次に、関係人口の構築です。ちなみに、関係人口というのは、はっきりとした定義はないのでしょうかけれども、そこに住んだことがあるとか、その地域の会社に勤めていたとか、その地域を何度も訪れて交流したとか、または長期滞在した、または地域住民と心と心が通うような交流があったというような関係、交流人口より一歩進んだ関係のことを関係人口というふうに例えられます。そのように捉えてください。

水害の話の続きです。村上市の高根地区は、水害の被害も大きく取り上げられましたが、断水で困った地区でもニュースで取り上げられました。高根は、高根フロンティアクラブをはじめとする地域づくりの活発な地域です。廃校となった学校校舎を活用したレストランI R O R Iでおいしいそばだとかイワナの塩焼き定食、そ

れからどぶろく、それから幾つもピザ窯があって一通りピザも食べられたりします。企業のCSR活動も積極的に受け入れています。ここでは2つの日本を代表するような大企業がCSR活動を展開しています。

私の知人でもある鈴木信之さんがフェイスブックで発信した内容の一部です。固有名詞は一部省略しています。ボランティアの方々による復旧活動の2日目、今日は新たに某企業新潟支社長様外4名の社員の方々、また次男がスポーツ少年団野球からお付き合いあるT家の親子様も復旧活動に来てくださいました。改めて人とのつながりに感謝しております。絆と簡単に使っていた言葉でしたが、この災害により奥の深さを感じています。また地元も若者から年配の方々までより団結力や一体感が強くなったと思うのは私一人ではないはずです。また別の日には、たくさんの支援物資、作業のお手伝い、本当にありがとうございました。そして、こうして文字にさせていただけて大変ありがたいです。これまでやってきたことが、全て活かされていると感じます。皆様とのつながりに心から感謝いたします。ということで、今までにやってきたことが全て活かされていると。

ちなみに、参考資料として、新潟日報社の新聞コピーもつけてありますけれども、そこにも同じように遠山区長が、「高根地区は交流人口を増やそうとずっと活動してきた。多くの人に助けてもらえるのは交流の成果」だとか、長年地域おこし活動に積極的に取り組んできたため、交流を重ねてきた人たちを中心に本当のボランティアが訪れてくれたというふうな形の発言も載っています。

高野地区は、170世帯ぐらいの小さな集落です。この小さな集落は独自に災害ボランティアセンター、高根ボランティアセンターを立ち上げ、復旧作業を行ってきました。過去に交流のあった人たちがボランティアで訪れ、当初からボランティアが不足することはなかったそうです。この段階に来て不足しているというのを最近発信していますけれども、それができたのも常日頃からいろんな企業や団体、そして個人との関係を構築してきたからです。単なる体験や観光ではなく、交流を深める関係人口を深め、育ててきたからです。

田上町は、単なる観光から体験観光、着地型観光に踏み出し、田上型農泊みたいなことも取り組み始めています。単なる交流人口から一步踏み出したところだと思っています。今回の東京藝術大学との事業は、まさに関係人口の構築にもなっていると思います。これだけ訪れて長期にわたってそこに滞在して活動した、そういう田上町は忘れないはずです。新潟経営大学や新潟中央短大の学生との協働作業もそんな関係につながってくるのではないかと思います。佐野町長は、この関係人口をどう

考えて、どう増やしていくかの思いがあったらお聞かせいただきたいと思います。

3番目の質問です。佐藤杯駅伝についてです。このテーマは、5月に町民から問題提起され、一般質問に取り上げることにしましたが、6月の定例会は所信表明に対する質問に徹したため、9月での質問となりました。佐藤杯駅伝の形骸化、ちなみに形骸化という意味も私もそのときパソコンで調べたら、誕生、成り立ちのときの意義が失われて、中身のない形だけのものになってしまうことという意味、まさにぴったりする言葉だと思っています。以前のように町内一周ではなく、名ばかりの町内一周で田んぼの中を中心に走っています。また、地区対抗的なエントリーは少なく、中学生チームと愛好家の参加です。新型コロナウイルスの影響もありますが、年々参加チームは減り、今年は何と8チームのみだと聞いています。まさに形骸化です。誕生したときの意義が失われています。佐藤秀三郎先生の功績をたたえ、マラソン、陸上の繁栄に尽くす大会だと思えます。それが年々縮小していくなら不本意で、そう思っている町民もたくさんいます。ここらで立ち上げの意義を再確認し、大会の活性化を図る必要があると思いますが、いかがでしょうか。

私もこの23日、もう10年以上続けていますが、また誘導員でその交差点に立ちますが、たった8チームやってくるのを待つというのは、逆にもうやりたくないなと思うほどです。そこまでこの大会は形骸化というか、以前の勢いを失っているような気がしています。

私は以前、一般質問でも提起しましたが、佐藤秀三郎先生はマラソンの指導者で功績を上げた人だからマラソン大会にすべきだと思います。今では、地区でチームを編成することは難しいです。それに加えて、昨今のランニングブームでマラソンを愛好する人は増えています。佐藤先生が田上町出身で、その功績を後世に傳承していくには大勢の参加者がいるにこしたことはありません。駅伝にこだわるなら大きな改革が必要です。私は、本当にマラソンでまたいろんな新たなアイデアを出して、単なるマラソン、個人エントリーではなく、地区代表エントリーとかという形で、またそういうのもあったりして、いろんな部門をつくって、マラソンでありながらも地区の人が応援するとか、また団体の人が応援するとか、企業が応援するとか様々なやりようがあって、すごく賑わってくるような気がしています。今こそ改革すべきです。この姿勢を教育長のみならず町長にも伺います。明確な答弁をお願いします。

1回目の質問を終わります。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) それでは、池井議員の質問にお答えいたします。

はじめに、羽生田川の水害対策についてお答えいたします。羽生田川の護岸補修や老朽化対策についてであります。現在の羽生田川は改修から40人以上が経過しており、護岸ブロック等の劣化が一部見受けられます。出水期前には現場の状況を確認しながら、河川除草等の維持管理に努めております。また、河川パトロールの際は現場の状況を確認し、著しい損傷を発見した箇所につきましては早急に必要な措置を行っております。今後も少しでも長く河川機能を保てるよう、維持管理に努めてまいります。

なお、羽生田川の抜本的な改修には相当な経費を伴います。現時点では、これまでもお答えしてきたとおり、出水期前の河川パトロール、降雨が予想される場合は早めの対応を取り、羽生田川の機能が失われることのないよう、河川機能の維持管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、関係人口の構築についてであります。関係人口をどう増やしていくのかということですが、町を訪れる方との交流や町と関わるきっかけをつくることであると思います。「道の駅たがみ」がオープンし、連日多くの方々から町を訪れていただいております。観光やお手洗いなどでちょっと訪れていただいたのかもしれませんが、町のPRや特産品の販売、いろいろなイベント等、様々な機会を通して関わっていただくこと、それが町と関わるきっかけとなり、また訪れてみたいと思っただけ、このようなことが関係人口の増加につながると考えます。このようなことから、まずは田上町を知っていただく、興味を持っていただくことが一番であります。町のPRを行い、町の認知度を高め、様々な形で町に関わっていただくことを大切にしていきたいと思っております。

また、議員がおっしゃるとおり、東京藝術大学との事業に関しても、町を訪れ、子どもたちと交流することで教官や研究生、学生たちにとっても心に残る貴重な体験になると思います。一方、近隣大学と包括連携協定を締結しておりますが、その連携事業を通じ、学生からも様々な事業に協力していただいております。東京藝術大学との交流と同様に、町で体験したことは学生たちにとって忘れられない思い出となって記憶していただくことを期待をいたしております。このように町のPRとともに、様々な交流の機会を用意することが関係人口の増加につながっていくものと考えております。

最後に、佐藤杯駅伝についてお答えいたします。コロナ禍以前は、町内外から多

くの参加をいただいておりますが、この2年間は参加チームが減少しており、議員おっしゃるとおり、継続して実施するのであれば、何らかの活性化策等も検討の必要があると感じております。また、マラソン大会への変更ということも提案されておりますが、それにつきましては関係者の意向も踏まえた上で、そのような声が多いようであれば、今後検討も必要かと思っております。

以上でございます。

(教育長 安中長市君登壇)

教育長(安中長市君) 池井議員の佐藤杯駅伝についての質問にお答えします。

議員がおっしゃるとおり、佐藤杯争奪町内駅伝大会については、平成22年度の第51回から現在の周回コースに変更しております。第1回から半世紀以上の長い年月を経過し、大会を取り巻く状況、特に交通環境は劇的に変化をしました。大会運営の中で一番気をつけなければならないのは選手の安全確保であります。以前の町内一周コースにおいては、国道及びJRの横断箇所が複数箇所あり、誘導員の配置、中継所役員など、大会運営で約140人の協力が必要でありました。しかしながら、町の陸上競技協会の会員数の減少、スポーツ関係団体からの協力者の減少により、大会運営や安全確保が困難になってきました。また、選手やスタッフ通過時の交通規制により、コース沿線の町民の方から苦情をいただくことも増えてまいりました。それでも何とか大会を継続実施できないかと、平成22年度の第51回大会の終了後に関係者を集め、協議をしました。その結果、周回コース方法に変更することで大会運営の協力者を減らすことができる。周回コースは、町内一周コースよりも車両通行量が少ないため、何よりも重要である選手の安全確保をすることができることから、今のコースに変更しております。名称につきましても町内一周ではなく、佐藤杯争奪町内駅伝大会に名称を変更いたしました。

議員からは、マラソン大会への変更についてご提案をいただいておりますが、マラソン大会ということになりますと、トップの選手と最後の選手のタイムの差が駅伝大会よりも開くことが予想され、選手間の間隔がかなり開くことになり、安全確保がより難しくなることが心配されます。コロナ禍前の令和元年度は21チームが参加をしていますが、近年は新型コロナウイルスの影響やチームを組む人数がなかなかそろわないということで、参加数の減少という課題があります。今後は、継続実施する上で大会を活性化させることも必要であると考えておりますので、様々な対策について研究してまいりたいと思っております。

12番(池井 豊君) 2回目の質問をさせていただきます。

佐野町長、羽生田川の水害対策、あまりにも普通の答弁で、私は今年もこの質問をするというのは、あの惨状を見たから、あの惨状がここで起きるかもしれないという危機感があるから質問しているのです。イメージしてください。羽生田川上流部分、飲食店の上の辺り、土砂崩れが起きます。羽生田川の水が止められます。鉄砲水のように出て土石流となって、あの砂防ダムを木材を伴って大きく落ちて、土場の辺りを大きく小岩内地区みたいに土石流が襲ってきたらどのようなのか。運よく避難がスムーズにしていれば人的被害は出ないかもしれませんが、相当の財産の被害が出ると思います。72ミリで、あの奥に積んであった竹とか何かがあれだけ出てきて、橋桁につっかえたりなんかして水害になっていった、それが倍の140ミリとは言いませんけれども、100ミリぐらいの雨が降ったら、土石流がいつ発生してもおかしくないのです。そして、あの小岩内地区の住民も砂防ダムが満杯になっているので心配だと言って市に何度も訴えたそうです。あの羽生田川の甘露茶屋の後ろの第1砂防ダムというのでしょうか、あのダムが常にいっぱいのような状況になっていますけれども、あそこを土石流が越えてくるようなことがあったら本当に大きな被害が出るし、今の線状降水帯が発生するような100ミリ以上の雨が降る可能性というのをイメージしなければならぬと思っています。これだけのことが起きる可能性があるというところをどのように対策をしていくのかということと、私を質問しています。町長、逆に上流部とか羽生田川護岸とか見に行ったことありますか。今年、護岸工事した場所を見たことがあるでしょうか。そこら辺も聞きたいのですけれども、そういうのをイメージできているかどうか、そういう土石流対策が十分になっているかどうか、町民の財産が守れるのかどうかというところを重ねて質問いたします。

それから、関係人口の構築についてです。普通ボランティアセンターというのは市町村の社会福祉協議会が設置して、県社協から職員が来たり、大きな災害になると他県から社協の職員や、また民間ボランティア団体、様々な人が来て協働でボランティアセンターを運営します。ボランティアセンターを運営するというのは、私も三条の水害でボランティアセンターのマネジメントをしたのでよく分かりますが、立ち上げることがすごく大変です。資機材の調達すら大変です。みんなスコップとか土のう袋とか欲しいので、ホームセンターへ行ってもないのです。それをどう集めてくるのか大変なのですけれども、それをたった140世帯の小さな地区がボランティアセンターを運営して地域の復興を成し遂げているということも関係人口だと思っています。そして、町長はそれをまずある程度共感して、町と関わるきっか

けだとか、いろいろな町を知ってもらふことだというふうに言っていますけれども、この学生たちもそうだというふうに共感しています。様々な交流の機会を用意することが関係人口の増加につながってくると考えているというふうな答弁でした。まさにそのとおりで、様々な交流の機会を意図的に用意してあげなければ関係人口というのは増えないと思っています。昨日の藤田議員がタケノコの話をした後、いや、高橋議員と竹やぶでなんていう話があって、そんなのだったらよその人から竹林整備に来てもらったら、年に何本タケノコ上げるよみたいな付き合いを仮の親戚関係というか、オーナー制度までいかないけれども、そんな関係つくったら、多分毎年タケノコを取りたてが食べられるし、雨が降ればその竹林がどうなっているか心配だとか、そんな関係が起きるのではないかななんていう話もしていたのですけれども、そういう仕掛けがあってもいいですし、またはせっかく新潟経営大学、中央短大があるので、町との交流会みたいなのを開催してもいいのではないかなと思います。そうすれば、田上町のまた何かすごくいい思い出ができて、学生時代を過ごした地域という、思いが違ふと思います。

私は、個人的にこの間の今週の火曜日、私の出身校で講師をしているのですけれども、再追試試験がありまして試験監督で行きました。そのときにふと思って、私の住んでいたアパートってどうなっているのだろうと思って行ったら、空き地になって売り地になっていましたけれども、ああ、まだこここうなのだとか思いながら時々訪れてみたくなるのがそういう学生時代に過ごした地域、地区だと思っています。そういうためにも、ぜひこっちに住むことになった、学生時代を過ごすことになった学生なんかを田上町を第2のふるさととして覚えてもらうような仕掛けが必要ではないかと思っていますけれども、いかがでしょうか。

それから、佐藤杯駅伝です。私は、今になってみるとスポーツ協会の立ち上げのときが一つのチャンスだったのかなと思っています。体育協会からスポーツ協会になって、いろいろと関わり方が変わる時期でした。なので、今からでも遅くないと思っているのですけれども、ぜひここで今回8チームというのはすごいことです。周りから何て言われているか分かっていますか。よそはこのまま下火になって、少なくなっていくことを望んでいるのではないかという消極的な意見を言う人もいるし、何とか活性化させろよという人もいるし、何人も言っている人がいるということで私もまた取り上げたのですけれども、そう言われないうちにも、今回これを機に検討会を開いてください。町長答弁にも「何らかの活性化策等の検討が必要であると感じています」という答弁がありました。町長も活性化策が必要だ

と思っています。教育長は、ワンランク下がった、継続実施する上での活性化させることも必要であるなんていうふうな答弁でしたが、ここは逆にチャンスと思って検討会を開いてください。スポーツ協会を巻き込んで、何かできることがあると思います。なんだったら、私も分かりませんよ、田上町でどれほどランニング愛好者がいるか分からないのですけれども、そういう人たちを巻き込んでやってもいいのではないかなと思いますし、私は言うておきますけれども、フルマラソンをやれと言っているのではないです。10キロコースとか20キロコースとか、そういうような形で、できればフルマラソンで招待選手なんか呼んだらすごいことになると思うのですけれども、10キロコース、20キロコース、もっと短いのもあっていいのかな、分かりませんが、そういうところからもうともかく参加者が多くなって、佐藤秀三郎先生の功績がこうだったのだよというふうに伝えられるように、以前何か佐藤町長だから佐藤杯なのだろうなんて言っている人もいましたけれども、そうではなく佐藤秀三郎先生がという話とアジサイの話につながるような、そういう本来目的を達成できるための検討会を開いて、どうしたら佐藤杯が存続できて盛り上がるようになるのか、今の時代に合ったものになるのか、それを検討してもらいたいと思いますけれども、この検討は教育長に聞きたいと思います。

以上で2回目の質問を終わります。

町長（佐野恒雄君） 羽生田川の水害対策であります。池井議員は、自分の目の前が羽生田川だからということで今回羽生田川を取り上げられた。羽生田川と同じような氾濫の危険性を持った川というのは何本もあります。実際に私、羽生田川の上流、ブロック補修した現場というのは見ておりません、正直申し上げて。それはイメージを持たないわけではもちろんありません。今回の関川村、村上市のあの140ミリの雨が降ったときに、では羽生田川はどうなのだと、ほかの河川はどうなのだと、もうそれこそお手上げ状況なのだと思います。羽生田川だけでは私はないと思うのです。そういうことを考えれば、確かにもう抜本的な改修しか私はないと思っています。決して何も、ただ一般的な答弁をしたつもりはないのですけれども、そうしたことは本当にやらなくてはならないということになれば、もう抜本的な改修しかありません。

ただ、今そういう状況の中でも、パトロールをしながら、そうしたブロックの崩壊場所があるとか、そういうところはしっかりと現場を見ながら部分的な改修をしていくということを申し上げたのであって、決して何もしなくてもというふうなつもりで答弁したつもりはございません。

それから、関係人口の話であります。それこそ議員、いろんなイベントに参加をされて、本当に関係人口の重要さというのでしょうか、関係人口が町の賑わいにどれだけ貢献されているかということは、本当に池井議員が実際にそうしたイベントに多く携われて一番感じておられると思いますし、私もそう思います。本当に、まずは町を知っていただいて、町を訪ねていただく、そのことからまずはこの関係人口というのは始まっていくのだらうと思います。議員が触れられました農泊の関係、今観光も昔と随分変わって、体験型の観光にもう変わってきております。そして、農業体験をしながら町の湯田上温泉に泊ってもらう、そうした農泊の経験というのは、特にそうした関係人口を築いていくには非常に大きなインパクトがあるのだらうと思います。そういう意味で、先ほど申し上げた、まずは田上町を知っていただき、まずは田上町に来てもらう、そのことから関係人口の構築につながっていくのだらうということは深く認識しているつもりであります。

以上であります。

教育長（安中長市君） 佐藤杯駅伝の活性化ということなのですが、今月23日に佐藤杯駅伝があります。それが終わってしばらくして、そのときの反省会というのですか、総括をするときに、マラソン大会についてはどうだろうかという可能性も含めて検討していきたいと思っています。

12番（池井 豊君） まず、佐藤杯のほうから、マラソン大会の可能性がどうかというよりも一つの選択肢なので、みんなでこれは佐藤杯を活性化させるためにどうしたらいいかというアイデアをいっぱい出し合ってみてください。マラソンも一つの手だし、ただマラソンをやっただけでもしようがないので、いろんな部門をつくるとか様々なアイデアが出てくると思います。また、こっちは減らしたほうがいいのか、そういう話も出ると思うので、ぜひそこら辺も幅広く活性化させる、ここで活性化させないと、もう行われないうちかもしれないぐらいの危機感を持ってやってもらいたいと思います。本当にここ最初書いたとおり形骸化、誕生、成立したときの意義が失われて、中身のない形だけのものになっていないか、形骸化になっていないかというところを意識して、本当に誕生、成立の意義を考えて佐藤杯の今後をデザインしてやってもらいたいと思います。

それから、逆にいきましょうか。関係人口、産業振興課は大変だと思うのですが、非常に今田上町にいい波が来ています。藝大の交流でいろんな事業をやっているし、今週末、竹あかりのワークショップ、10日、11日にあります。私も、私と私のNPOの知り合い4人で参加してやりますけれども、そんなふうにあって、9月17、18日

は田上マルシェ、18日は何と夕方というか午後からアルビレックスの田上デー、今年で2回目があるそうです。そして、それが終わったら、今度は10月1日から1か月間、竹あかりの公開があって、それと同時に温泉まつりが1か月間始まります。落語があったり、東龍寺コンサートがあったり、ナイトツアーがあったりいろいろして、竹あかりがともされます。非常にいいきっかけですので、この機会に田上町に来てもらって、来てもらったらまたいろんな体験をしてもらおうという、そういう流れをぜひつくってもらいたいと思っています。

あともし必要であれば、さっき言った鈴木信之さん、私も懇意にしているいろんな地域づくりの現場で講演してもらっているので、その取り組みなんかを田上町で講演するようなことができるならばお呼びしたいと思っています。

さて、問題の羽生田川の水害対策なのですけれども。まず1つは佐野町長、一緒に見に行きましょう、課長と私と。今はそんなにひどい状態ではないのですけれども、危機意識を共有するというか、そういうのも大事ですし、それこそこの後また災害が起きたら、佐野町長は何にもしていなかったではないかと言われぬように現場も見て、県にも言うべきことを言って、砂防ダムの注文なんかもつけてもいいのではないかなと思っています。

それから、もう一つ、私が今回の質問中で調べて、私自身調べ切れなかったことがコンクリートの寿命なのです。コンクリートの寿命とかコンクリート護岸の寿命で検索するといろいろな話が出てきて、アルカリ性の何かがある場合にはコンクリートの風化がすごく進むとか、30年から50年というふうに言われたり、70年もつというような解釈の場所もあってあります。このコンクリートの寿命について勉強したりですとか、コンクリートの寿命というよりコンクリートはコンクリートの隙間の草の生えているところがすごいのですけれども、ぜひコンクリート、これはだから羽生田川だけの問題ではないと思います。茗ヶ谷川もほかの川も全部同じ頃に対策していることになっているので、各河川によってコンクリートの寿命とか劣化が違ってくると思うので、ぜひコンクリートの、私も勉強できませんでした。できませんでしたというか、結局結論に達しませんでした、コンクリートの寿命がどうあって、コンクリートブロックがどうできないのかというところをぜひ私より賢い土木知識を持った地域整備課の職員がいると思いますので、そこら辺で検証していただきたいと思いますと思っています。その点についてお答えいただければと思います。

3回目の質問を終わります。

町長（佐野恒雄君） ぜひ時間を取って一緒に現地を視察といいますか、見させていただければ大変ありがたいと思っておりますので、その機会をつくりたいと思っております。

それと、今コンクリートの寿命というふうな話もございました。地域整備課の担当の中にも、やはりそうしたコンクリートの関係についても勉強している人もいるかと思いますが、そうしたことも含めてコンクリートブロックの知見も深めていく必要もあるかなと思っておりますので、そうしたことも地域整備課のほうに指示していければなと思っております。

以上です。

教育長（安中長市君） 池井議員がおっしゃるように、マラソンをとということではなく、マラソンも含めてどんなふうにしていったらいいか検討していきたいと思っております。

議長（小嶋謙一君） 池井議員の一般質問を終わります。

ここでお昼のため休憩いたします。

午前 11時33分 休 憩

---

午後 1時15分 再 開

議長（小嶋謙一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

最後に、1番、森山議員の発言を許します。

（1番 森山晴理君登壇）

1番（森山晴理君） 町民クラブ、森山晴理、一般質問させていただきます。

2点ありまして、1番目に田上町における自殺対策事業についてでございます。厚生労働大臣指定、いのち支える自殺対策推進センターが日本のコロナ禍における自殺の動向について統計的な分析を行った結果、コロナ禍前と後では明らかに動向が異なっていることや、子ども、若者、女性の自殺者数、自殺死亡率が増加したことなどが指摘されています。また、新潟県では2021年の自殺者数が前年から19人増え、467人となり、自殺死亡率は21.2人で全国ワースト3位と、2020年対比、7位から悪化しました。未成年の自殺者も前年比で8人増え、17人と増加しています。人生が始まったばかりの未成年の自殺者数、自殺死亡率が増加しているという状況は、その後の人生における自殺の萌芽を未成年世代から持っていることを示唆しており、深刻な事態であると言えます。このことから、未成年に対する自殺対策は、これまで以上に喫緊の課題と言えます。

これらの現状に対して、厚生労働省と文部科学省が学校現場におけるSOSの出し方に関する教育を推進し、教職員や保護者、児童生徒、学生に対して、SOSの出し方に関する授業や教職員研修会の実施に取り組んでいます。しかし、SOSの出し方に関する授業実施に関する学校現場への予算づけがないため、長岡市では行政が予算化し、学校現場へのSOSの出し方に関する授業実施を後押ししています。そこで、田上町でも新潟県並びに教育庁が推進するSOSの出し方に関する授業の実施のための予算を設け、子ども、若者の自殺対策推進をご提案いたします。町長、教育長のお考えを聞かせてください。

2番目に、「道の駅たがみ」の屋外ステージ音響設備整備についてでございます。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、観光人口並びに交流人口が減少しました。また、お祭りやイベントなど文化芸術活動の自粛により、町民や観光、交流人口が文化芸術に取り組んだり、触れたりする機会も減少し、田上町の文化芸術の衰退が危惧されます。そこで、屋外ステージ移動組立て式、雨の場合のステージ屋根、音響設備など環境を整備することで、観光人口並びに交流人口の拡大を促進することともに、田上町の文化芸術の復興を図ることで活力と潤い、賑わいのまちを目指すことをご提案いたします。町長のお考えをお聞かせください。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) 森山議員の質問にお答えいたします。

はじめに、田上町における自殺対策事業についてお答えいたします。令和3年3月に策定した第2次田上町自殺対策計画において、保健福祉課と教育委員会が連携し、児童生徒の自殺予防やSOSの出し方教育についての研修方法を検討することとしています。残念ながら、今のところ具体的な研修方法の内容までは検討が進んでおりません。一方で、若者を含むその他の世代に対しては、県や社会福祉協議会と連携した総合相談会を開催したり、相談会以外でも個別の相談に対応したりしております。

また、今まで何度か民生委員や福祉施設関係職員、町職員を対象にゲートキーパー養成講座を開催してきました。ゲートキーパーとは、悩みを抱えた人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなぐ、見守る人です。悩みに気づく、悩みにしっかりと耳を傾ける傾聴、適切な専門家に相談するよう促す、つなぐ、見守るといったゲートキーパーの対応が自殺予防対策として必要であり、効果があると考え、ゲートキーパー養成講座を開催してきました。コロナ禍の感染拡大で途絶えておりましたが、今後も機会を見て実施していきたいと思っております。こういった福

祉関係者の地道な活動が、子どもだけでなく、大人からのSOSもしっかりとキャッチできる体制を整えることとなりますので、今後もこうした自殺予防対策に努めてまいりたいと思います。

次に、「道の駅たがみ」の屋外ステージ音響設備整備についてご提案をいただいております。道の駅を整備するに当たって、執行内部の検討委員会、町の関係者や関係機関で構成する道の駅等整備検討委員会、議会の特別委員会を何度も開催していただき、それぞれの会議で協議を重ねた上で、田上町道の駅基本構想、基本計画を策定いたしました。その道の駅基本構想の施設整備方針の下に、交流会館や駐車場、トイレ、連携施設等をどう配置するかといったレイアウトを検討して決めていきました。

さて、憩いの広場は、気軽に利用できる休憩スペース、多くの人が集い、交流が生まれる賑わい空間整備として位置づけております。晴天時、雨天時に関係なく利用できる来訪者の休憩スペース、各種イベントスペース、交流会館の機能を含めて、会館と一体的に使用することを念頭に憩いの広場を整備してきました。

今回議員からご提案された移動組立て式の屋外ステージやステージ屋根、音響設備などの構想は、道の駅基本構想、基本計画のコンセプトに入れることはできませんでした。そのような環境整備をするには、経費、施設のレイアウト、保管場所等の関係もあり、これまでのコンセプトにないものであるため、今のところそのような環境を整える考えはございません。しかし、今後指定管理者や関係者、利用者からそのようなご要望を多くいただくようであれば、どういったことであれば可能か研究していきたいと思っております。

以上でございます。

(教育長 安中長市君登壇)

教育長(安中長市君) 森山議員の田上町における自殺対策事業の小中学校での対応についてお答えします。

田上町立小中学校では、新潟県教育委員会の新潟県いじめ等防止のための資料集により、自殺予防対策を各校の児童生徒の学年に応じて実施をしています。例えば一例ですが、田上中学校の生徒向けの夏休みの過ごし方の一番最初に、夏休みで落としてはいけないものとして、命、学力、信頼を挙げています。中学校では、夏休み明けの1週間は相談週間として、学級担任と学級の生徒との個別面談が行われています。また、道徳事業では、小中学校どの学年も生命の大切さという分野があり、その学年の子どもに適した事業を実施しています。

学校では、以前よりソーシャルスキルトレーニングと称して、自分の気持ちを周りの友達や先生に伝える技術を学んでいます。SOSの出し方に関する授業につきましては、令和4年3月に新潟県教育庁から通達された新潟県自殺予防教育プログラムの中にあり、各学校には周知していますが、今回森山議員からのご提案の教職員の研修方法につきましては、他の研修との関係もありますので、校長会を話題にさせていただいて、検討させていただきます。あわせて、児童生徒の自殺予防対策につきましては、保健福祉課と協議していきたいと思っています。

以上です。

1 番（森山晴理君） フードバンクの活動をしておりますとひとり親の方とつながっております、電話してくる方が心の内を明かしてくださるのですが、これから自殺するというようなことで、現場ではもう大変なことが起こっているのです。本当に困っていて、どうしようもなく、つながっている人にやっとお話ができるという、そういう現状は今ものすごい状態であるのです。そのことをどうやって受け止めて取り組んでいくか。そのためにお願いしたいのは、SOSの出し方に関する授業というのがあるのですが、それは田上町として行政が学校と教育委員会と田上町、一緒になって予算を出して、その教育を推進して、学校現場、教育委員会に任せっ放しにするのではなくて、子どもを守る積極的な取り組みをお願いしたいのです。

まず、子どもがSOSを出すサインとして、今は不登校が挙げられます。まだ未成年であって、心の自分の思いを発する方法が分からないのです。自分で自分の心をどう表現したらいいかが分からない子どもたちの心を聞いてあげるように、子どもが心の内を話すにはものすごく勇気が必要なのです。そして、勉強させていただいた精神科医の松本俊彦先生がおっしゃるには、「不登校は子どもたちが生き延びるための戦略であると捉えることが重要」と言われます。10代、20代で亡くなられた方の多くが不登校を経験していたということです。先生がおっしゃるには、驚いたのは別の事実です。そのうちの75%が学校復帰をしているのです。不登校であっても学校に行かれたのです。割と速やかに学校復帰していたのです。先生が伝えたいことは、「不登校は時に必要であるということです。大人は、つい学校へ戻ることがゴールであると考えてしまいがちですが、それは誤りです。子どもの立場に立って考えるならば、不登校は子どもたちが生き延びるための戦略である、そのように捉えることが重要だと考えています。自分の居場所がなく、学校に行きたくないというならば、そこに重要な意味がある、それが必要なときがあるということで、多くの大人たちに理解していただきたいと思います」と言われております。子ども

が活着ているだけでありがたいと、その子が安心して暮らせるにはどうしたらよいのか、その子に何が必要なのか。学校現場、教育委員会、親は指導すればよいと思っているのが子どもを追い込むことになるとお聞きいたします。問題が本人ではない、根本的に間違っている。指導すればよいのではないかというのではなく、このことを通して町長から、住民の立場に立って、町としてその人が安心して暮らせるにはどうしたらいいのか、何が必要なのかと本気になって考えていただきたいのです。

松本先生は、「親が大丈夫というサインを出すことは、子どもの安心につながる大切なことです。なぜなら、親が大丈夫と思っていないときのオーラというものは、子どもにビンビン伝わっていますし、それによって子どもはさらに追いつめられてしまうことがあるからです」、親がいらいらしたりすると、子どもがもうすごく荒れてしまいます。親もどうしてみようもないし、子どももどうしてみようもないし、子どもは自分の意見も言えないし、親はもう「何で行かないんだ」と責めるしかないのです。そうすると、言うところもない、もう心が閉塞してしまいます。そんな現状を変えていかないと駄目なのですが、まず「親自身が大丈夫と思えるようになることが重要です」と言われ、子どもにとっては、「親から一方的に促されて見つけた居場所や人間関係ほど意味のないものはありません」、フリースクールに逃げようと、ここの学校いいのではないかとかといって、引き籠もっていて、いきなり出てきたらもう無理やりやらされて、子どもの意見など無視してしまうのです。そんなことがあると、その人がSOSを出すには信頼できる相手がいないとSOSが出せないということなのです。母親に何でも話せるように、町でもそういう母親のような役割に取り組んでいただけないでしょうか。それについて町長のお考え、教育長のご意見をお聞きしたいです。

その次に、道の駅等整備検討委員会で基本構想、基本計画で決めたコンセプトにないという屋外ステージ、あと屋根なのですが、実際今使用していると、憩いの広場は屋根があって、テントがあってお客様がいるスペースなのです。交流会館と憩いの広場の隙間のあるところにステージとして、交流会館をバックにして護摩堂太鼓とかテントのほうに向かって演奏するのですが、その場所だと太陽がもう真夏だとぼんぼん当たるし、雨が降れば雨が降りますし、ステージは地べたでやっているのですけれども、ほんの1段の高いひな壇でも簡単な台でもいいので、ぽんぽん、ぽんぽん置くだけでいいかと思うのですが、何センチもなくとも、ステージだよという簡単なのもステージとして使えるのではないかと。あとテントとしては、ガ

一デントの形で交流会館にはあつと広がるような形にすれば、それも簡単で、予算的にはそんなかからないと、そんな形でもできるのではないかなと思うのです。

計画にないというのですが、実際使ってみてこの場所で演奏してやるとなると、ステージがあったほうが見栄えもいいし、とにかく音響がないことには大変です。道の駅で、5月の連休に私がクラリネット演奏をさせてもらいまして、音響を用意していったのです。スピーカーと音響と全部用意して、子どもの日に合わせて子どもの好きな楽しいアニメの曲を演奏して楽しんでいただけたとは思いますが、とにかく道の駅のスタッフから会場を響かせるために大音量で、あそこのテントに全部聞こえるようにしてくれということで音量を流したのですが、道の駅のスタッフがじゃんけん大会があったのです、キャラクターの。田上のキャラクターでみんなじゃんけん大会していたのですが、そのときに道の駅には小さな移動用のスピーカーとマイクだけで、こっちが音量を出していると何にも聞こえないのです、じゃんけんぽいとか言っても。そうすると、会場全体にイベントの内容が届かないのです。そうすると、音響がまず整備されていないと、来ている人には何にも伝わらないということになりますので、そこもするといいのではないかなと思うのですが、第6次田上町総合計画で交流とにぎわいで活力あふれるまちと言われており、町長の所信表明で「道の駅の賑わいとまち全体の活性化につながる仕組みを行ってまいります」と表明されております。音響設備が外になくて、イベント出演依頼されたミュージシャンがインフォメーションセンターなのでしょうか、屋内で演奏してくれと頼まれたみたいなのですが、その日外でやってくれと急に予定が変わったそうなのですが、そのミュージシャンは音響設備がなく、それではできないということでキャンセルになって、そのミュージシャンも1日フリーになってしまったし、道の駅もイベントがなくなったということで、道の駅の駅長もあらゆる手だてをして田上町を盛り上げようと、池井議員が言われた関係人口を増やそうと頑張っておるのです。これから秋のイベントがあって、どうしても音響が必要だと思うのです。小さいマイクで外でどうかこうとか言って、5月の連休のときに満員になっているのに、会場に届かない音量で外でイベントをやっても意味がないのです。田上町にせっかく来たのに、どこから借りてくるとか、そんなことはできるのですけれども、田上町として盛り上げたいということで音響だけでも早くお願いできないかというお願いです。

それで、実際現場の声が町長に届くように、駅長と町長との会話があるものかなというのをお聞きしたいということです。

あと、ほかに駅長とお話をしておりましたら、トイレの掃除の方が何か少なくなったとのことで、平日に掃除していたトイレとか、日曜日になると人がいっぱい来たときに掃除するのが人数が減ったとかということで、どうしても交流人口が増えると、トイレをきれいにしておかないと、道の駅が田上の顔となるのですから、それをきれいに整備するのも大事なのだろうけれども、草刈りとか環境整備とかいろいろやられているので、なかなかトイレの掃除もやるのだけれども、来られた方から喜んでいただくにはトイレを何とかきれいにできないかなと思うのですが、田上町のトイレ清掃者の数が少なくなったわけと、また今後どのように対応されるのか、この点をお聞きしたいと思います。

2回目の質問を終わります。

町長（佐野恒雄君） ご提案ありがとうございます。

まず、道の駅のほうを先にお話をさせてもらいたいと思います。道の駅、私は非常に関心を持っておりまして、時間があると、土日は少なくとも1回や2回は必ず道の駅に顔を出すというか、来るようにしております。トイレももちろん利用しておりますが、あんまり私自身はそんなにトイレが汚くなっているのかなという印象がないというか、気がつかないのだと言われてしまえばそれまでかもしれませんが、そんなにトイレが汚くなっているというふうな感じは私は持っていません。

それで、馬場駅長とは、駅長になってもらう以前によく知っておりまして、それこそ土日にはそうした必ず1回や2回は時間があれば来るものですから、よく馬場駅長とは会います。会って、いろいろと話をさせてもらいます。馬場駅長のほうからこうしてもらいたい、ああしてもらいたいみたいな提案というか、そういうものはあまり聞くことはなくて、私のほうから気がついたことを話をさせてもらうことのほうが多いのではないかなというふうに思っています。そんなことで、馬場駅長町とはよくお話はさせてもらっています。

ステージのお話が出ました。実際テントがあって、雨が降っても、またかんかん照りのときでも、テントの中でよく軽音楽といいますか、やっておられる方、またこの前は何か子どもたちのダンス教室の人たちがやっておられて、本当にテントの中といいますか、憩いの広場を活用してもらっているなということで本当にうれしいなと思っております。議員おっしゃられる交流会館とテントの間のあのスペース、そこで例えばあれは太鼓の演奏とか、いろんな催物をやられるとき、本当に今議員おっしゃられるように、そんな高くないステージでも、ステージなのだという感じ

のものがあれば、また確かに雰囲気は全然違うと思うのです。全くの平場のところでやるのと、ちょっと高めのステージがあると、また全然感じが違ってくるというのは議員おっしゃられるとおりです。

ただ、今私もそうやってきて、そうした催物とか何かを見ておりましても、それはあれば一番いいことは十分承知はしているつもりですけれども、それほどそれがいいことによってという不便は私はあんまりないのかなと。そういうことも、また耳に入ってこないものですから、あまり意識もしておりませんでした。先ほど申し上げたように、そういう声がいろいろと大きく入ってくるようであれば、その辺のこともまた検討していかななくてはならぬのかなというふうに考えてはおります。

それから、音響の関係、これなかなか外での音響ですから、議員のおっしゃられている意味もよく分からないところもあるのですけれども、確かに外ですから、やはりそれなりの音響効果を出すには、かなりのパワーを持った機器が必要なのだらうと思います。そういうものが、確かに設置できれば、本当によそから重いものを持って、大きなパワーのある大きなものを持ってこなくても、ここへ来たら、田上へ来たらその機器が使えるということになれば確かにいいのだらうと思いますけれども、それこそ財政的なことを言うてはいけないのかもしれませんが、そういうこともあって、またそれらについてもそうした声が耳に入ってくるような形になれば、そうしたこともまた検討していければと思っています。

それから、自殺対策です。今、それこそ森山議員のほうから自殺に対する思いをお聞きをして、自殺というのは本当に重い課題だなというふうに思います。このコロナ禍、新型コロナウイルス感染が始まってから自殺者というのは確かに増えているのだらうと思います。一種にはいろんなことが活動が制限されている中で、何か気持ちの面でもやもやとしたもの、または閉塞感、そんなことから子どもたちでも、また大人でもそうした自殺に陥ってしまう、そういうところというのは新型コロナウイルスの関係は確かにあるのだらうと思います。

その中で、今議員がおっしゃられた不登校の話、議員のお話、不登校そのものが子どもにとっては大事な命を守る戦略なのだということを非常に私、今森山議員のお話を聞いて感銘を受けたというか、確かにそうなのだらうなと思います。子どもにとって学校へ行きたくない、学校へ行きたくないということを何とか周りは一生懸命学校へ行かせよう、行かせようという、親としても、周りとしても何とか学校へ戻そう、学校へ行かせようというのは確かにそれが普通というか、そういう思いが強くなるのです。ただ、本当に議員がおっしゃられた、それは子どもにとっては

命をつないでいく大事な戦略なのだと、まさに私はそのとおりなのだろうと思います。

そういう中で、子どもたちにとってもそうですし、親というか大人にとってもそうなのでしょうけれども、SOSの出し方というか、先ほどお話をさせてもらいましたけれども、最近はそういうこともやっていないというふうなことをお話し申し上げました。長岡市が行政として予算化した中で、そういうことをしっかりとやっておられるというふうなお話をお聞きしましたけれども、本当に命を大切に、どうやったら自殺を防げるか、そういうことはこれから学校も含めて真剣に取り組んでいかなければならないなというふうに思っております。

私のほうからは以上です。

教育長（安中長市君） 森山議員のほうから、不登校はその子にとっては生きるための戦略だという言葉聞いて、戦略という言葉が当てはまるかどうか分からないですが、私も本当にそうだなというふうに思います。子どもたちが学校に来られなくなった一番最初のところをいろんな報告を受けるのですけれども、僕はもうあしたから学校へ行かないよと言って学校に来なくなる子はいないのです。みんな行かなければいけない、行かなければいけないという思いの中で朝起きられなくなる、そして行こうとすると体調が悪くなる、場合によってはもどしてしまう、そういう中で来られなくなってしまうのです。ですから、そういう子に対して、先ほど指導という言葉がありましたけれども、指導という言葉は合わないと思います。その子に寄り添う、その子の気持ちを酌み取る、そしてその子と一緒に考えていくと、そういうことが大事なのではないかなと思っています。

子どもが学校にも来なくなると、一番最初に学級担任のほうから親御さんと連絡をしたり、家庭訪問に行ったり、家庭訪問を最初から嫌がるお子さんもいますので、保護者と相談をして親御さんと話をします。これはなかなか難しいなという場合には、学級担任のほうから、田上町教育委員会のほうには家庭訪問相談員という方がいますよと、それから保健師もいますよということで紹介させていただいて、学校の先生方は昼間授業がありますが、相談員は昼間でも相談に行けますので、そこにつないで家庭のほうに入って、その子と一緒に、場合によっては勉強したり、場合によっては聞いた話ですと、一緒に畑を作ったり、一緒に遊んだりしながらやっています。もちろん十分ではないのですけれども、森山議員がおっしゃったように、不登校に関してはこれからも寄り添っていきたいと思っております。

1 番（森山晴理君） 「道の駅たがみ」の音響がスピーカーが2つあって、ほんの台が

2つあって、あとはミキサーが1個あれば、あとCDつけばそれだけでいいので、お金は幾らもかからないで移動できるかと思うので、駅長ともし相談できて、秋のイベントにはどこかから借りてきてもいいのですけれども、せっかくなので、何かこういうのがあるといいねという意見がもしお聞きできたら、それで実施できると、来た人から喜んでもらう環境ができるのではないかなということ、どうしても駅長も町長と腹を割って自分の思いも伝えられるような町長との関係ができると、またSOSが出しやすいのではないかなとかと思うのです。そういうところで、一番頼りになる町長が大丈夫だよと言って、田上町のことは心配するなと言ってくださると、議員としてもどんなのでも提案できて、もう全部可能になるのではないかなという気持ちになってしまうので、そうすると、みんな生き生きして、子どもたちも喜んでやるというようなことでよろしいかと思うのです。

それで、どうしても今予算づけのほうなのですが、SOSに関する事業なのですが、それ予算づけしてもらって、外部指導の講師もゲートキーパー養成講座の長谷川さんとかもいろいろいますので、そこら辺は講師はどんな方でも呼びできるかと思うのですが、どうしても子どもばかり、小中学生の生徒だけ対象の授業をしてしまいがちで、生徒だけではなくて、実は親にそういうSOSに関する授業と、あと先生に指導、勉強してもらおうと。あと教育委員会の方、あとは役場の方とかそういう勉強することによって、あっ、こういう環境が自殺防止になるのだなというのがどうしても生徒ばかり指導するのではなくて、先生も指導して、教育委員会も勉強してという環境にしていきたいと思っております。子どもだけでなく、大人もSOSが出せるように、自殺する方は子どもばかりではないので、町全体で町長が大丈夫と明るく受け止めていただいて、町長が言われる「田上町に住む全ての方の笑顔があふれるまちを目指し、町民の皆様が夢や希望を自由に求めることができる環境を築いていきます」と所信表明で言われておりましたが、そのことをお願いして、何とか実際に道の駅でも少しずつ、今オープンしてから形が実際使ってきたときの対応に合わせた対応を、その前ののと違って今度はどういうふうに取り組んでいこうかというのも考えて検討していただきたいと思っております。3回目の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

町長（佐野恒雄君） ご提案ありがとうございました。町長は太っ腹だなと言われたいなと私自身は思っております、町民の皆さんが安心感を持っていただけるような、太っ腹な町長になりたいなどは思っているのですが、最近こっちの腹だけが出ていまして、なかなか太っ腹になれないところがあるのですけれども、頑張っ

ます。

教育長（安中長市君） 先ほどSOSの出し方に関する授業ということで、生徒だけではなくて、親や先生方、教育委員会も研修していかなければいけないということは本当にもっともだと思います。

ただ、学校はそれぞれもう研修予定が入っていて、いつどのような形でできるかわかりませんが、校長会に投げかけていきたいと思っております。

議長（小嶋謙一君） 森山議員の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

これをもちまして本日は散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

---

午後2時00分 散 会

別紙

令和4年 第3回 田上町議会（定例会）議事日程			
議事日程第2号 令和4年9月9日（金） 午前9時開議			
日程	議案番号	件名	議決結果
		開議	
第1		一般質問	

# 第 3 号

( 9 月 22 日 )

令和4年田上町議会  
第3回定例会会議録  
(第3号)

---

---

- 1 招集場所 田上町議会議場
- 2 開 会 令和4年9月22日 午後1時30分
- 3 出席議員
- |    |        |     |       |
|----|--------|-----|-------|
| 1番 | 森山晴理君  | 8番  | 今井幸代君 |
| 2番 | 小野澤健一君 | 9番  | 椿一春君  |
| 3番 | 品田政敏君  | 10番 | 熊倉正治君 |
| 4番 | 藤田直一君  | 11番 | 松原良彦君 |
| 5番 | 渡邊勝衛君  | 12番 | 池井豊君  |
| 6番 | 小嶋謙一君  | 13番 | 関根一義君 |
| 7番 | 中野和美君  | 14番 | 高橋秀昌君 |
- 4 欠席議員  
なし
- 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- |        |      |               |       |
|--------|------|---------------|-------|
| 町 長    | 佐野恒雄 | 町民課長<br>会計管理者 | 本間秀之  |
| 副町長    | 吉澤深雪 | 保健福祉課長        | 田中國明  |
| 教育長    | 安中長市 | 教育委員会<br>事務局長 | 時田雅之  |
| 総務課長   | 鈴木和弘 | 産業振興課長補佐      | 近藤拓哉  |
| 政策推進室長 | 堀内誠  | 代表監査委員        | 大島甚一郎 |
| 地域整備課長 | 宮嶋敏明 |               |       |
- 6 本会議に職務のため出席した者の氏名
- |        |        |
|--------|--------|
| 議会事務局長 | 渡辺明    |
| 書記     | 板屋越麻衣子 |
- 7 議事日程  
別紙のとおり
- 8 本日の会議に付した事件  
議事日程と同じ

---

午後1時30分 開 議

---

議長（小嶋謙一君） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は14名であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあります議事日程第3号によって行います。

これより議事に入ります。

---

日程第1 承認第11号 専決処分（令和4年度田上町一般会計補正予算（第5号））の報告について

日程第2 承認第12号 専決処分（同年度田上町一般会計補正予算（第6号））の報告について

議長（小嶋謙一君） 日程第1、承認第11号及び日程第2、承認第12号の2案件を一括議題といたします。

本案件につきましては、それぞれ所管の常任委員会に付託し、審査をいただいたものであります。

審査の結果について、報告を求めます。

最初に、総務産経常任副委員長の報告を求めます。

（総務産経常任副委員長 渡邊勝衛君登壇）

総務産経常任副委員長（渡邊勝衛君） 総務産経常任委員会の付託案件審査報告をいたします。

当日、委員長欠席によりまして、私が代理をさせていただきました。

本委員会は、令和4年9月8日付け付託された下記の議案を審査した結果、会議規則第77条の規定により報告いたします。

まず、承認第11号 専決処分（令和4年度田上町一般会計補正予算（第5号））の報告について、承認第12号 専決処分（同年度田上町一般会計補正予算（第6号））の報告について中、第1表、歳入でございました。

承認第11号につきまして、8月3日からの大雨により被害を受けている村上市、

関川村に対して、「チームにいがた」に派遣をした件でございました。これは、県からの依頼でございます。支援業務として、建物被害認定調査等であります。田上町も6クール、全体で11名の方が派遣されております。

質疑といたしまして、県からの要望であり、今回は災害救助法が発令されたわけでございますけれども、県からの補助金はどのようになっているのかということで質疑がございました。執行より話がございまして、まだ正式にそのパーセントについては回答が来ていないということでございますので、決定次第、皆様に報告をさせていただきますと予定でございます。

建物被害認定調査についてでございますけれども、当然建物被害認定調査となった場合には知識がある方が必要ではないかということの質疑に対しまして、今まで経験された方、研修された方を派遣しているとの回答でございました。

以上2点について、審査の結果、承認でございました。

以上で報告を終わります。

議長（小嶋謙一君） 副委員長の報告が終わりました。

これより副委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑ある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。渡邊副委員長、ご苦労さまでした。

次に、社会文教常任委員長の報告を求めます。

（社会文教常任委員長 池井 豊君登壇）

社会文教常任委員長（池井 豊君） 社会文教常任委員会の付託案件審査報告をします。

承認第12号、専決処分についてです。これは、オミクロン株対応ワクチン接種の準備費用で、印刷、郵送、システム改修の費用です。これとって大きな質疑はなく、終了しました。審査の結果は承認です。

議長（小嶋謙一君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。池井委員長、ご苦労さまでした。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより順次討論及び採決を行います。

最初に、承認第11号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第11号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する副委員長報告は原案承認であります。本案は副委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(小嶋謙一君) 異議なしと認めます。したがって、承認第11号は副委員長報告のとおり承認されました。

次に、承認第12号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第12号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案承認であります。本案は委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(小嶋謙一君) 異議なしと認めます。したがって、承認第12号は委員長報告のとおり承認されました。

---

### 日程第3 議案第36号 田上町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議長(小嶋謙一君) 日程第3、議案第36号を議題といたします。

本案件につきましては、所管の総務産経常任委員会に付託し、審査をいただいたものであります。

審査の結果について、報告を求めます。

(総務産経常任副委員長 渡邊勝衛君登壇)

総務産経常任副委員長(渡邊勝衛君) それでは、続きまして、議案第36号 田上町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について報告をさせていただきます。

まず、担当課から今回の内容について説明がありました。1点目としまして、子の出生の日から57日間以内の非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和、2点目といたしまして、子が1歳以降の非常勤職員の育児休業の取り組みの柔軟化、以上2点がございました。

質疑といたしまして、正規職員と非正規職員の関係で、正規職員は育児休業が3歳まで、非正規職員は法律上3歳まで延ばすことができないそうです。それで、今まで一緒に取れたのを別々に、交互に取れるということでございます。ただし、空白は空けられないということでございます。

あと正規職員並みに非正規職員が育児休業が取れるよう検討してほしいとの要望

がございました。これについては、検討するそうでございます。

以上で議案第36号の報告を終わります。

(何事か声あり)

議長 (小嶋謙一君) 暫時休憩します。

午後1時42分 休 憩

---

午後1時43分 再 開

議長 (小嶋謙一君) 会議を再開いたします。

総務産経常任副委員長 (渡邊勝衛君) 審査の結果、議案第36号は原案可決でございます。

議長 (小嶋謙一君) 副委員長の報告が終わりました。

これより副委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。渡邊副委員長、ご苦労さまでした。

以上で副委員長報告及び質疑を終わります。

これより議案第36号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第36号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する副委員長報告は原案可決であります。本案は副委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (小嶋謙一君) 異議なしと認めます。したがって、議案第36号は副委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第4 議案第37号 令和4年度田上町一般会計補正予算(第7号)議定について

日程第5 議案第38号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)議定について

議長 (小嶋謙一君) 日程第4、議案第37号及び日程第5、議案第38号の2案件を一括議題といたします。

本案件につきましては、それぞれ所管の常任委員会に付託し、審査をいただいたものであります。

審査の結果について、報告を求めます。

最初に、総務産経常任副委員長の報告を求めます。

(総務産経常任副委員長 渡邊勝衛君登壇)

総務産経常任副委員長 (渡邊勝衛君) それでは、総務産経常任委員会の付託案件審査報告をいたします。

議案第37号 令和4年度田上町一般会計補正予算(第7号)議定について中、第1表、歳入、第1表、歳出のうち2款総務費(1項)、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、9款消防費、第2表、継続費、第3表、地方債補正。

まず、第2表、継続費でございますけれども、ホームページ委託料ということで、9月末契約を予定しているそうでございます。これは、2年間継続するということでございます。

第3表、地方債補正は、自動車分団消防ポンプ車庫の建替工事費の増額の関係でございますし、あわせて、工期を9月30日から10月20日に変更するとのことです。

あと、財政調整基金は今現在で10億7,900万円になる見込みだそうでございます。

土木費について、材料高騰で今後経費は上がるのかという質疑に対して、現段階は範囲内で動いているそうでございまして、当初予算で見ているとのことでございます。

審査の結果、原案可決でございました。

以上で議案第37号の報告を終わります。

議長(小嶋謙一君) 副委員長の報告が終わりました。

これより副委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。渡邊副委員長、ご苦労さまでした。

次に、社会文教常任委員長の報告を求めます。

(社会文教常任委員長 池井 豊君登壇)

社会文教常任委員長(池井 豊君) 社会文教常任委員会の付託案件審査報告をいたします。

議案第37号 令和4年度田上町一般会計補正予算(第7号)議定について中、第

1表、歳出のうち2款総務費（2項）、それから3款民生費、4款衛生費、10款教育費です。

内容を報告します。2款総務費に関しては、納税通知書のQRコードの印刷が可能になったということです。

3款民生費では、県央寮の入所、それから難聴者の補聴器9件、それから後期高齢者医療費の給付費です。それから、実績の確定に伴った返還金等々がございました。

4款衛生費では、妊産婦医療費助成11件、それからオミクロン株対応ワクチンの接種費用、返還金を含むです。

それから、10款教育費では、指定寄附による教育環境整備で、田上小学校にデジタルカメラやプロジェクター、羽生田小学校に体育道具、ドッジボールの道具、中学校の電子黒板、また図書購入費というような内容です。

質疑があったところを報告いたします。オミクロン株対応ワクチンにより、現行のワクチンの打ち控え等はないのかという質疑に対して、予約の変更の問合せはないということで、キャンセルは多くないということです。

コールセンターについては、予約券の配付で対応しているとの回答もありました。

また、指定寄附の図書の内容はということで、地域学習センターのアンケートに基づいて購入しているという答弁がありました。

また、別の委員からは、図書の購入の方針はというような質疑もあって、児童書が3分の1、文学書が3分の1、その他実用書が3分の1というような大まかでやっているというような形で、ほかの図書館の調査したりして対応しているというような答弁もございました。

また、電子黒板の状況について質疑があり、中学校では各階に1台欲しいということで今回電子黒板の購入になるということです。

それから、質疑の中で、今回オミクロン株対応ワクチンの接種についてですが、国の方針で9月20日から対応ワクチンをするのに、田上町の接種方針が示されたのですけれども、オミクロン株対応ワクチンは10月26日から31日と、ちょっと遅いのではないかというような質疑もございました。それについて検討したいというような説明もございました。

議案第37号は原案可決でございます。

それから、議案第38号、後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の議定についてですが、広域連合への納付金についてです。ここはご質問ありませんでした。

これも原案可決でございます。

委員会の審査終了後、委員に諮って、委員会の総意として、町長にオミクロン株対応ワクチンの接種をできるだけ早めるよう検討をするようにという申入れを行いました。燕市ではもう始まっているようですけれども、田上町では10月26日となっていました。それを早める検討をするようにという申入れをしたところでございます。

以上で審査報告を終わります。

議長（小嶋謙一君） 委員長報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。池井委員長、ご苦労さまでした。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより順次討論及び採決を行います。

最初に、議案第37号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第37号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小嶋謙一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第38号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小嶋謙一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号は委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第 6 認定第 1 号 令和 3 年度田上町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 7 認定第 2 号 同年度田上町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

て

- 日程第 8 認定第 3 号 同年度田上町集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 4 号 同年度田上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 10 認定第 5 号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 11 認定第 6 号 同年度田上町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 12 認定第 7 号 同年度田上町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 13 認定第 8 号 同年度田上町水道事業会計決算認定について

議長（小嶋謙一君） 日程第6、認定第1号から日程第13、認定第8号までの8案件を一括議題といたします。

本案件につきましては、決算審査特別委員会に付託し、審査をいただいたものがあります。

審査の結果について、報告を求めます。

（決算審査特別委員長 藤田直一君登壇）

決算審査特別委員長（藤田直一君） 令和3年度決算審査特別委員会の審査報告をいたします。

当特別委員会に付託された案件は、認定第1号から認定第8号までの8案件でありました。審査は、9月15日から9月20日までの中3日間行われました。

認定第1号に関しましては、令和3年度の一般会計決算額は、歳入においては総額54億8,581万1,000円、前年度比18億5,747万4,000円の減、率にして25.3%の減でした。また、歳出においては総額53億256万9,000円、前年度比17億6,892万2,000円の減、率にして25%の減でありました。

主な内訳としては、まちづくり指針となる第5次総合計画の実現を目標とし、重点施策として位置づけている事業について、優先的、積極的に実施し、除雪車の更新や子育て支援センターの新規立ち上げ等を行いました。また、新たに10年後の町の姿を見据えた第6次総合計画を策定しました。

新型コロナウイルス感染症対策においては、令和2年度に引き続き、国の臨時交付金を活用し、より困っている町民の皆様への支援を基本に様々な事業を実施する

とともに、ワクチン接種事業に取り組みました。

決算収支では、歳入から歳出を差し引いた額は1億8,324万2,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源117万7,000円を差し引いた実質収支は1億8,206万5,000円の黒字となりました。また、実質収支比率は5.1%となり、昨年度8.0%を2.9%下回りました。実質収支から前年度実質収支を差し引いた単年度収支は8,252万円の赤字となり、財政調整基金の積立て及び取崩しを含めた実質単年度収支は5億1,472万7,000円の黒字となりました。

決算特別委員会では、各委員の皆様から多くの質疑が出されました。3日間での質疑数137件、総括質疑5件でありました。総括質疑では、1つ目、予算の執行管理の徹底について、不用額の多さが指摘されました。2つ目、ふるさと納税の評価と目標について、毎年目標額を設定して取り組むべきとの指摘がありました。3つ目、産業振興課の労働環境について、道の駅業務等の事業が重なり、労働環境の悪化が懸念される、改善が必要との指摘がありました。4つ目、護摩堂山の管理について、防除、剪定、臭気など、全体的に管理がおろそかになっているのではないか、改善や管理指導をしっかりとやるべきとの指摘がありました。5つ目、両小学校の統合検討について、毎年子どもの出生数40人以下が続いています。今後教育体制にどのように取り組むのか指摘がありました。

審査全般を通して執行者側の取り組みへの成果、考え方などについて質疑を通じて明らかにすることができ、今後の予算編成に反映させることができるものと思っております。

最後に、当特別委員会に付託された案件は、認定第1号から認定第8号までの8案件でありました。審査の結果、8案件全て認定されました。

以上で委員長報告を終わります。

議長（小嶋謙一君） 決算審査特別委員長の報告が終わりました。

これより決算審査特別委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。藤田決算審査特別委員長、ご苦労さまでした。

以上で決算審査特別委員長報告及び質疑を終わります。

これより順次討論及び採決を行います。

最初に、認定第1号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

14番（高橋秀昌君） 私は、賛成の立場で討論に参加いたします。

泉田元知事の下で計画が策定され、住民説明会を複数回実施し、県央医療圏の医療供給体制を改善することを住民に約束し、前知事の提唱した内容を改編し、国のベッド縮小、医療再編を先駆けて実施する花角現県政の姿勢に対して、佐野町長は迎合や妥協することなく住民の立場に立ち続けてきたことは、田上町住民にとって、特に地域医療に関しては誇れる町長であると言っても過言ではないと高く評価いたします。

また、新型コロナウイルス感染症対策でも、議会との論戦、議論を通じて住民に寄り添う施策を実施したことを評価いたします。

さらなる前進のために、以下の事項を求めるものであります。その第1は、田上町における新型コロナウイルス感染症対策は、国からの交付金での施策を超えて町独自に追加した額が1,000万円程度であったということが明らかになりました。新型コロナウイルス感染症の第7波は峠を越えたかのように見えますが、依然として多数の感染が発生しております。この対策の中心課題は、住民負担なしの検査の飛躍的拡大と医療供給体制の抜本的な強化、そしてワクチン接種への住民の誤解や偏見を克服し、大多数の住民の接種の実現、そのための改正が必要だと考えます。この多くは、国の方針の抜本的改善が必要であります。コロナ禍で田上町として実施可能な検査へのさらなる予算配置及びワクチン接種への誤解などを解く宣伝への予算投下が必要であり、積極的に取り組むべきであります。

2つ目は、県は当初、市町村が実施するPCR検査への支援をしないとしていましたが、令和3年度の決算議論の中で、50%の県補助が実施されたことが明らかになりました。市町村が住民の立場に立った施策を実施することで、県や国を動かすことができるという教訓が活かされた一つであります。ぜひ町の施策として拡充を求めるものであります。

3つ目に、緊急装置の住民負担の2倍化が実施されたり、紙おむつの支給が減らされたままであります。これは、複数年度にわたって実施し、その後に検討するというものでありましたが、弱い立場の住民を支援するのは町行政のイロハであります。ぜひとも来年度予算では改善することを強く求めます。

4つ目に、保護者負担となっている学校給食の一部無料化が実施されておりますが、さらなる発展が見られません。学校給食無料化の声は、ばらまき政策とは異なり、年間約3,800万円の保護者負担がなくなれば地域経済への波及も少なくないと考えております。もちろん田上町が直ちに完全無料化をすべきと主張するものではありません。県や国に要望しつつ、前進させることを強く求めるものであります。

5つ目に、医療費18歳までの助成制度で一部負担の解消の削減が全く手がつけられておりません。国や県への支援強化を強く求めながら、町で可能な範囲内で予算措置をすることを強く求めたいと思います。

田上町は、財政困難の自治体ではありません。住民負担の削減は、今日の物価高騰への国や県の政策が不十分な中で、町独自政策が求められていると思います。住民の負担を少しでも減らすことで購買力の向上、ひいては地域経済の循環に役立つものだと確信をしております。ぜひとも実現を求めます。

以上、令和3年決算の認定に当たり、佐野町政への評価と課題について発言をし、決算認定を賛成とします。

議長（小嶋謙一君） ほかにありませんか。

ほかにご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより認定第1号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案どおり認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小嶋謙一君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第2号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより認定第2号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案どおり認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小嶋謙一君） 異議なしと認めます。したがって、認定第2号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第3号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより認定第3号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案どおり認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小嶋謙一君） 異議なしと認めます。したがって、認定第3号は委員長報告のと

おり認定されました。

次に、認定第4号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより認定第4号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案どおり認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(小嶋謙一君) 異議なしと認めます。したがって、認定第4号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第5号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより認定第5号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案どおり認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(小嶋謙一君) 異議なしと認めます。したがって、認定第5号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第6号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより認定第6号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案どおり認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(小嶋謙一君) 異議なしと認めます。したがって、認定第6号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第7号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより認定第7号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案どおり認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(小嶋謙一君) 異議なしと認めます。したがって、認定第7号は委員長報告のと

おり認定されました。

最後に、認定第8号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより認定第8号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案どおり認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(小嶋謙一君) 異議なしと認めます。したがって、認定第8号は委員長報告のとおり認定されました。

---

日程第14 請願第2号 「コロナ禍においても私立高校生が学費の心配なく学び続けられるよう、私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択を求める請願について

議長(小嶋謙一君) 日程第14、請願第2号を議題といたします。

本案件につきましては、所管の社会文教常任委員会に付託し、審査をいただいたものであります。

審査の結果について、報告を求めます。

(社会文教常任委員長 池井 豊君登壇)

社会文教常任委員長(池井 豊君) 請願審査報告をいたします。

令和4年9月8日、第3回定例会において本委員会に付託されました請願について慎重審査の結果、下記のとおり決定いたしましたので、会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

件名は、「コロナ禍においても私立高校生が学費の心配なく学び続けられるよう、私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択を求める請願です。

審査結果は、採択すべきものと決定いたしました。

議長(小嶋謙一君) 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。池井委員長、ご苦労さまでした。

これより請願第2号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより請願第2号の採決を行います。

お諮りいたします。本請願に対する委員長報告は採択であります。本請願は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(小嶋謙一君) 異議なしと認めます。したがって、請願第2号は委員長報告のとおり採択されました。

暫時休憩いたします。

午後2時13分 休 憩

---

午後2時14分 再 開

議長(小嶋謙一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### 日程の追加

議長(小嶋謙一君) 先ほどの請願の採択に伴い、お手元に配付のとおり意見書が提出されました。

お諮りいたします。ただいまの案件につきましては日程に追加し、追加日程第1として直ちに審議することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(小嶋謙一君) 異議なしと認めます。よって、ただいまの案件につきましては日程に追加し、追加日程第1として直ちに審議することに決定しました。

---

追加日程第1 発委第2号 コロナ禍においても私立高校生が学費の心配なく学び続けられるよう、私学助成の増額・拡充を求める意見書について

議長(小嶋謙一君) 追加日程第1、発委第2号を議題といたします。

提案者、社会文教常任委員長の説明を求めます。

(社会文教常任委員長 池井 豊君登壇)

社会文教常任委員長(池井 豊君) コロナ禍においても私立高校生が学費の心配なく学び続けられるよう、私学助成の増額・拡充を求める意見書について、上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出いたします。

意見書案を読み上げて説明とさせていただきます。

コロナ禍においても私立高校生が学費の心配なく学び続けられるよう、私学助成の増額・拡充を求める意見書（案）。

今日、全国では約3割の高校生が私立高校で学んでおり、私立高校は公立高校と同様に公教育の場として大きな役割を果たしています。

令和2年度より私立高校生への就学支援金制度が拡充され、年収590万円未満世帯に上限396,000円の支援金が支給されることになりました。これにより新潟県では年収590万円未満世帯の授業料無償がほとんどの私立高校で実現しました。

しかしながら、就学支援金制度の対象が授業料のみに限定されているため、入学金や施設設備費の保護者負担は残されています。また、年収590万円を超える世帯では就学支援金が118,800円にとどまっており、学費の負担が一気に増えます。本県においては国と県の学費支援を受けても、年収590万未満世帯で年額約14万円から約24万円の負担が残され、さらに年収590万から910万円未満世帯では年額約47万円の負担が残されます。公立高校ではこれらの世帯は5,650円の入学金負担のみであることから、学費の公私間格差は依然として大きな開きがあります。

新型コロナウイルス感染症が収まる気配はなく、休業や失業など経済的に深刻な影響を及ぼし、県民の生活を脅かしています。とりわけ、私立高校の保護者にとっては学費負担が重くのしかかり家計への圧迫が懸念されます。

教育条件の公私間格差の是正も求められています。とりわけ、私立高校においては専任教員数が公立よりも少ない状況を改善する必要があります。私立高校は、「建学の精神」にもとづく独自の教育を推進しており、その学校独自の教育の伝統を継承していく専任教員の存在が不可欠です。また、一人ひとりの生徒にゆきとどいた教育を行うためにも専任教員増は欠かせません。

政府ならびに国会におかれましては、コロナ禍において私立高校生が学費の心配なく学校で学び続けられるよう、下記の事項について特段の措置を講じられるよう要望いたします。

#### 記

1. 私立高校生への就学支援金制度を拡充してください。
  - (1) 年収590万円を超える世帯への支援金を増額してください。
  - (2) 私立高校生を含む多子世帯の所得制限をなくしてください。
2. 私立高校入学金への新たな助成措置を講じてください。
3. 私立高校において専任教員増が可能となるよう、経常費助成を増額して

ください。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

新潟県南蒲原郡田上町議会

提出先は、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣、衆議院議長、参議院議長です。

続いて、コロナ禍においても私立高校生が学費の心配なく学び続けられるよう、私学助成の増額・拡充を求める意見書（案）。

新潟県では、高校生の約4人に1人が私立高校で学んでおり、私立高校は公立高校と同様に公教育の重要な役割を担っています。

令和2年度より私立高校生への就学支援金制度が拡充され、年収590万円未満世帯に上限396,000円の支援金が支給されることになりました。これにより新潟県では年収590万円未満世帯の授業料無償がほとんどの私立高校で実現しました。こうしたなか、全国の多くの自治体が国の制度拡充を受け、独自の学費軽減制度を拡充し、国の支援が不十分な年収590万円を超える世帯へ助成を講じる措置がとられました。

しかしながら、新潟県においては独自の学費軽減予算が一昨年度に約49%の減額となって以降、家計急変世帯に対する改善はおこなわれたものの、年収590万円を超える世帯への新たな助成措置もなく、年収590万円未満世帯への入学金や施設設備費等への助成制度の拡充も見られません。

そのため、私立高校生家庭の学費負担は国と県の学費支援を受けても、年収590万円未満世帯で年額約14万円から約24万円の負担が残され、さらに年収590万円から910万円未満世帯では約47万円の負担が残されます。一方で公立高校ではこれらの世帯の学生負担は5,650円の入学金のみとなっており、学費の公私格差は依然として大きな開きがあります。

新型コロナウイルス感染症が収まる気配はなく、休業や失業など経済的に深刻な影響を及ぼし県民の生活を脅かしています。とりわけ、私立高校の保護者にとっては学費負担が重くのしかかり家計への圧迫が懸念されます。

教育条件の公私間格差の是正も求められています。私立高校においては、専任教員数が公立よりも少ない状況を改善する必要があります。私立高校は「建学の精神」にもとづく独自の教育を推進しており、その学校独自の教育の伝統を継承していく専任教員の存在が不可欠です。また、一人ひとりの生徒にゆきとどいた教育を行うためにも専任教員増は欠かせません。

新潟県におかれましては、コロナ禍において私立高校生が学費の心配なく学校で学び続けられるよう、下記の事項について特段の措置を講じられるよう要望いたします。

#### 記

1. 学費の公私間格差の是正へ国の制度拡充と相まって、県独自の学費軽減制度を拡充してください。

(1) 年収590万円未満世帯において、施設設備費及び入学金の負担を軽減するため助成対象の拡大と助成の増額をおこなってください。

(2) 国の支援が不十分な年収590万円から年収910万円未満世帯に対し、県の上乗せ助成をおこなってください。

2. 私立高校において専任教員増を促進するため、経常費助成を増額してください。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

新潟県南蒲原郡田上町議会

提出先は、新潟県知事です。

以上です。

議長（小嶋謙一君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。池井委員長、ご苦労さまでした。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより発委第2号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより発委第2号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定し、意見書を関係機関に提出することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（小嶋謙一君） 異議なしと認めます。したがって、発委第2号は原案のとおり決定し、意見書を関係機関に提出することに決定しました。

---

日程第15 発議第5号 国葬実施の撤回を求める意見書について

議長（小嶋謙一君） 日程第15、発議第5号を議題といたします。

お諮りいたします。本案件につきましては、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小嶋謙一君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決定しました。

提案者、藤田議員の説明を求めます。

（4番 藤田直一君登壇）

4番（藤田直一君） 国葬実施の撤回を求める意見書（案）を読み上げて説明とさせていただきます。

田上町議会は、安倍晋三元首相が銃撃で殺害されたことに対しまして、深い哀悼の意を表し、暴挙への厳しい糾弾を表明します。

政府は、安倍晋三元首相の国葬を9月27日に日本武道館で行うことを閣議決定しました。しかしながら、国葬の要件を定めた基準やルールがないなかで、国会審議や議決の手順も踏まず、政府の発表によれば16億6千万円もの国費を投じて実施しようとしています。このことは、法治主義にも財政民主主義の原則にも違反するものです。

国民のなかでも評価が大きく分かれる安倍晋三元首相を礼賛する立場で国葬を実施することは、政治的立場・姿勢を、国家として全面的に公認・賛美することになりかねません。また、こうした形で国葬を行うことが、安倍晋三元首相に対する弔意を個々の国民に対して事実上強制することにつながるものが強く懸念されます。内心の自由は、憲法第19条に認められた人権です。

以上の理由により、田上町議会は安倍晋三元首相の国葬実施の撤回を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

新潟県南蒲原郡田上町議会

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣です。

以上であります。

議長（小嶋謙一君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。藤田議員、ご苦労さまでした。

これより発議第5号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

12番（池井 豊君） 私は、この意見書に反対の立場で討論に参加します。

安倍晋三氏は、桜を見る会やモリカケ問題等、いろいろなものがスキャンダル化されて、そういうところばかりクローズアップされているように映りますが、在任期間が憲政史上最大となる首相でございました。それから、外交に関してはもう数知れずの外交をこなし、日本の国益のために尽力された方だと思っております。

国葬の金額は別としまして、国葬という形で個々にそれぞれの人が弔意を表すというような体制ということが望まれるのではないかなと思っておりますので、この意見書については反対といたします。

以上です。

4番（藤田直一君） 私は、賛成の立場で討論に参加をいたします。

今回内閣は、内閣府設置法に基づいて内閣が主宰する儀式として行うのであれば閣議決定で問題がないという人もおりますが、今のところ国葬という儀式の定義、法的な規定が国にはありません。よって、内閣が勝手に判断するのではなく、国権の最高機関である国会による議決で決めるのが一番理解できるし、多少の批判はあったとしても多くの国民は理解したと思っております。国会で与党が過半数を占めているわけですから、そこは議決で何ら問題ないはずです。なぜ議決で決めなかったのか。もう少し時間を長く取り、国葬についても法規定を明確にすることも私は可能ではなかったのか、そのように思います。よって、今回この意見に賛成するものであります。

10番（熊倉正治君） 私は、この意見書については反対の立場で討論を行いたいと思っております。

国葬に対しては、私も反対であります。ただ、田上町議会として、こういった意見書を出すこと自体がどうなのかなという疑義が私にはあります。提出をすることに対して私は反対をしたいと思っております。

この意見書を出すまでの間には少し動きがあったようでありますが、町長、教育長のところに要望書も行ったようでありますが、議会の賛同される方がそこまでやることに関しては、私もいいのかなと思って賛成をしようと思っておりましたが、意見書まで提出をするということを知った中では、これは私は意見書までということであればあまり賛成はできないなというふうに思いました。ただ議会として本当にこの国葬に対して反対で撤回をしろという意見書を出すこと自体が果たしていいのだろうかという疑問が私にはございます。そういう意味で、国葬には反対ではあり

ますが、意見書を出すこと自体は私は反対であります。

以上です。

13番（関根一義君） 私は、国葬実施の撤回を求める意見書に賛成の討論を行います。

今国民世論は、過半数を超える国民が安倍国葬に反対の意思を表示しています。しかし、岸田首相はこうした国民の声を無視して強行実施を崩そうとしていません。

私の国葬実施の撤回を求める基本的立場は、先ほど意見書案を述べられましたから、その立場で示されているとおりでありますけれども、ここで一言付け加えたいと思います。国葬実施には反対の意思を表示するけれども、意見書提出にも反対であるという意見が先ほど熊倉議員からなされましたけれども、私は地方議会が地方議会の議決によって可決された意見書を国県に提出するというのは、地方自治法に認められている地方議会の権利であるというふうに考えておりますので、そのような見解を持つことに私は反対でありまして、したがって次のことを付け加えて私はこの意見書に賛成の立場を明確にしたいと思います。

先ほども話ありましたけれども、安倍元首相の長年にわたる在任期間における功罪等についても触れられましたが、この際明確にしておかなければならないのは、岸田首相がこの国葬を実施するに当たって、その意義について4つほど述べられていますけれども、その1つに、あのような暴挙が選挙期間中において行われたということに対して、民主主義に挑戦するものであり、非業の死を遂げたのだという言い方がありますけれども、しかし一方で、そうした事件の背景を見ておかなければならないと思います。安倍元首相と今現在国民の中において議論されております反社会的な組織とのつながり、このことが事件の糸を引いたことも事実であると思います。旧統一教会の直接の枢機と言われている天宙平和連合の国際会議において、ビデオメッセージにおいて参加し、旧統一教会の運動に強い賛意を示したことに、被疑者の供述の中で、そのことが大きな疑問として、あるいはある意味では恨みとして持っていたのだということが明らかになりました。こうした事実は、私たちは見逃すわけにはいかないと思います。

国の儀式については、内閣法においてそのことが実施できるのだという見解がありますけれども、しかし考えてみれば、先ほども話がありましたけれども、法的根拠のない国葬実施を国会の審議もなく実施するということは、誠にもって強権的な、一方的な行為であるというふうに断言せざるを得ません。したがって、私は断固としてこの国葬実施に対して反対をするということを明らかにして、賛成討論にしたいと思います。

14番（高橋秀昌君） 私は、賛成の立場で討論に参加します。

まず、第1番目に、先ほど他の議員から田上町が意見書を出すことはおかしいというご意見がありました。これはそれ自体が不可解な説明だと思います。意見書というのは、田上町の議会で案を出すこと自体が認められております。ただし、賛成多数とか賛成少数とかということで否決されることはあるにしても、意見書を出すことに何ら問題はないと考えます。

それから、もう一つは、非常に長い間元首相が頑張ってきたからいいというご意見があります。ひもといてみますと、自民党の佐藤栄作首相という方が、元首相おられました。この方は、昭和の時代で最も長い首相経験者なのです。さらに、この方はたしかノーベル平和賞も受けた方です。こういう方でさえ当時の自民党は国葬はできないと、それはそういう法律がないということで国葬を断念したという歴史的経緯があるのです。それと比べて今回どう変わったかという、唯一違うのは内閣府設置法における閣議決定という問題です。調べてみたら、ここには確かに内閣でそういう規定はあるのですが、残念ながら国葬という規定は全くないのです。だから、多くの弁護士会が、法的に間違っていると、法律がないのだということを主張しています。私も幾つか調べましたが、全国非常にたくさんの法律事務所が反対声明を出している。その中身を見ると、法律の専門家ですから、そういう法はないということを指摘しております。しかも、国葬を国家予算でやるわけですから、当然にして本来であれば国の最高決議機関である国会で審議しなければならないのに、それもしない。こういうことからすると、様々な角度から、中には安倍首相大好きな方もいると思うのですが、冷静に見ていくと、国葬がふさわしいかどうかというのは、そういった法律の面、歴史の部分から見ていったら、ふさわしくないというふうに見るのが普通感覚だと思うのです。

さらに、国葬というのは、岸田首相自身が言っているのだけれども、国民は礼節をもってこれを迎えるべきだということを言っているのです。たとえ強要しないといっても、国葬ということになるとそれに付度して、地方の中では子どもたちに黙祷をささげるとか、そういうことさえ起きかねません。私の知る限りでは、ある地方では既にそういう流れがつくられているという状況もあります。こうした点では、国葬をやらなくて、いつもやっている自民党葬なり国民葬なりにしていくことがふさわしいのではないかと、このことを提起しまして、賛成の討論としたいと思っております。

議長（小嶋謙一君） ほかにありませんか。

ほかにご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより発議第5号の採決を行います。

本案は、起立採決といたします。本案は原案のとおり決定し、意見書を関係機関に提出することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

議長(小嶋謙一君) 起立多数であります。したがって、発議第5号は原案のとおり決定し、意見書を関係機関に提出することに決定しました。

---

#### 日程第16 議員派遣の件について

議長(小嶋謙一君) 日程第16、議員派遣の件について議題といたします。

お諮りいたします。本件につきましては、会議規則第129条の規定によって、お手元に配付いたしました内容で議員を派遣することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(小嶋謙一君) 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件につきましては、お手元に配付いたしました内容で議員を派遣することに決定しました。

---

#### 日程第17 閉会中の継続調査について

議長(小嶋謙一君) 日程第17、閉会中の継続調査について議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から所管事務調査について会議規則第75条の規定によって、お手元に配付の申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(小嶋謙一君) 異議なしと認めます。したがって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

佐野町長からご挨拶をお願いいたします。

町長(佐野恒雄君) 大変ご苦勞さまでございました。議会閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

9月8日から本日までの15日間にわたりまして、慎重審議の上、それぞれご決定、またはご承認をいただき、誠にありがとうございました。特に今議会は、令和3年度の決算審査の議会でもあり、長期間の議会となりました。多くのご意見あるいはご提案をいただき、大変ありがとうございました。皆様方からいただいたご意見は、今後の町政運営にできるだけ反映していきたいと考えております。本当に長丁場、大変ご苦労さまでした。ありがとうございました。

議長（小嶋謙一君） これをもちまして令和4年第3回田上町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

---

午後2時47分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和4年9月22日

田上町議会議長 小嶋謙一

田上町議会議員 椿 一 春

” 議員 熊倉正治

別紙

令和4年 第3回 田上町議会（定例会）議事日程			
議事日程第3号 令和4年9月22日（木） 午後1時30分開議			
日程	議案番号	件名	議決結果
		開議	
第1	承認第11号	専決処分（令和4年度田上町一般会計補正予算（第5号））の報告について	承認
第2	承認第12号	専決処分（同年度田上町一般会計補正予算（第6号））の報告について	承認
第3	議案第36号	田上町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	原案可決
第4	議案第37号	令和4年度田上町一般会計補正予算（第7号）議定について	原案可決
第5	議案第38号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）議定について	原案可決
第6	認定第1号	令和3年度田上町一般会計歳入歳出決算認定について	認定
第7	認定第2号	同年度田上町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定
第8	認定第3号	同年度田上町集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定
第9	認定第4号	同年度田上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	認定
第10	認定第5号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	認定
第11	認定第6号	同年度田上町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定

日程	議案番号	件名	議決結果
第12	認定第7号	同年度田上町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	認定
第13	認定第8号	同年度田上町水道事業会計決算認定について	認定
第14	請願第2号	「コロナ禍においても私立高校生が学費の心配なく学び続けられるよう、私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択を求める請願について	採択
追加 日程 第1	発委第2号	コロナ禍においても私立高校生が学費の心配なく学び続けられるよう、私学助成の増額・拡充を求める意見書について	原案可決
第15	発議第5号	国葬実施の撤回を求める意見書について	原案可決
第16		議員派遣の件について	決定
第17		閉会中の継続調査について	決定